

独立行政法人 国際交流基金
令和2年度業務実績評価

令和3年8月
外務省

目 次

I. 評価の概要 及び 総合評定	1
II. 項目別自己評価書	8
No. 1 文化芸術交流事業の推進及び支援	9
No. 2 海外日本語教育	28
No. 3 海外日本研究・知的交流の推進及び支援	53
No. 4 アジア文化交流強化事業の実施	68
No. 5 国際文化交流への理解・参画促進	84
No. 6 海外事務所等の運営	92
No. 7 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	99
No. 8 組織マネジメントの強化	102
No. 9 業務運営の効率化、適正化	108
No. 10 財務内容の改善	119
No. 11 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	125
No. 12 内部統制の充実・強化	134
No. 13 事業関係者の安全確保	139
No. 14 情報セキュリティ対策	142

I . 評価の概要 及び 総合評価

独立行政法人国際交流基金 令和 2 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際交流基金	
評価対象	年度評価	令和 2 (2019) 年度 (第 4 期中期目標期間)
事業年度	中期目標期間	平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	大臣官房 (外務報道官・広報文化組織)	担当課、責任者	広報文化外交戦略課長 長尾 成敏 文化交流・海外広報課長 津田 陽子
評価点検部局	大臣官房 (考査・政策評価室)	担当課、責任者	考査・政策評価室長 本田 誠

3. 評価の実施に関する事項
1. 監事からの意見聴取 (令和 3 年 6 月 24 日) 2. 理事長による業務実績説明 (外務省及び外部有識者 (外務省独立行政法人評価アドバイザー) 出席) (令和 3 年 7 月 16 日) 3. 外部有識者からの意見聴取 (上記 2. を踏まえたコメントシートの提出)

4. その他評価に関する重要事項
項目別自己評価書記載事項の扱いを以下のとおりとする。 (1) 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット (アウトカム) 情報」ア. 定量的指標及び関連指標の計画値、実績値、達成度を記載。 (2) 「2. 主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」 ア. 人件費については、「予算額」「決算額」には含まず、「経常費用」には含む。イ. 海外事務所における事業費・従事人員数は含まない。

独立行政法人国際交流基金 令和2年度評価 総合評価

1. 全体の評価				
評価		A		
(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価状況				
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
B	A	A	A	
評価に至った理由				
以下を踏まえ、「A」評価とした。 ・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」7 項目のうち、「S」評価 2 項目、「A」評価 2 項目、「B」評価 3 項目となり、コロナ禍の影響により国際間の人的往来や集客を伴う事業が著しく制限された中であって、過半の 4 項目で所期の目標を上回る成果をあげたことに加え、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目のうち、「組織マネジメントの強化」、「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」が所期の目標を上回る成果を上げた他、残りの項目についてすべて所期の目標を達成したと認められたため。 ・法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評価に影響を与える事象はなかった。				

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
国際交流基金は独立行政法人国際交流基金法に基づき、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の対外関係の維持発展に寄与することを目的とし、各種の国際文化交流事業を実施している。 第 4 期中期目標期間の 4 年目となる令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受け、各国で厳しい防疫措置が取られる中、国境を越えた人的移動を伴う事業、実会場に多くの来場者を集める事業の実施に著しい制約が課され、2020 年 7 月開催の日本語能力試験 (JLPT)、日本語パートナーズ派遣、外交上重要な周年での公演事業等、多くの事業を中止・延期することとなった。こうした中、オンラインを活用した事業への取組を強化するとともに、外務省・在外公館との緊密な連携により、各国・地域ごとの感染症状況をきめ細かく把握し、可能な都市における実会場での事業機会確保にも最大限努めた。 主要な事業実績は以下のとおりである。 ア. 「国際交流基金日本語基礎テスト」 (JFT-Basic) 「外国人材向け日本語事業」の一環として 2019 年 4 月に開発した JFT-Basic は、主として就労のために来日する外国人が遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測るための、CBT (Computer Based Testing) 方式による日本語試験であるが、令和 2 年度は、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ミャンマー及びネパールの 7 か国において、各国政府等の感染症拡大防止にかかる措置や方針を踏まえて試験会場における感染症防止対策を徹底して実施し、海外受験者は年間 15,053 人となった。また、2021 年 3 月からは、技能試験関係機関や日本国内の受験者・関係者からの要望を踏まえ、日本国内での試験を開始した。47 都道府県に試験会場を設けて実施した結果、2,529 人が受験、令和 2 年度の海外・国内の総受験者数は 17,582 人となった。 イ. 文化芸術交流事業 文化芸術交流事業では、公演・展示事業等の中止を余儀なくされる一方で、コロナ禍における新たな試みとし

て、日本の優れた舞台芸術作品を英・仏・露・中ほかの字幕付きでオンライン配信する「Stage beyond Borders」、オンライン展覧会「距離をめぐる 11 の物語」、多様な言語の翻訳家によるオンライン座談会シリーズ「More than Worth Sharing」、オンライン日本映画祭等、様々なオンライン事業への取組を強化し、従来とは異なる対象にもリーチを広げ、多数の視聴者を得ることに成功した。

また「放送コンテンツ等海外展開支援事業」を通じて海外のテレビ局に無償提供された日本のテレビ番組は、今期中期目標期間中 121 か国・地域を超える広域において、のべ 2,554 番組以上（令和 2 年度は、83 か国・地域のべ 583 番組）放送される等、コロナ禍の中にあつて、海外における対日関心の維持・喚起と日本理解の促進に貢献した。

一方で、各地の当局が求める感染症対策を徹底しつつ、実会場での巡回展（19 か国 26 都市）、日本映画上映会主催事業（18 か国・地域）を実施したほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に先駆け、令和元年度にアテネでの聖火引継ぎ式にあわせて開催する予定が延期となっていた日本現代美術展「Relay to Tokyo—継承と発展」の開催（2020 年 7～9 月）も実現した。

ウ. 日本語教育事業【重要度：高】

日本語教育事業については、海外において質が高く安定した日本語教育が広く行われるよう、日本語専門家派遣（42 か国 121 ポスト、但しコロナ禍により避難一時帰国や赴任延期が発生した一部では日本国内からのオンラインでの活動継続）、各国地域の教師に対する研修事業（オンラインも活用して昨年実績を上回る 1.5 万人が参加）、各日本語教育機関の活動に対する助成事業（85 か国・地域 514 件）等、各国・地域の状況、とりわけコロナの影響によるオンライン教育対応への需要等も踏まえつつ、学習基盤整備事業を中心に事業を実施した。さらに、EPA に基づく我が国への看護師・介護福祉士受入れ促進のための訪日前日本語研修（オンライン実施）や e ラーニング教材の開発及び活用促進に努めた。とりわけ、日本での生活や仕事に必要な基礎的日本語を学ぶウェブ教材『いろどり 生活の日本語』は、すべての教材及び音声データをウェブ上に無料公開し、コロナ禍における在宅学習等の需要に幅広く応えた。学習者の能力を総合的に測る試験として広く国内外で活用される日本語能力試験については 2020 年 7 月開催を全世界一斉中止とせざるを得なかったが、同年 12 月開催については感染症対策の徹底により実施可能な国・地域で実施した。また上述のとおり「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」の開発・実施を着実に実施した。

エ. 日本研究・知的交流事業

日本研究・知的交流事業では、日本研究機関支援（11 か国・地域 24 機関）、日本研究プロジェクト支援（13 か国・17 件）を通じて各国の日本研究基盤整備に努めた。日本研究フェローシップで訪日研究機会を与えるべく採用した研究者（39 か国・地域 127 名）については大半の来日が不可能となり、前年度からの継続滞在者となつて 61 名が日本での研究を行うに留まったが、こうした中、平成 30 年度より次世代日本研究者育成を目的に実施してきた協働研究ワークショップ参加者へのオンラインによるフォローアップ事業を展開する等、時宜にかなった事業を実施した。知的対話・共同事業においても国際間の人的往来が困難な中、発信力の高い有識者との間に築いたネットワークを活かし、日中知的交流強化事業への過去参加者のエッセー連載企画や、米国エスニック・コミュニティの知識人をスピーカーとするオンラインセミナー等の事業を行った。また、日本との交流や日本文化の発信を担う米国各地の日米協会等の多くが経済的な影響を大きく受けたことから、「日米草の根文化交流基盤緊急支援プロジェクト」を実施したほか、官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」の行動計画に基づく Grassroots Exchange Japan（GEN-J）プログラムを通じて米国中西部及び南部各州の日米協会等に派遣中の「日米交流ファシリテーター」が、オンラインを通じた日本文化の紹介を活発に継続した。

オ. アジア文化交流強化事業【重要度：高】【難易度：高】

2013 年に日本政府が発表したアジアとの新しい文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り

合うアジア～」への取組として実施するアジア文化交流強化事業の 7 年目、日本語パートナーズ派遣事業では、コロナ禍の影響のため予定されていたすべての派遣を中止したが、日本語能力向上を図りたいという現地日本語教師からの声、日本語や日本文化に触れたいという学習者へのフォローアップのための様々な取組を、過去に派遣されていた日本語パートナーズの協力を得て行った。

この他、「JFF（Japanese Film Festival：日本映画祭）アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」では、映画館でのリアルな日本映画祭（JFF）（6 か国 1.2 万人）とオンライン配信日本映画祭（JFF Plus：Online Festival）（8 か国/総視聴回数 6.4 万回）の双方を実施したほか、日本とアジアの人々の交流基盤が損なわれることのないよう、ASEAN 各国を中心とするアジアとの間の、人の移動を伴わないオンラインでの交流事業を支援する特別助成を実施する等の事業を展開、のべ 174 件の事業に約 13 万人の参加を得、コロナ禍という特殊な状況の下で、アジアと日本の文化交流を抜本的に強化するという目的に最大限貢献した。

カ. その他

その他、業務運営の効率化、財務内容の改善及び業務運営に関する重要事項においても、「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」【重要度：高】【難易度：高】が所期の目標を上回る成果をあげたほか、残りの項目において年度計画における目標を着実に実行し、安定的かつ効率的に組織運営を行った。なお、令和 3 年度に入り、ワクチン接種の進展により状況改善の兆しが見え始めている国・地域も出てきているものの、引き続き状況を注視しながら安全確保に万全を期すとともに、リアルな事業の再開と、デジタル事業への取組強化のバランスを図りながら対応していく必要がある。

（2）全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評価で指摘した課題、改善事項

その他改善事項

特になし。

主務大臣による改善命令を検討すべき事項

特になし。

4. その他事項

監事等からの意見

- 1 基金の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。
- 4 会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の方法及び結果は妥当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、基金の状況をただしく示しているものと認める。
- 6 給与水準の状況については、勤務地域及び専門性を考慮して妥当と認める。
- 7 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、調達等合理化計画や契約監視委員会の審議等を踏まえて継続的な改善の取組がなされていると認める。

	8 理事長の報酬水準については、事業内容の特性及び他法人の参考事例等を踏まえて、妥当と認める。 9 保有資産の見直しについては、適切に行われていると認める。
その他特記事項	有識者からの主な意見の概要は以下のとおり。 (No. 1)「事業実施に当たっては、特に対日関心層の拡大に留意し、文化・芸術の各分野の事業を通じて海外における効果的かつ効率的な対日関心の喚起、対日理解の促進を図る」との年度計画を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大状況下にもかかわらず、①「JFF Plus: Online Festival」や「Beyond the Lines」など、様々な取り組みが開催され、多数の国・地域そして地方都市などにも事業を展開したこと、②放送コンテンツ等の海外支援事業が 83 地域の広範囲において実施され、オンライン配信でも取り組んだこと、③一部事業の実施は中止となったが、それに替わる様々な取り組み「日中高校生対話・協働プログラム」・「日本文化セミナー」「ふれあいの場」が行われ、外交上重要な機会における大型事業を可能な限りの工夫を試みて実施したことの3点から、十分に評価。自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 (No. 2) 報告書のアウトプット情報からも定量指標実績値は着実に伸びており、「新たな外国人材の受入れ」に対応する取り組みが行われている点は高く評価。①「生活者のための日本語」能力の測定である JFT-Basic の開発とその実施は、日本語教育のニーズに呼応した取組であり、受験者数の著しい増加も時宜を得た取組の結果。また、②生活者のための『いろどり 生活の日本語』の教材とそれに基づくオンライン学習、さらには、③従来の e-learning プラットフォーム「みなと」などの充実と利用範囲の拡大、そして、④オンラインを活用した日本語教育、訪日前研修や世界各地の現地日本語教師教育など、新しいタイプの日本語教育を牽引し、ICT教育実践のパイオニア的存在感を示している。それらの実績から、自己評価書の「S」との評価結果は妥当。 一方、海外に移住した邦人の子孫などに対する「継承語」については、そのニーズの高まりを背景に、今後の取組を期待。 (No. 4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により日本語パートナーズ派遣は全面中止されたが、各種制約の中でさまざまな工夫を試みている点は評価。①パートナーズ経験者による成果発表会やオンラインセミナーなどによる交流機会創出や、②「アジア交流ラウンジ」や「アジアセンター寺子屋」の取組はユニークであり、カバーしたエリアの拡大にその成果が見られ、評価できる。③定量評価の面でも人物交流や協働事業の項目では高い値を示しており、自己評価書「A」は妥当。パートナーズ事業は、パートナーズ経験者による日本のアジア理解にも繋がる重要な事業である点を考慮し、さらなる継続を期待。 (No. 5) 新型コロナウイルス感染症拡大の制約を強く受けた分野だが、基金の自己評価は妥当。新型コロナウイルス感染症拡大状況下で「国際文化交流」に対する国民の目線が厳しくなることが予想されるが、SNSや動画などを通しその意義を特に若い世代へ発信してほしい。国際交流基金の職員により執筆・刊行された『国際文化交流を实践する』は素晴らしい試み。今後ゲートキーパーやインフルエンサーへのアプローチが鍵になる。 (No. 11) 外務省と基本的な目的や方向性は共有しつつ、それぞれの強みを活かしながら、巧みに棲み分けが行われている点を高く評価。国際交流基金の強みは（広義の）政策環境を多面的に開拓し、中長期的な視点から「種まき」を行う点にあると思われるので、その利点を今後も活かし続けて頂きたい。

独立行政法人国際交流基金 令和2年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項 目 別 評 定 調 書 No.	備考
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
文化芸術交流事業の推進 及び支援	A	<u>S</u> ○	A	A		No. 1	
海外における日本語教育・ 学習基盤の整備	A○	A○	S○	S○		No. 2	
海外日本研究・知的交流の 推進及び支援	B	B	B	B		No. 3	
「アジア文化交流強化事 業」の実施	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○		No. 4	
国際文化交流への理解及 び参画の促進と支援	A	A	A	A		No. 5	
海外事務所等の運営	B	B	B	B		No. 6	
特定寄附金の受入による国 際文化交流活動（施設の 整備を含む）の推進	B	B	A	B		No. 7	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
組織マネジメントの強化	B	B	B	A		No. 8	
業務運営の効率化、適正化	B	B	B	B		No. 9	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	C	B	B	B		No. 10	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項							
外交上の重要地域・国を踏 まえた機動的、戦略的な事業 実施	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		No. 11	
内部統制の充実・強化	C	B	B	B		No. 12	
事業関係者の安全確保	B	B	B	B		No. 13	
情報セキュリティ対策	B	C	B	B		No. 14	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評価語の横に「○」を付す。難易度を「高」と設定している項目については、各評価語に下線を引く。

Ⅱ．項目別評価

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 1	文化芸術交流事業の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 1－2】公演来場者数	計画値	1 公演あたり平均 500 人以上	平成 27 年度の実績平均値 1 公演あたり 453 人	500 人	500 人	500 人	500 人	
	実績値			603 人	956 人	731 人	- ※	
	達成度			121%	191%	146%	- ※	
【指標 1－3】映画上映会来場者数	計画値	1 プロジェクトあたり平均 1,600 人以上	平成 24 年～27 年度の実績平均値 1 公演あたり 1,591 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	
	実績値			1,864 人	2,390 人	2,547 人	1,989 人	
	達成度			117%	149%	159%	124%	
【指標 1－4】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。	計画値	54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。	平成 29 年 1 月末実績 51 か国／のべ 200 番組	54 か国以上、のべ 500 番組以上	54 か国以上、のべ 400(累計 900) 番組以上	54 か国以上、のべ 400(累計 1,300) 番組以上	54 か国以上、のべ 400(累計 1,700) 番組以上	
	実績値			101 か国・地域、のべ 908 番組	53 か国・地域、のべ 341 番組(累計 112 か国・地域のべ 1,249 番組)	84 か国・地域、のべ 722 番組(累計 116 か国・地域のべ 1,971 番組)	83 か国・地域、のべ 583 番組(累計 121 か国・地域のべ 2,554 番組)	

							組)	
	達成度			182%	139%	152%	150%	
主催文化芸術 交流事業にお ける報道件数	実績値			3、835 件	12、069 件	2、552 件	1、717 件	
来場者・参加 者アンケート において対日 関心喚起、日 本理解促進を 測る項目の5 段階評価で上 位2つの評価 を得る割合	実績値			88%	86%	87%	87%	
主催事業実施 件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 336 件	1、1 44 件	639 件	927 件	693 件	
助成事業実施 件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 266 件	193 件	176 件	168 件	55 件	
日中交流セン ター事業の派 遣・招へい人 数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 160 人	119 人	123 人	105 人	26 人 【参考】 オンラ イン交 流参加 人数 1、663 人	
中国高校生長 期招へい事業 による被招へ い者及び受入 校アンケート の5段階評価 で上位2つの 評価を得る割 合	実績値			96%	92%	92%	90%	

<目標水準の考え方>

○公演への来場者目標数について、前期中期目標期間中の最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指

すとの考えから、平成 27 年度実績平均値以上を目標とした。

○映画上映会への来場者目標数について、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 24～27 年度平均値以上を目標とした。

○放送コンテンツ等海外展開支援事業は、提供国数及びのべ番組数の最新の実績値である平成 29 年 1 月末時点の実績を上回ることを目標とする。

<想定される外部要因>

○二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化が事業実施の阻害要因となったり、アンケート等の結果に影響を与えたりする可能性がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3, 536, 628	6, 744, 286	3, 369, 291	1, 965, 074	
決算額（千円）	3, 165, 715	5, 346, 084	2, 949, 227	2, 288, 477	
経常費用（千円）	3, 474, 778	5, 353, 529	2, 989, 779	2, 282, 800	
経常利益（千円）	1, 308, 045	2, 531, 450	459, 401	▲259, 284	
行政コスト（千円）※	3, 288, 063	5, 177, 751	2, 990, 767	2, 282, 800	
従事人員数	49	47	36	36	

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業、文化遺産の保護等の国際貢献事業を実施（主催事業）又は支援（助成事業）する。また、青少年を中心とする日中両国民相互間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性及び今後の動向を的確に把握するとともに、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な事業の実施につなげる。

更に、平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【中期計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する。また、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業を積み重ねることで文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築する。事業の実施に当たっては、外務本省や在外公館と連携して、外交との連動を十分に意識した事業展開を行うとともに、他の政府機関との役割分担に配慮しつつ、効果的かつ効率的に対日理解・関心を増進させることを目指す。

なお、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業に活用する。

・公演等の実施又は支援

海外における対日関心の喚起と日本理解の促進を図るため、日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・展覧会の実施又は支援

海外において効果的・効率的に日本理解の促進を図るため、日本国内外の美術館・博物館等との共催による日本美術・文化に関する展覧会の実施、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加や、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館への支援を実施する。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

日本映画の紹介による日本理解促進のため、海外において映画フィルム及び DVD・ブルーレイ等のデジタル上映素材を用いて、日本映画上映会を実施する。また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースでは我が国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域における我が国のテレビ番組の放送を促進する。なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）の一環として措置されたことを踏まえ、本事業のために活用する。さらに、平成 30 年度補正予算（第 2 号）及び「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、これまでに獲得した放送枠を継続し、新たに生じた需要へ対応するために活用する。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約 1 年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業においては参加者の相互理解の促進を目指す。

・「ジャポニスム 2018」の実施

平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 外交上の重要性に基づき、実施地、対象層及び実施手段を的確に選択の上、事業の集中的な実施を検討する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、

日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向等）や、文化交流基盤（劇場、美術館等文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、地域・国別事業方針に基づく事業を効果的に実施する。また、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。

- c. 文化芸術交流事業の様々な手法を組み合わせた複合的・総合的な事業実施や、専門家同士の交流、共同制作、共同作業の実施により、より深い日本理解につなげる。
- d. 共催・助成・協力等多様な形態で他機関との連携を図ることにより、外部リソースを活用し、事業実施経費を効率化するとともに、文化交流を活性化する。
- e. 日本国内外において、文化芸術交流に関する情報を収集し、文化芸術交流の成果等に関する情報発信を的確に行う。専門家間の相互交流やネットワーク構築・国際的対話を促進することにより、基金事業も含め、国際文化交流を促進する。
- f. 日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。
- g. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
- h. 文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成18年法律第97号）の着実な施行に配慮する。
- i. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する事業、また、文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築するための、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業型事業を、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下のように実施する。事業実施に当たっては、特に対日関心層の拡大に留意し、文化・芸術の各分野の事業を通じて海外における効果的かつ効率的な対日関心の喚起、対日理解の促進を図る。

なお、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業に活用する。

・公演等の実施又は支援

日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。『日本祭り』開催支援事業では、海外における日本祭り等の日本関連イベントにおいてハイライトとなり得る日本文化紹介事業を実施する。「主催公演」事業では、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、両事業において1公演あたりの平均来場者数500人を達成することを目標とする。また、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施する目的で渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対する支援を行う。

・展覧会の実施又は支援

海外における日本美術・文化に関する展覧会、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加などの諸事業を実施する。また、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館や、日本美術コレクションを有し、その有効活用のための基盤整備を必要とする欧米の美術館・博物館に対する支援を実施する。

・日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

日本語図書の外国語翻訳・出版を行う海外の出版社に対する支援や海外で開かれる国際図書展への参加を実施する。

・人物交流、情報発信等の実施又は支援

国際共同制作や人物交流等を含む双方向型、共同作業型の事業、並びに相手国の文化振興や文化交流の基盤整備等に資する国際貢献事業を実施又は支援する。また、日本文化や国際交流に関する情報発信や、学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、出版等の事業企画につなげる。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

海外において映画フィルム及びDVD・ブルーレイ等のデジタル素材を用いて、日本映画上映会を実施する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、主催事業につ

いては、1プロジェクトあたりの平均来場者数1、600人の達成を目標とする。

また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースではわが国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域において我が国のテレビ番組を放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。計54か国以上、のべ400番組以上の放送達成を目標とする。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約1年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流事業等を実施する。中国高校生長期招へい事業をはじめとした上記事業の実施を通じ、日中両国からの参加者の相互理解の促進を目指す。

【主な評価指標】

【指標1－1】来場者・参加者の対日関心喚起、日本理解促進

（関連指標）

・主催文化芸術交流事業における報道件数

・来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標1－2】公演来場者数1公演あたり平均500人以上（平成27年度の実績平均値1公演あたり453人）

【指標1－3】映画上映会来場者数1プロジェクトあたり平均1、600人以上（平成24年～27年度の実績平均値1公演あたり1、591人）

（関連指標）

・主催事業実施件数（年度）（平成24～27年度の実績平均値336件）

・助成事業実施件数（年度）（平成24～27年度の実績平均値266件）

【指標1－4】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54か国以上、のべ500番組以上の放映を達成する。（平成29年1月末実績51か国／のべ200番組）

【指標1－5】中国高校生長期招へい事業による参加者の相互理解の促進

（関連指標）

・日中交流センター事業の派遣・招へい人数（年度）（平成24～27年度の実績平均値160人）

・中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合

3－2. 業務実績

新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生により、世界的に人の移動や社会的活動の制限が続いた令和2年度は、実演や実物に接する直接体験の機会創出に主眼を置いてきた文化芸術分野の事業の多くが甚大な影響を受け、公演、展覧会、映画上映会、人物交流等を中心に、当初計画していた事業の中止や延期、規模縮小を余儀なくされるケースが多数生じた。こうした逆境の中、感染拡大防止に最大限の注意を払いながら、一部の展覧会や映画上映会等の集客を伴う事業を可能な限り実現しつつ、オンラインを活用した新規企画への切替や、将来事業を推進するためのリソースの拡充等に注力し、これまで築いてきた事業関係者のネットワークを活かして日本文化の多様な魅力の紹介に努めた。専門家も交えた調査検討・準備を経て、課題を乗り越えながら立ち上げた新規オンライン事業では、その特性を活かした対話の機会やコンテンツ紹介を実現し、国内外の新たな観客層の開拓にも貢献した。また、欧米美術館基盤整備や翻訳出版助成といった、比較的コロナ禍の影響を受けにくい事業を着実に実施し、成果をあげた。

（1）公演等の実施又は支援

世界中で外国への渡航や観客を入れての催しができない状況が続き、令和2年度に予定していた公演企画は、主催公演（7件）、日本祭り開催支援（4件）、海外派遣助成（51件）、パフォーミング・アーツ・ジャパン北米・欧州（17件）のほぼ全件がやむなく見送られることとなった。こうした中、米国の全米桜祭りオープニング公演を現地と連携してオンラインで実現させたほか、コロナ禍に対応する新たな企画を立ち上げた。

ア. 全米桜祭りオープニング公演（日本祭り開催支援）

アニメ作品を基にした実演ミュージカルとして世界でも人気を集める 2.5 次元ミュージカル、米国と日本を拠点に活躍するタップダンサーの熊谷和徳氏、東日本大震災を契機に結成された福島青年管弦楽団、全国高校書道パフォーマンス甲子園での優勝及び多数の入賞歴を誇る松本蟻ヶ崎高等学校書道部が、事前に特別制作した映像作品により出演。米国ロサンゼルス の和太鼓グループ TAIKOPROJECT とともに、100 年以上にわたり続く桜祭りのオープニングを飾り、逆境においてなお日米両国民の心のつながりをアピールする機会となった。視聴者からは「この状況でも、日本と日本を愛する人々をつなぐことを可能にした努力に感謝したい」等の好意的なコメントが多数寄せられ、報道件数は 72 件を数えた。

イ. コロナ禍における新規取組

公演団を海外に派遣することができない中、コロナ禍における新規の試みとして、日本の舞台芸術作品動画配信シリーズ「Stage beyond Borders」を立ち上げるとともに、日本と海外の公演団による国際共同制作プロジェクトを開始した。前者は、集客を伴う催しを行うことができない間も、オンラインを活用することで日本の舞台芸術の魅力をより広い世界に向けて発信することを企図し、後者では、自由な往来が制限される中でも、コロナ収束後を見据えて、アーティスト間・専門家同士のネットワークを維持し、深め、ともに新しい創作に取り組む場を育てることに努めた。

2021 年 2 月から次々に公開を開始した「Stage beyond Borders」では、現代演劇、ダンス・パフォーマンス、伝統芸能の分野から、新作を含めた多彩なジャンルの優れた作品を厳選して配信用動画を制作、令和 2 年度中に 9 作品を、英・仏・露・中ほかの字幕付きで公開した。日本の幅広いジャンルの舞台芸術を多言語で無料配信するプラットフォームは前例のないもので、ライブ公演のインパクトという点では及ばないものの、時間的・空間的に広範囲からアクセスを得やすいオンライン配信の特性を活かすことで、従来公演団を派遣する機会が限られていたアフリカ等の地域をはじめ、従来とは異なる対象にもリーチでき、多数の視聴者を得ることに成功した。国内外の舞台芸術関係者からも、海外公演の中止により日本のアーティストのプレゼンスが低下している中、将来的な海外展開への布石となる事業として高い評価を得た。

(2) 展覧会の実施または支援

世界各地の美術館等が閉鎖を余儀なくされ、企画展として計画していた 6 件のうち 5 件が中止となり、参加を予定していた国際展も延期された。こうした状況がありつつも、本邦からの人の派遣を伴わないコンパクトな内容による巡回展は、会期の調整や規模の縮小といった対策を講じながら、可能な限り実際の展覧会として実施したほか、コロナ禍に影響されない新規事業に取り組んだ。

ア. 「Relay to Tokyo—継承と発展」アテネにおける日本現代美術展（企画展）

本展覧会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に先駆け、アテネで行われる聖火引継式のタイミングにあわせて令和元年度中の実施を計画、準備していたが、聖火引継ぎ式自体が大幅縮小され、延期されていたものである。その後、会場となるビザンチン・クリスチャン美術館の再開を受け、当初予定から 4 か月遅れる形とはなったが、十分に安全対策をとった上で 2020 年 7 月から 9 月まで開催した。作家、キュレーターの現地渡航がままならない中、完全リモートで設営を行い実現した本展は、コロナ禍において集客が限られる中でも話題を呼び、カテリーナ・サケラロプル大統領をはじめ約 5 千人が会場を訪れ、ギリシャと日本で合わせて 43 件の報道がなされた。

イ. ヴェネチア・ビエンナーレ第 58 回国際美術展帰国展（国際展）

世界の注目を集める催しの一つ、ヴェネチア・ビエンナーレにおいて、基金は毎年日本館展示を主催しているが、令和 2 年度に予定され、参加準備を進めていた第 17 回国際建築展は、開催が 1 年延期されることとなった。

その一方、令和 2 年度は、前年の第 58 回国際美術展における日本館展示「Cosmo-Eggs | 宇宙の卵」の帰国展を日本において実施。ヴェネチアでの展示内容を再構成し、アーティゾン美術館（東京）で開催した本帰国展では、感染予防対策を万全に取った上で、アーティスト・トーク、ギャラリー・トークをはじめとした関連行事も積極的に展開し、コロナ禍にもかかわらず総計 4.5 万人を超える来場者を集めて大きな反響を呼び、全国紙にも取り上げられた。ヴェネチアにおける事業の成果を国内に還元するという意味でも、貴重な機会を提供するものとなった。

ウ. コロナ禍における新規取組

上記取組と並行して、コロナ禍における新たな日本美術紹介事業として、日本の現代美術家によるオンライン展覧会と、6名の美術家を取り上げた動画配信シリーズを公開した。

オンライン展覧会「距離をめぐる 11 の物語」は、人や物の移動が難しくなるコロナ禍にあって「周囲の世界との距離」というタイムリーなテーマを設定し、それを掘り下げる形で 11 名の作家の多くが新作を制作したことにより、共感と呼ぶテーマの下でクオリティの高い作品が揃う展覧会となった。ウェブ・デザインも世界の視聴者から評価され、普段日本の現代美術があまり紹介されることのない地域も含め、年度末 3 月後半の公開ながら本年 5 月までに 10 万件以上のアクセス数を記録している。

また、動画配信シリーズ「Beyond the Lines」では、コロナウイルス感染拡大により予定されていた展覧会が中断・延期される等の影響を受けた作家 6 名を取り上げ、展覧会の様子を撮影した映像とインタビューにより、ビデオを作成。パンデミック下における日本の美術家の創作活動やその日常を世界へ向けて発信した。

エ. 巡回展

全世界に向けた事業として、令和 2 年度も国際交流基金巡回展（現在 17 セット）を世界各地で実施した。新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、開催中止や縮小が相次いだ。世界各地から寄せられた要望に応えるべく、開催国の政府等が定める感染予防策を遵守しつつ、可能な限り巡回実現に努めた。陶芸・工芸・日本人形等、日本の伝統美を紹介するものから、現代美術・写真・建築・デザイン等、今日の日本を伝える内容のものまで、17 の巡回展を 88 都市に巡回させる年度当初の計画であったが、最終的には 14 の巡回展を 19 か国 26 都市で開催した。総計約 6.8 万人が会場を訪れ、来場者からは「新型コロナウイルス感染が続く中で、このような展覧会を見られてよかった」

（「マンガ・北斎・漫画」展）、「コロナ禍においてもこのような展示会を実施してくれたことに感謝したい」（「日本人形」展）、また「渡航制限が厳しいコロナ禍だからこそ、展示セットの巡回というアイディアはすばらしい。おかげで日本の文化や価値観を知ることができる」（「現代日本のデザイン 100 選」展）といった声が続々と寄せられた。

また、コロナ収束後を見据えて、「日本の贈り物」展、「日本人形」展 2 セット、「妖怪大行進：日本の異形のものたち」展の計 3 種 4 展を新たに制作、巡回展セットのラインナップ強化を図った。これら新規展覧会は、完成次第海外巡回を開始しており、「日本の贈り物」展については、海外巡回に先立ち、共立女子大学博物館においてお披露目展を開催した。

さらに、巡回展プログラムにおける新たな取組として、2 つの巡回展（「超絶技巧の日本」展、「妖怪大行進」展）に関連づけ、1 展あたり短編 7 話からなる動画シリーズを、6 か国語字幕を付して公開した。この 2 作品は、巡回展の会場内で上映するとともに、YouTube を通して配信することによって大きな注目を集めた。特に「日本の妖怪」シリーズは 2 か月で計 10 万回を超える視聴回数を記録する等、世界各地から多数の視聴者を得ることができた。

オ. 美術館基盤整備支援

平成 28 年度に開始した美術館基盤整備支援プログラムによる海外の美術館に対する継続的支援が、中長期的な成果として結実している。

米国・ポートランド美術館では、本プログラムのもとでアシスタント・キュレーターとして採用されたジェニー・ケンモツ氏が、美術館内外での活躍ぶりが高く評価された結果、令和 2 年 11 月に、同美術館に正規雇用され、アジア美術部門全体を管轄するキュレーターに昇進、さらなる活躍が大いに期待されている。

また、スコットランド国立博物館でも、平成 28 年度から継続的に給与を助成してきたアシスタント・キュレーターのルイズ・ボイド氏が同館予算で令和元年末に正式採用されたことを受け、令和 2 年 10 月、その後任として新たな日本美術専門家との間でアシスタント・キュレーターとして契約が締結された。現在同館では、ボイド氏と合わせて 2 名の日本美術専門家が日本デザインの企画展等の準備を進めている。

このように、基金による 5 年間という期間限定の支援が呼び水となり、日本美術専門家の発掘・育成・活躍が大いに促進されている。

カ. 海外展助成

日本の美術・文化をテーマとした展覧会を開催する海外の美術館等を支援する本プログラムにおいても、多くの案件がやむなく中止ないし延期されたものの、年度当初採用した 33 件のうち 9 件（8 か国）が、感染拡大予防措置を講じつつ、また一部規模縮小等の措置を図りながら実施された。

(3) 日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

翻訳出版分野においても、従来の事業に加えてオンラインを活用した新たな試みを開始した。

ア. 翻訳出版助成

日本の書籍を翻訳出版する海外の出版社を支援する本プログラムでは、令和 2 年度当初に助成を決定した 26 か国・地域 38 件のうち、3 件について新型コロナウイルス感染拡大の影響による出版作業の遅れや出版社の閉鎖が生じたものの、最終的に 24 か国・地域 35 件を実施することができた。

中長期的な成果として、平成 29 年度に同プログラムで初の英訳版（英国版）出版を助成した柳美里著『JR 上野駅公園口』が 2020 年の全米図書賞（翻訳部門）を受賞し、2018 年の多和田葉子著『献灯使』英訳版（平成 30 年度・米国版助成）に続く快挙として世界で大きな話題を呼んだ。この『JR 上野駅公園口』英訳版は、村田沙耶香著『地球星人』英訳版（令和 2 年度本助成プログラムにより米国版翻訳出版を支援）等とともに、2020 年末、米国 Time 誌、New York Times 紙、英国 BBC といった英語圏の主要メディアに「今年の注目図書」として取り上げられた。

優れた英訳版の出版が起点となり、広く世界各地で他言語への翻訳が進む例は多く、前述の『献灯使』は現在 10 以上の言語に翻訳され、『JR 上野駅公園口』も早速イタリアほかで翻訳が進められているほか、平成 30 年度に英訳（米国）版翻訳出版を助成した村田沙耶香著『コンビニ人間』は今や 30 を超える言語への翻訳書が存在している。

イ. コロナ禍における新規取組

翻訳出版分野の新たな試みとして、異なる言語の複数の翻訳家らによるオンライン座談会シリーズ「More than Worth Sharing」（全 5 回）を開始した。日本の図書 100 作品を紹介する基金制作の翻訳推薦著作リスト「Worth Sharing」の中から 5 作品を選び、その翻訳に取り組んだ各国の翻訳家たちが一堂に会し、日本の作家を交えて語り合う本企画では、令和 2 年度実施分として、柴崎友香著『春の庭』、多和田葉子著『献灯使』、青山七恵著『ひとり日和』を取り上げ、第 1 回から第 3 回までを配信。各回 4～5 人の複数国の翻訳家らと作家、モデレーターがテーマ図書のおもしろさ、翻訳の難しさや醍醐味等を日本語で話し合う様子をライブ配信した。

コロナ禍で自宅で読書やインターネット動画視聴を楽しむ人が増えている状況を捉えて企画した新規事業であるが、世界各地から翻訳家たちを集めて翻訳の現場に光を当てる座談会の連続開催は、オンラインだからこそ実現できる企画であった。ライブ配信について、日本国内の主要 3 紙が記事化したほか、SNS 上では、「作者と様々な言語へのその作品の翻訳者たちが揃い、あれこれと話すってなかなかない機会だと思う。オススメ」、「日本の文学作品が海外でどのように翻訳され・理解されているのかが伝わる、刺激的な内容」、「訳者がそれぞれ朗読して、それぞれの言葉の響きを紹介するというの、おもしろいなあ」、「わたしたちが海外文学を読むように、日本以外の国でも日本文学が読まれているんだって気がついたら、それだけで強い気持ちに」、「とても有意義で、知的興奮を刺激されるイベント。翻訳という営みは、分断や混迷を極める世界に光をとすものだと思います」といった感想が寄せられた。

各回の動画は、今後、英語字幕を付けた上で公開を継続する。

(4) 人物交流、情報発信等の実施又は支援

令和 2 年度に計画していた約 30 件の人の移動・渡航を伴う専門家の交流事業が中止・延期となる中、オンラインでのセミナー等の実施により交流や対話の維持・発展を図る取組を行った。

なかでも、北米各地に所在する日本庭園の活性化と文化交流への活用のため、北米日本庭園協会との共催により立ち上げたウェビナー・シリーズ（全 14 回）には大きな反響があった。コロナ禍前に同協会と共同で企画していた、米国の日本庭園研究者・関係者の日本へのスタディ・ツアー実施の目途が立たないことから、オンラインによる代替事業に切り替えた本シリーズであったが、米州各地の数々の日本庭園を取り上げ、一般にもわかりやすく、海外の日本庭園の 100 年以上にわたる歴史と哲学、美学を毎回違う講師が解説するセミナーは、令和 2 年度中に開催された 6 回の配信を 1,027 名が視聴し、アンケート回答者中 96%以上が内容に満足、90%以上が日本への関心が高まったと回答している。

「日本の外にある日本庭園は、多くの人々や文化を結びつけることができる大切なツール」、「過去の文献や写真のみならず近年の活動報告も織り交ぜながらの素晴らしいプレゼン」、「毎回、人間と自然との関係性について考えさせられる」、「コロナ後も継続してほしい」といった声が寄せられた。各回の配信動画（英語）は、

今後、日・西 2 か国語の字幕を付けた上で、アーカイブ公開する。

さらに、情報発信事業としては、日本の舞台芸術情報を海外に発信し、舞台芸術分野の国際交流を促進することを目的としたウェブサイト「パフォーミング・アーツ・ネットワーク・ジャパン」と、海外で翻訳された日本文学に関するデータベース「日本文学翻訳書誌検索システム」の運営を継続した。

前者についてはアーティストインタビュー等で構成される新規記事を発行して様々なジャンルの日本の舞台芸術を紹介し、85 万件近くのアクセスがあった。

また、後者については、司書や研究者を含む利用者からのヒアリングを踏まえ、長年固定していたレイアウト等をより利用しやすく改訂した上で、図書館や研究機関を中心に広報したところ、SNS 上でも「便利で、しかも楽しい」との口コミが広がり、一般の文学愛好家からも注目が集まった。リニューアル後の 4 か月間の利用者数は 1,132 人、ページビュー5,920 件を数え、また全世界の図書館・研究機関からユーザビリティ向上を評価する声が届いている。

(5) 海外日本映画上映会の実施及び支援

映画事業においても、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大のため集客を伴う事業実施の難しい国・地域が多い中、世界各国の共催機関と密に連携し、感染症対策を徹底した上で実会場での日本映画上映会を可能な限り開催するとともに、オンラインによる映画祭等を大規模に実施した。主たる事業は以下のとおり。

ア. 日本映画上映主催事業

18 か国・地域において、基金が保有するフィルムライブラリー所蔵作品及びブルーレイ等のデジタル素材を活用した「日本映画上映主催事業」を、感染症対策を徹底しながら実施し、会場の収容人数の制限がある中、3.5 万人の観客に作品を届け、アンケート回答者の 92%から「有意義」以上の評価を得た。特に、中国では、2017 年「日中国交正常化 45 周年」、2018 年「日中平和友好条約締結 40 周年」に実施した事業の成果を踏まえつつ、また同年 5 月の「日中映画共同製作協定」発効の流れを踏まえ、中国における日本映画の上映機会を地方においても広く確保するために、中国の Broadway 北京百老匯電影中心、中国電影資料館等との共催により、9 都市（北京、広州、深セン、重慶、昆明、成都、武漢、長沙及び香港）にて日本映画を上映し、合計 1.1 万人の来場を得た。また、全世界の在外公館等が開催する日本映画上映会を支援するため、基金のフィルムライブラリー等から上映素材を提供した。

イ. オンラインによる映画祭等の実施

オンラインを活用した 4 つの事業を展開し、世界中で 265 万回以上の視聴を得、日本映画の魅力を広く紹介した。映画作品のオンライン配信は、著作権侵害行為への懸念等から、従来、配給会社から配信の許諾を得ることが困難であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態の下、著作権侵害行為から作品を保護するための対策を徹底することにより、配給会社の理解と協力を得て実現が可能となった。

(ア) 中国におけるオンライン日本映画祭

日中の映画交流のさらなる促進を期して、大手配信会社テンセントビデオとの共催により、「オンライン日本映画祭（日影季線上映画祭）」（2020 年 6 月 11 日～21 日）を開催し、テンセントビデオが独占配信権を持つ日本映画の中から、現代映画 31 作品、クラシック 30 作品、計 61 作品を同社の特設ページ上で配信し、作品視聴は少なくとも累計 234.8 万回に及んだ。映画祭のアンバサダーとして若手人気俳優、マーク・チャオ氏を迎え、日本の『横道世之介』の沖田修一監督や主演の高良健吾氏、『キングダム』の佐藤信介監督、『Shall we ダンス?』の周防正行監督と、中国の著名監督や脚本家とのオンライン対談を開催し、累計 40.4 万回を超える視聴を得た。

(イ) 20 か国でのオンライン日本映画祭「JFF Plus: Online Festival」

日本の配給会社の特別な協力を得て、30 作品に及ぶ多様なラインナップによるオンライン日本映画祭「JFF (Japanese Film Festival: 日本映画祭) Plus: Online Festival」をスタートさせ、2020 年 11 月から翌年 3 月まで計 20 か国（うち 8 か国はアジア文化交流強化事業による実施。詳細は No.4 参照）で順次開催（会期は各国 10 日間ずつ）し、大きな反響を呼んだ。映画祭全体では、ユーザー登録者数は約 9 万人、視聴回数は 21 万回超、配信サイトを訪問したユニークユーザー数は約 61 万人、ページビュー数は約 400 万回、報道件数は 1,162 件に及んだ。

映画祭を盛り上げるべく、作品を手がけた監督 5 名がそれぞれ作品について語る動画「Conversation with

Director」を配信したほか、日本映画発信ウェブサイト「JFF Plus」上で監督へのインタビュー記事を掲載し、各国の基金事務所においても、配信作品を題材にしたトークセッション等を開催した。視聴者へのアンケートでは 94%から「非常に満足」ないし「満足」、99% から「今後もっと日本映画を観たいと思った」、94%から「オンライン日本映画祭を家族や友人に勧めたいと思った」、85%から「日本への関心が高まった」との回答を得た。

(ウ) オンラインストリーミング配信企画第二弾「JFF ONLINE vol.2」

全世界を対象に、オンラインストリーミング配信企画の第二弾「JFF ONLINE vol.2」を開催し、特設ウェブサイト上で日本の若手映画監督によるインディーズ映画 10 作品を英語字幕付で無料配信し、その再生回数は 3 万回超に及んだ（配信期間は 2020 年 8 月 21 日から 9 月 30 日までの 41 日間）。

(エ) 日本映画発信ウェブサイト「JFF Plus」

「JFF アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」の一環として運営してきた「JFF Magazine」のコンテンツや機能を拡充し、2020 年 10 月にリニューアル・オープンした日本映画発信ウェブサイト「JFF Plus」では、オンライン日本映画祭での映画や関連イベントの配信に加え、日本映画にかかわる特集やインタビュー記事を掲載し、様々な角度から日本映画の魅力を発信した。リニューアル・オープンから半年足らずの 2021 年 3 月末時点で、ユニークユーザー数は約 34 万人、ページビュー数は約 52 万回に及び、サイトのニュースレターの配信登録者数は約 5.6 万人に上った。

(6) 放送コンテンツ等海外展開支援事業

平成 26 年度より継続的に海外のテレビ局に対し日本のテレビ番組を提供し、放送実績を拡大している本事業では、令和 2 年度も広範に番組提供を行ったほか、新たにオンライン配信にも取り組んだ。

ア. 日本のテレビ番組の海外提供

平成 26 年度補正予算、平成 27 年度補正予算、平成 29 年度補正予算（第 1 号）、平成 30 年度補正予算（第 2 号）及び令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された「放送コンテンツ等海外展開支援事業」により、南アジア、大洋州島嶼部、中南米、東欧、中東、アフリカ等の海外テレビ局に対し日本のテレビ番組を提供。今期中期目標期間においてこれまでに 121 か国・地域において、のべ 2,554 番組が放送されているが、そのうち令和 2 年度は、83 か国・地域にてのべ 583 番組が放送された。多種多様な番組を届けることにより、各国一般市民の対日理解の増進を図ることができた。

事業の効果測定等を目的として、事業実施国・地域を代表して、ネパール、ロシア、メキシコの本事業の番組視聴者を対象に調査を行ったところ、①調査対象者の 83%が「視聴者が日本に関心を示した」、②89%が「視聴者の日本に対する好意や親しみが高まった」、③88%が「視聴者が日本訪問への希望を示した」との結果が得られた。また、事業を実施した全地域の海外テレビ局に対するアンケートでは、回答テレビ局の 100%から本事業について「有意義」以上の評価、89%以上から、対日関心・日本理解が促進されたとの評価を得た。

本事業への反応の具体的事例として、カザフスタンに提供した医療現場を舞台にしたドラマ「DOCTORS～最強の名医～」は、新型コロナウイルスの影響で医療現場及び医療従事者に注目が集まっていたことから、同国にて非常に大きな反響を呼んだ。それを受けて同国雑誌が企画した出演俳優へのインタビューを、基金の仲介により実現させ、現地誌に 8 ページにわたる記事が掲載された。

また、ウズベキスタンにおいては、新型コロナウイルスの影響で市民の外出自粛策が取られていたことから、同国国営テレビ局は、室内で多くの時間を過ごす市民ために、過去に同国にて高い反響を呼んだ番組「おしん」の再放送を希望。過去の放送も約 20 年前（2001 年～2004 年）に基金事業として放送されたもので、当時子どもだった世代の日本語への関心喚起及び学習意欲の向上に大きな影響を及ぼした。今回の再放送では、同国での放送権を基金が無償提供し、放送素材に関しては前回放送時の素材を再利用することで迅速な提供を実現。本提供は同国通信社の記事にて新型コロナウイルスに対する日本の同国に対する緊急支援策の一つとして取り上げられ、日・ウズベキスタン二国間関係における国際文化協力としても役割を果たした。

さらに、手塚プロダクション制作のアニメ「鉄腕アトム」及び「ブラック・ジャック」にロシア語版のローカライズを施し、ロシアのテレビ局に提供したところ、同国において人気となり、同国の配信業者が同番組のロシア語版の配信権を購入するに至る等、本事業の反響は大きい。

イ. コロナ禍における新規取組

本事業は、現地での放送に至る過程において海外テレビ局、基金海外事務所、及び在外公館による交渉・運搬等の人的運営体制を要することから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を免れず、海外テレビ局への番組の提供が遅延するケースが一部発生した。他方、同状況下でも外出自粛に伴う在宅時間の増加や文化事業のオンラインシフト等、コンテンツ需要の高まりを背景に現地から迅速なコンテンツ提供を求める要請が多数寄せられたことから、同要請に応える緊急対応策として、メキシコをはじめとした中南米地域を中心に、放送ではなく、配信による日本コンテンツ紹介を実現した。この取組では、コンテンツホルダーの全面的な協力の下、視聴者への普及率が高い YouTube を配信プラットフォームとして活用。各配信対象国の視聴者に対して、2 か月間の期間限定で無料配信を行った。

本配信の視聴者からは外出自粛の状況下での配信に対する感謝の声が数多く寄せられるとともに、コンテンツを通して日本の観光資源や食文化への理解が深まったとの意見が多数寄せられる等、日本の将来的な観光誘致にもつながる成果が得られた。また、本配信はパナマ市主催の、テレビ番組・ゲーム・漫画等をテーマにしたバーチャルイベントや、アルゼンチンで実施されたオンラインの日本食イベント内でも取り扱われる等、現地文化イベントとも連携しつつ発信力を高めて配信を行ったことで、日本コンテンツの魅力発信及び日本のコンテンツ企業の海外展開を後押しする好事例となった。

(7) 日中交流センター事業

「日中文化・スポーツ交流年」に当たる令和 2 年度は、未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年・市民交流の実現を目的として、コロナ禍の状況に対応しつつ、以下の事業を実施した。

ア. 中国高校生長期招へい事業

日本語を学習している中国高校生に約 11 か月間、日本の高校に在籍し、日本の高校生やホストファミリー等市民と交流する機会を提供することを通じて、日本理解の増進を図ることを目的としている。令和 2 年度は、コロナ状況を踏まえた中国政府側の要請により新規の招へい（第 15 期生）については断念せざるを得なかったが、本事業の重要性及び現地のニーズを踏まえつつ、次のような事業を実施した。

(ア) 14 期生 26 人（継続）の招へい事業については、全国レベルで緊急事態宣言が発出され、大部分の高校が休校となった等、日本国内での新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、当初の 7 月終了予定を繰り上げ、2020 年 4 月に終了し、全員一斉帰国した（招へい期間：2019 年 9 月～2020 年 4 月）。それまでの期間、生徒たちは日本各地でホームステイや寮生活をしながら高校生活を送り、日本社会や文化への理解を深め、第 14 期生の 100%が本事業を有意義であったと回答した。同時に、高校のクラスメート・学校関係者・ホストファミリー等にも中国理解の貴重な機会となっており、受入校及びホストファミリーの 82%が本事業を「非常に有意義」又は「有意義」と回答している。

(イ) 卒業生のフォローアップ活動として、卒業生による座談会をオンライン形式に切り替えて実施（8 月、10 月）した。卒業生は、中国各地の「ふれあいの場」の交流活動に積極的に協力したり、自ら日中学生交流活動を企画・実施する等、その多くが進学・就職後も日本との交流を継続している。

(ウ) 新規の長期招へい事業を中止したことに伴い、コロナ禍においても高校生交流を切れ目なく継続させるため、オンラインでも実施可能な「日中高校生対話・協働プログラム」を新規に立ち上げた。本プログラムは、相互理解の促進を主目的とするこれまでの事業の成果を踏まえつつ、協働を通じた連帯感や信頼感の醸成等を目的とするものであり、早期帰国した第 14 期生の日本側受入校及び中国側送り出し校を対象にパイロット事業として実施した（8 件）。学校生活の課題、地元の観光振興、SDGs（持続可能な開発目標）等、日中共通の課題等をテーマに高校生がオンライン形式で対話し、解決策等について議論を行う趣旨であるが、SDGs との関係性では、和歌山県立橋本高校と西安外国語学校（陝西省）のペアは世界遺産を擁する地域同士で観光開発に関しての議論、また沖縄県立向陽高校と南京外国語学校（江蘇省）のペアではフードロスに関する議論というように、日中共通の社会的課題をテーマに交流を行い、従来の相互理解型交流から課題解決型交流へ一歩進んだ交流が実現した。日中双方で 538 名の参加を得、コロナ禍で交流が困難となる状況の中で、貴重な交流機会であったとして、参加生徒、学校関係者から評価を得た（アンケートでの「有意義」以上回答は 98%）。

(エ) さらに、コロナ禍における中国高校における対日関心の維持、向上を図るため、長期招へい生の中国側送り出し高校を対象として、日本関係図書（日本語教育教材含む）の寄贈事業を行ったほか、「日本の若者言葉」

等のテーマで専門家（金田一秀穂・杏林大学客員教授ほか）によるオンライン日本文化セミナーも合わせ実施し（2 件）、333 人の参加者を得た。講座を通して多くの新しい知見を得ることができ、心が突き動かされたといった感想が聞かれたほか、中国の高校生が普段直接接する機会がない著名な日本語専門家である金田一氏と対話形式でのやり取りができたことで、日本語や日本への関心がさらに大きく高まったとの感想も多く聞かれた（アンケートでの「有意義」以上回答は 96%）。

本事業ではこれまでに 442 人のプログラム卒業生を輩出してきたが、進学・就職等のために再度、長期来日する者も多く、その数は計 232 人（2021 年 4 月現在）と卒業生の 5 割を超える。社会人となった者については、多くが日本の大手企業等（メーカー、金融、運輸、監査法人、広告等）に就職し、貴重な日本語人材として活躍しているほか、中国の政府機関（外交部、国営テレビ局、国有銀行等）や日中友好協会等の交流団体へ就職した者も含まれる等、各方面で日中関係の懸け橋として活躍中である。

イ. 中国各地に設置した「ふれあいの場」の運営

中国の地方都市において、中国の大学等機関と共同で「ふれあいの場」を設置し、日本の最新コンテンツの閲覧・視聴を通じ、今の日本を体感できる場を提供している。中国国内での新型コロナウイルス感染状況に留意しつつ、令和 2 年度中は活動が可能な計 16 か所で事業を行った。

コロナ禍対応として実施した「オンライン日本文化セミナー」（12 月、3 月）では、和菓子作りや漫画の描き方等をテーマに、日本の各分野の専門家がオンラインで「ふれあいの場」設置大学の学生等に対して、レクチャーやデモンストレーションを行ったほか、年間を通じて様々な日中交流イベントを各地で開催し、日中間の若い世代の相互理解を促進した。また、図書・雑誌等コンテンツの定期送付に加え、日本文化理解の増進のため日本文化用品（着物等）の寄贈も合わせ実施した。アモイふれあいの場は、市内の日本料理屋と協力してオンラインでお寿司作り大会を開き、その様子が新華社通信によってウェブ記事として掲載される等、年間のイベント来場者数は前年の 2 倍以上の 5,200 人を超え、オンライン事業を梃に活動領域を大きく拡大した（「有意義」以上回答は 100%）。運営面では実務担当者を対象にした研修について、コロナ禍の影響によりオンライン形式に切り替えた上で、2020 年 8 月及び 9 月に実施し、各所の横の連携を図った。また、ボランティアで運営に携わる学生の代表（計 25 名）の研修についても、同様にオンライン形式で翌年 2 月に実施した。

「ふれあいの場」の諸活動や大学の日本語授業をサポートする人材を配置する「ふれあいパートナーズ」事業では、第 3 期 2 名を貴陽と南昌に継続配置していたが、コロナ禍の影響により、日本に帰国の上、オンライン形式により活動を継続実施した。なお、新規の派遣については、新型コロナの影響により中止とした。

ウ. 交流ネットワークの促進

日本の大学生グループを公募で選抜し、現地大学生とともに日本文化や日本語を紹介する大学生交流事業に関しては、オンライン交流に切り替えて 13 件実施した。日本の地方文化の紹介・発信や、地元の観光振興策等をテーマに日中の大学生が協働で各種イベントや討論会を準備し、相互理解の増進を図った。日中双方で 552 人の参加を得ることができ、コロナ禍で孤立しがちな大学生に貴重な交流の機会となった等、肯定的な評価が参加者から多く聞かれた（「有意義」以上回答は 95%）。

また、日中の大学生が企業訪問や対話を通じて相互理解を深める交流事業「リードアジア」（日中学生交流連盟との共催）についても、オンライン交流形式により 20 年 8 月に実施し、日本の企業関係者の参加も得ながら、コロナ禍での日本企業経営をテーマに、日中の大学生（29 名）が議論を行った。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、公益財団法人かめのり財団との共催事業「日本高校生グループ短期訪中事業」（17 名参加予定）は中止した。

（8）在外事業

23 か所の海外事務所において、外出や集客事業の実施に著しい制限が課され、多くの事務所で在宅勤務の導入を迫られながらも、現地情勢を適切に踏まえたリアル及びオンラインの事業展開に注力し、合計 426 件の在外事業（文化芸術交流分野）を実施。総計 29 万人以上の参加者を得、報道件数は 3,600 件にのぼった。

パリ日本文化会館では、フランス語・日本語・外国語としての日本語の 3 部門で、コロナ下の生活で感じたことをテーマに俳句コンクールを開催、日仏をはじめとする 31 か国から 1,696 句の応募を集め、受賞者を出したパリの学校で俳句に取り組む子どもたちの姿はメディアにも取り上げられた。感染拡大から厳しい外出制限期間の長く続いた英国では、在宅で楽しめるようロンドン日本文化センターが英国最大規模の日本映画巡回上映会を初めてオンラインにて企画運営し、5,700 人余の視聴者を得た。SNS を通じた広報にも注力した結

果、35%の視聴者が今回初めて視聴参加したことが確認されており、新たなファン層の開拓にもつながった。

国内の感染状況は比較的落ち着いていたものの、海外との人の往来が制限されたベトナムでは、ベトナム日本文化センター所蔵品を整備し、感染抑制期にあわせて実施可能な「日本人形」巡回展を企画した。折紙や浴衣の着付け等体験型事業とあわせ、同事務所での実施後には、ホーチミン市美術館にも巡回、現地メディアでも報道された。展示セットによる文化紹介は、近年日本語学習者の増加傾向が認められる地方都市へも効果的にリーチでき、次年度以降の地方都市での対日関心喚起やネットワーク拡大につながる事業ともなった。

インドでは、東日本大震災の被災者の経験等をもとに描かれた絵本をヒンディー語に翻訳し、子どもたちを対象としたオンライン読み聞かせ事業を実施。首都デリー以外のヒンディー語圏市町村の学校からの参加を多数得て、新たな層へのリーチを実現。震災後 10 年の機に企画した本事業は、朝日新聞ほか複数の日本国内メディアでも報じられた。

メキシコでは、日墨双方から計 15 人のアーティスト・建築家・イラストレーターが参加するデジタルエキシビションを企画。コロナ前の直近 5 年間で訪日観光者数が伸び率 195%を記録し、ポストコロナのインバウンド需要復活が期待される状況も念頭に、本企画ではオンライン空間に日本とメキシコの特徴を備えた架空の都市を再現することにより、自宅にしながら旅行に似た体験ができる内容としたところ、複数現地メディアに報道される等、関心を集めた。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

ア. 令和元年度秋の行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項も踏まえ、引き続き適切なアウトカム指標の設定及び評価システムの適切な運営が期待される。

イ. 新型コロナウイルスの感染拡大による教訓を踏まえ、今後の文化芸術交流事業の在り方について検討するとともに、「ジャポニスム 2018」及び「Japan2019」を通じて培われたノウハウやネットワークを最大限活用し、引き続き東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成等に寄与することが期待される。

ウ. 「放送コンテンツ等海外展開支援事業」は、集客・人的接触を伴わない事業であり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても確実な成果が期待できることから、特に令和元年度補正予算により追加的に措置された運営費交付金については、迅速かつ着実な執行が期待される。

<前年度評価結果反映状況>

ア. コロナ禍の中でのオンライン事業への取組強化を通じてオンラインアンケートの実施や、アクセスデータの分析取組を行う等、引き続き PDCA サイクルの適切な実施を図ると同時に、行政事業レビューの指摘も踏まえたアウトカム指標のあり方について検討を進めた。

イ. オンライン美術展や各種ウェビナー、動画配信等、オンラインを最大限に活用しつつ、また過去の事業を通じて得られた蓄積やネットワークを有効に活用して、事業の展開に取り組んだ。また、ギリシャでの「Relay to Tokyo」展は、昨年度より延期となりつつもオンサイトでの開催を実現した。

ウ. コロナ禍においても海外テレビ局や在外公館から継続的に寄せられる「放送コンテンツ等海外展開支援事業」に対するニーズに応じ、勤務体制等の制約から手続や調整に困難な状態がありつつも、可能な限り番組提供を行った。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠:

【量的成果の根拠】

3つの定量指標のうち、コロナ禍の影響による不可抗力で全公演事業が中止となり測定不能であった【指標 1-2】を除き、【指標 1-3】【指標 1-4】について目標値の 120%以上を達成した。

【質的成果の根拠】

定性指標（関連指標）【指標 1-1】「来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合」は 87%に達した。令和 2 年度においては、オンラインの特性を活かした広く全世界に向けた事業展開を特に積極的に推進するとともに、各種制約の中でも外交上重要な機会における事業の実施可能性を粘り強く追求した。

ア. 広く全世界に向けた事業展開

日本映画のオンライン配信やテレビ番組の海外展開等を通じて多数の国・地域において、首都圏のみならず、日本文化に接する機会の少ない地方都市居住者に対しても、広く日本文化を届け、例年世界各地で好評を博す巡回展も、安全・感染予防対策を徹底しながら可能な限り実現を追求し、世界各地の観客に日本の美術やデザイン、建築等の展示を生で鑑賞できる機会を提供した。

(ア) 20 か国対象のオンライン日本映画祭等（オンラインを活用した事業）

映画事業においては、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大のため集客を伴う事業の難しい国・地域が多い中、30 作品に及ぶ多彩なラインナップによるオンライン日本映画祭「JFF Plus: Online Festival」を 20 か国で開催し、大きな反響を得た。加えて、舞台芸術、美術、文芸といった分野においても、オンラインを活用した新たな取組を進め、字幕の多言語化やウェブ広告、インフルエンサーを活用した SNS 広報等の工夫を加えつつ、訴求範囲・視聴者数の点で強みを生かした結果を出し、オンサイトの事業と効果的に組み合わせる試みにも挑戦した。

(イ) 放送コンテンツ等海外展開支援

放送コンテンツ等海外展開支援事業においては、放送素材提供後も在外公館や国際交流基金海外事務所との間で連携を密にし、海外のテレビ局に対して放送実現を後押しすることで、83 か国・地域においてのべ 583 の多種多様な番組が放送され、ネパール、ロシア、メキシコでの視聴者調査でも示されたように各国一般市民の対日理解の増進につながった。

業務実績欄で言及したカザフスタンやウズベキスタン、ロシアの例にも見られるように、本事業は各国で好意的に迎え入れられ、民間での事業化につながったケースも見られた。また、商習慣や言語等の違いが障壁となっている地域からの反響を日本のコンテンツホルダーに還元することで、現地の反応に手ごたえを感じた日本側関係者から、感謝や今後の展開についての意欲的な声が寄せられていることから、本事業が日本のコンテンツホルダーの海外展開への関心喚起や日本企業の進出に向けた基盤作りとして機能していることが見て取れる。

(ウ) 世界 26 都市での巡回展実施

巡回展事業では、在外公館等との緊密な連携により、コロナ禍中においても多岐にわたる豊富な内容の 14 セットの展覧会を世界に継続的に巡回させた。現地の感染状況により受入れ美術館等が閉鎖されたケースが多く、最終的に巡回できたのは 19 か国 26 都市に留まったが、開催地には中東や中央アジア等、通常日本文化に触れる機会が限られる地域も含まれ、アンケート回答者の 9 割以上が日本文化の理解向上につながったと回答する等、ポジティブな成果が見られている。

イ. 外交上重要な機会における大型事業

新型コロナウイルスの影響による制約が続く中でも、実施方法を工夫する等して、外交上重要な機会を捉えて計画していた企画を可能な限り実現させた。本報告書 No. 11「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」でも言及するとおり、流動的かつ不安定な状況の中、限られた機会を捉えて、世界各地で大小様々な事業を実施したところであるが、文化芸術交流事業において特に重要な事業としては、日米友好親善の象徴ともいえる全米桜祭り（於：ワシントン D.C.）における一連のオンライン公演（青少年による書道や管弦楽からタップダンス、2.5 次元ミュージカルまで、日本の多様な文化芸術を紹介）や、現地状況の好転を待ち、会期を後ろ倒しにすることにより実現させた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連の大型現代美術展「Relay to Tokyo—継承と発展」（ギリシャ政府要人から一般市民まで広く来場者が駆け付け、建築家・隈研吾氏の作品をはじめ大きな注目を集めた）が特に大きなインパクトを残した。

さらに、中国では、2017 年「日中国交正常化 45 周年」、2018 年「日中平和友好条約締結 40 周年」、2018 年 5 月の日中映画共同製作協定締結といった外交的なモメンタムを受けて、映画交流のインフラが整備されつつある中、9 都市（北京、広州、シンセン、重慶、昆明、成都、武漢、長沙、香港）にて日本映画上映会を開催、地方の大都市に向けて日本映画を精力的にアピールした。加えて、中国の大手配信会社テンセントビデオとの共催により、同社が独占配信権を持つ日本映画の中から、計 61 作品を同社の特設ページ上でオンライン配信することで、さらに広範囲の観客層・地域に日本映画を届け、会期中の視聴回数が累計 234.8 万回を超える等、大きな成果が生まれた。

- ・定性指標（関連指標）【指標 1－5】については、コロナ禍以前から来日していた中国高校生長期招へい事業第 14 期生が無事帰国、関連指標「中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受け入れ校アンケート

ートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合」は90%に達した。さらに、コロナ禍において渡航を伴う交流が事実上不可能となる中で、日中の青少年交流を途絶えることなく継続させるために、両国高校生の協働による連帯意識の醸成等を目的とする「日中高校生対話・協働プログラム」をはじめとする各種オンライン交流事業等を新規に実施、多くの参加者（対面、オンライン合計1,683人）を得て、日中双方の相互理解のさらなる進展が図られた。

以上のとおり、コロナ禍によって大きな影響・制約を受けながらも、所期の目標を大幅に上回る成果が得られたと認められることから、A評定と自己評価する。

【課題と対応】

- ア．従来より時代に即した事業のあり方を検討する中、新型コロナウイルス感染拡大という切迫した状況に追い込まれたことを受け、日本及び世界各国のコロナ禍の影響を見極めつつ、人的交流や集客を伴う従来型事業と、オンライン等を活用した事業とを柔軟に組み合わせる道を探り、具体的な事業実施を試みた。
- イ．「コロナ後」を見据え、この機に将来的な文化芸術交流事業に資するリソースを充実させるべく、巡回展セットの新規制作、日本文学翻訳データベース改築、各分野の優れた日本芸術を紹介する動画制作等に注力した。
- ウ．放送コンテンツ等海外展開支援事業については、在外公館との連携の下、海外テレビ局への番組提供に関する合意書締結後も、海外テレビ局とのコミュニケーションを緊密にし、放送実現に向けての支援及び現地での放送反響のフォローを適切に行うことに努めている。
- エ．日中交流センター事業では、コロナ禍の影響で渡航を伴う人物交流の実施が困難となる中で、オンライン交流への取組を強化するとともに、外部との連携も引き続き強化し、青少年交流の継続を図った。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

【量的評価の根拠】

量的成果については、3つの定量指標のうち、【指標1-3（映画上映会来場者数）】【指標1-4（放送コンテンツ等海外展開支援事業）】について目標値の120%以上を達成したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定されていた公演企画のうち、人の国際移動を伴う主催公演7件、日本祭り開催支援3件、海外派遣助成51件、パフォーミング・アーツ・ジャパン北米・欧州17件が実施不可能となり、日本祭り開催支援1件の実施にとどまった。また【指標1-5（中国高校生長期招聘事業における参加者の相互理解の促進）】について、アンケートの5段階評価で上位2位の評価を得る割合が90%であったが、派遣・招聘人数は26人にとどまった。このように、当初予定されていた事業を実施できず、国際交流基金にとって大きな打撃を受ける中、オンラインを活用した代替事業及び新規オンライン事業を積極的に推進したことを評価。特に、新規オンライン事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自宅に滞在する時間が増える中、自宅にいながら我が国の文化芸術に気軽に親しむ機会を提供し、質の高いコンテンツを世界中の多くの視聴者に届けることに繋がった。特に、オンラインによる映画祭等の事業実績は顕著であり、4つの事業を展開し、世界中で265万回以上の視聴をえて、コロナ禍において効果的・効率的に日本映画の魅力を紹介した。これらの活動が、コロナ後の世界を見据えた今後の国際交流基金事業の足がかりを作ることになった点を大いに評価。

人の国際移動を伴わない事業についても、各種制約の中でも事業の実施可能性を粘り強く追及し、現地の新型コロナウイルス感染状況に細心の注意を払いつつ、防疫措置を講じて実施した結果、巡回展については19ヶ国・地域26都市で実施し、総計6.8万人が訪問、日本映画上映主催事業については18ヶ国・地域で実施し、総計3.5万人の観客が参加したことを評価。

また、それらの事業について、関連指標「来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合」が87%に達したことも評価。関連指標「主催文化芸術交流事業における報道件数」は、今次中期計画期間中で一番少ない結果となった（平成29年度：3835件、平成30年度：12069件、令和元年度：2552件、令和2年度：1717件）が、新型コロナウイルス感染症関連の報道が大半を占める中では致し方ないものと思われる。

【質的評価の根拠】

各事業分野における特筆すべき質的評価の根拠は以下のとおり。

●公演等の実施又は支援

(1) コロナ禍により、日本と海外の人的派遣や交流、集客を伴う事業に大幅な制限が課されたことに伴い、令和2年度は当初予定していたほとんどの事業が実施困難となった一方、オンラインを活用した代替事業及び新規オンライン事業を積極的に企画・実施したことにより、日本及び日本文化への関心の維持向上とネットワーク維持に貢献した。特に、米国において全米桜祭りオープニング公演（日本祭り開催支援事業）をオンラインで開催し、多くの一般市民にリーチするとともに、70件以上の報道がなされる成果を得たことは、広報及び文化外交戦略の観点からも重要な全米桜祭りにおいて、コロナ禍においても、日本及び日本文化のプレゼンスの維持、対日関心の向上に寄与したと考えられる。

(2) また、日本の舞台芸術作品を多言語かつ無料で動画配信するシリーズ（「Stage beyond Borders」）を通じ、通常のリアル事業ではアプローチが困難な地域や層からの視聴を得ることができ、日本及び日本文化の関心層の新規開拓にも寄与したと考えられる。

●展覧会等の実施又は支援

(1) 公演同様、展示事業についても、コロナ禍により、令和2年度は当初予定していた事業の中止や変更を余儀なくされた一方、現地の感染状況や現地政府等が定める感染対策を十分に考慮しつつ、会期や開催規模の変更・調整、完全リモートでの準備作業等の工夫を行い、2020年7～9月にアテネにおいて、日本現代美術展「Relay to Tokyo - 継承と発展」をギリシャ大統領の出席を得て開催し、来場者、報道数ともに成果を得たことは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成に貢献した。

(2) 巡回展については、開催中止や縮小が相次ぎ、当初計画したレベルの実施は困難となったものの、巡回展予定地間での展示物の輸送の調整に尽力したこと、また会期調整や現地政府等が定める感染予防対策措置の徹底により、日本の伝統文化から現代文化まで様々な切り口で紹介する幅広いラインナップの展示セットを、19か国26都市において開催し、約6.8万人の来場者を得たこと、また、展示セットに関連する動画シリーズを多言語で作成・配信し、多くの視聴者を得ることができたことは、コロナの影響で困難となった人的派遣を伴う事業を補完する形で海外において日本・日本文化発信に大きく貢献した。さらに、巡回展のラインナップ強化も行ったことより、今後、更に幅広い日本文化の紹介・発信がなされることを期待。

(3) 美術館基盤整備支援については、複数年にわたる継続的支援が呼び水となり、支援対象の欧米美術館において日本美術専門家が着実に育成されており、今後、欧米の美術館における日本美術のプレゼンス向上・発展が期待される。

●「人物交流、情報発信等の実施又は支援」及び「日中交流センター事業」

新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった対面の事業がある中でも、共催者や関係者と協力しつつ、ネットワークを維持・活用し、出来る範囲でオンラインによる代替事業を鋭意実施したことを評価。

「日中交流センター事業」については、新型コロナウイルス感染症拡大状況下において、特に未成年のための事業である高校生長期招聘事業について、新規の招聘（第15期生）を断念せざるを得ない状況であったことは理解。招聘者の帰国のオペレーションを無事に実施し、早期帰国した第14期生の日本側受入校及び中国側送り出し校を対象に「日中高校生対話・協働プログラム」を新規に立ち上げ、これまで長年にわたり築き上げてきたネットワークが損なわれないよう工夫した点は評価できる。

●「海外日本映画上映会の実施又は支援」及び「放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施」

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の中、「文化芸術交流事業の推進及び支援」において、最も実績が顕著であり、高く評価。

集客を伴う事業実施の難しい国・地域が多い中、各共催機関と密に連携し、感染症対策を徹底した上で実会場での日本映画上映会を可能な限り開催するとともに、オンラインによる映画祭等を大規模に実施し、コロナ禍でも海外における日本映画の認知向上に貢献した。「日本映画上映主催事業」では、18か国・地域において、感染症対策を徹底しながら実施し、アンケート回答者の90%以上から「有意義」以上の評価を得たこと、また、オンラインを活用した4つの事業を展開し、265万回以上の視聴数を得て、日本映画の魅力を世界に広く発信した。特に中国に関して、日中の映画交流のさらなる促進を期して、大手配信会社との共催

により実施された「オンライン日本映画祭（日影季線上映画祭）」では、特設ページで計 61 作品を配信し、視聴数は約 234 万回に及んだ。また、オンライン日本映画祭「JFF Plus: Online Festival」では 30 作品を 20 か国で開催し、視聴者アンケートでは 94%から「非常に満足」ないし「満足」を得るなど、日本映画の魅力発信に貢献したと評価。

また、平成 26 年度から始まった海外のテレビ局に対して日本のテレビ番組を提供する放送コンテンツ事業についても、自宅滞在の時間が増える中、令和 2 年度は 83 カ国のべ 583 番組が放送される等、着実な実施を継続し、3 か国でサンプル的に実施された番組視聴者に対するアンケートでは 89%が「視聴者の日本に対する好意や親しみが高まった」と評価する等、各国一般市民の対日理解の増進につながったと評価。また、番組を提供した国において提供先の配信業者が番組の配信権を購入するなど、日本企業の海外展開への基盤作りに貢献した。

以上より、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大という不可抗力はあるも、所期の目標を達成するためのオンライン等による代替措置が講じられ、特に新規オンライン事業によって、自宅にしながら我が国の文化芸術に気軽に親しむ機会を提供し、質の高いコンテンツを世界中の多くの視聴者に届けたこと等により、目標を上回る成果が得られたと認められることから、「A」と評価。

【課題と改善方策】

ア 新型コロナウイルス感染症拡大により、代替措置として導入されたオンライン事業については、コロナ後を見据えて、対面の事業とオンライン事業のそれぞれの特徴を見極めて選択・併用するなど、最大の効果がもたらされるよう、事業の適切なアウトカム指標と評価システムを検討していくことが期待される。特に、本来、オンラインとの親和性が高くないと思われる多人数による双方向の事業や共同事業、招聘を伴う事業については、コロナ禍で、実施上の工夫や評価の方法についても検討されることを期待。

イ 期待された再生回数に満たないオンライン事業（特に対面の事業の代替措置として実施された事業）については、再生回数を増やす工夫が必要。内容的には良質で、対日関心喚起や日本文化理解促進に寄与するものとなっているため、事業の目的・対象を明確化した上で、編集・構成、解説、広報等の工夫によっては、更に多くの視聴が期待できるものと思われる。また、日本文化の多様性を紹介し、オンライン動画に親しむ機会が多い若い世代に日本への関心を喚起するため、若い世代を対象とした日本への関心喚起を目的とした事業については、日本の現代ポップカルチャーをオンラインで紹介するのも一案と思われる。甚に魅力的なコンテンツがあふれ、コロナ後も様々な層の多忙な現代人を引きつける動画作りを期待。

ウ 「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、令和 3 年度で予算措置が終了することから、平成 26 年度以降実施された事業を総括し、今後について検討することが必要。

エ 未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的としている「日中センター事業」については、実際の渡航が伴ってこそ最大の成果を得られる部分が多い。高校生長期招聘事業については、可能な限り速やかに招聘・訪問事業の再開ができるよう、前広な準備が必要。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア、コロナ禍にあって先端的なオンライン事業が試行されたことを特に高く評価。デジタルネイティブ世代の日本へのゲートウェイとして大きな可能性を感じる。基金の自己評価は妥当。

イ、新型コロナによる制約がある中、リアルとオンラインを使い分けながら、目標達成に向けた事業展開を粘り強く行った点は前向きに評価。やむを得ず延期になった事業については、当初目的を達成すべく時期を変えての実施を、中止になった事業については、その影響を把握し代替事業の実施を期待。

ウ、新型コロナウイルス感染症拡大状況下にもかかわらず、「JFF Plus: Online Festival」や「Beyond the Lines」など、様々な取組を実施。多数の国・地域そして地方都市などにも事業を展開し、放送コンテンツ等の海外支援事業が 83 地域の広範囲において実施し、オンライン配信にも取り組んだ。一部事業の実施

は中止となったが、それに替わる様々な取組として「日中高校生対話・協働プログラム」「日本文化セミナー」「ふれあいの場」が行われ、外交上重要な機会における大型事業を可能な限りの工夫を試みて実施しており、十分に評価。自己評価書の「A」との評価結果は妥当。

エ. 文化や言語の垣根を確実に超え、親近感のみならず共感の醸成に繋がる事業の精力的な実施は、日本の文化・芸術の魅力を効果的に海外に発信・紹介するというのは国際交流基金の活動の支柱の一。海外での日本に対する関心の喚起と向上、かつ対日理解の促進の達成が認められる。特に、日本の優れた舞台芸術作品を各国に字幕付きでオンライン配信する「Stage beyond Borders」やオンライン展覧会「距離をめぐる 11 の物語」、さらには多様な言語の翻訳家によるオンライン座談会シリーズ「More than Worth Sharing」、オンライン日本映画祭等、そしてその他のオンライン事業への取組への強化は評価に値する。新型コロナウイルス感染症拡大状況下においても事業に活気があり、次年度以降はいかに平常へ回帰するかが課題。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 2	海外における日本語教育・学習基盤の整備
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 将来にわたり各国・地域において日本語教育が自立的・継続的に行われる基盤整備を行う事業であり、諸外国の教育省や日本語教育中核機関と連携して日本語普及を行うことができる機関は基金の他になく、かつ、その中長期的効果は大きいため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
（ア）海外の日本語教育環境の整備関連の指標								
【指標 2－1】日本語教育機関支援（助成）の実施国数	計画値	年間 81 か国以上	81 か国	81 か国	81 か国	81 か国	81 か国	
	実績値			89 か国	93 か国	82 か国	85 か国	
	達成度			110%	115%	101%	105%	
【指標 2－2】日本語教育機関支援（助成）の件数	計画値	年間 226 件以上	226 件	226 件	226 件	226 件	226 件	
	実績値			568 件	547 件	569 件	514 件	
	達成度			251%	242%	252%	227%	
【指標 2－3】基金海外事務所の主催／助成事業件数	計画値	年間 主催 202 件／助成 336 件以上	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	
	実績値			主催 230 件／助成 383 件	主催 230 件／助成 369 件	主催 256 件／助成 416 件	主催 260 件／助成 385 件	

	達成度			主 催 114%／ 助 成 114%	主 催 114 %／ 助 成 110%	主 催 127 %／ 助 成 124%	主 催 129%／ 助 成 115%	
【指標 2－4】日 本語教師研修の 参加者数	計画値	年 間 11,311 人 以上	11,311 人	11,311 人	11,311 人	11,311 人	11,311 人	
	実績値			12,021 人	12,315 人	13,653 人	14,922 人	
	達成度			106%	109%	121%	132%	
海外事務所主催 事業参加者数			100,869 人	103,419 人	101,145 人	115,462 人	84,994 人	
日本語学習者数 (海外日本語教 育機関調査)			2015 年 調 査 結 果 速 報 値 3,651,7 15 人	2015 年 調 査 結 果 3,655,0 24 人	2015 年 調 査 結 果 3,655,02 4 人	2018 年 調 査 結 果 3,851,7 74 人	2018 年 調 査 結 果 3,851,7 74 人	
さくらネットワ ークメンバー数 ／国数			284 団 体／ 91 か国	288 団 体／ 92 か国	292 団 体／ 93 か国	292 団 体／ 93 か国	292 団 体／ 93 か国	
日本語専門家派 遣ポスト数			平成 24 ～27 年 度 の 実 績 平 均 値 143 ポスト	140 ポスト	136 ポスト	145 ポスト	126 ポスト	
看護師・介護福祉 士候補者日本語 予備教育の参加 者数			平成 24 ～27 年 度 の 実 績 平 均 値 864 人	1,295 人	1,303 人	1,319 人	1,163 人	
事業参加者・助成 対象機関・専門家 派遣先等アンケ ート「有意義度」 項目の 5 段階評 価で上位 2 つの 評価を得る割合				99%	99%	100%	99%	
研修事業参加者 アンケート「日本 語教授法への理 解向上」「学習意 欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得				99%	100%	100%	100%	

る割合								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

(イ) 海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標								
【指標 2-5】 日本語教材及び 日本語教育情報 に関するウェブ サイトのアクセ ス数	計画値	年 間 24,190,680 件以上	24,190, 680 件	24,190, 680 件	24,190,6 80 件	24,190, 680 件	24,190, 680 件	
	実績値			29,468, 235 件	31,820,6 51 件	39,092, 372 件	42,833, 622 件	
	達成度			122%	132%	162%	177%	
【指標 2-6】 日本語教材「ま るごと」使用国 ／販売部数	計画値	中期目標期 間中 52 か 国 ／ 200,000 部以上	49 か国 ／ 33,195 部	50,000 部	50,000 部	50,000 部	50,000 部	
	実績値			53 か国 ／ 66,859 部	55 か国 ／ 70,963 部	56 か国 ／ 86,138 部	56 か国 ／ 64,550 部	
	達成度			134%	142%	172%	129%	
【指標 2-7】 日本語能力評価 のための試験実 施国／都市数	計画値	年間 65 か 国 211 都市以 上	年間 65 か 国 211 都 市	82 か国 242 都 市	85 か国 249 都市	86 か国 256 都 市	89 か国 266 都 市	
	実績値			80 か国 239 都 市	85 か国 249 都市	86 か国 260 都 市	34 か国 102 都 市	
	達成度			国 数 100%／ 都市数 100%* (中期 目標に 対して は国数 123%／ 都市数 113%)	国 数 100%／ 都市数 100% (中期目 標に 対して は国数 131%／ 都市数 118%)	国 数 100%／ 都市数 102% (中期 目標に 対して は国数 132%／ 都市数 123%)	国数 38 %／都 市数 38 % (中期 目標に 対して は国数 52%／ 都市数 48%)	
【指標 2-8】e ラーニングの登 録者数	計画値	中期目標期 間 中 20,000	6,141 人 (2016 年 12 月)	12,000 人	37,000 人	75,000 人	200,000 人	
	実績値			22,502 人(2018 年)	62,474 人	141,681 人	225,340 人	

* 治安情勢の悪化等、真にやむをえない事情により実施が不可能となった 3 都市は除外。

		人 以 上	末時点)	年 3 月末 時 点 の 累 計 登 録 者 数 33,031 人)				
	達 成 度			188%	169%	189%	113%	
日本語能力評価 のための試験収 支バランス				受 験 料 収 入 1,032,189 千円、支出 807,321 千円	受 験 料 収 入 1,122,244 千円、支出 759,371 千円	受 験 料 収 入 1,286,284 千円、支出 844,600 千円*	受 験 料 収 入 647,056 千円、支 出 657,598 千円*	
日本語能力評価 のための試験海 外受験者数			平成 24 ～27 年 度 の 実 績 平 均 値 452,056 人	580,704 人	644,144 人	日 本 語 能 力 試 験 729,450 人／ 国 際 交 流 基 金 日 本 語 基 礎 テ スト 7,971 人	日本語能力 試 験 181,528 人／ 国際交流基 金日本語基 礎 テ ス ト 15,053 人	

＜目標水準の考え方＞

○以下の指標については、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

- ・日本語教育機関支援（助成）の実施国数
- ・日本語教育機関支援（助成）の件数
- ・基金海外事務所の主催／助成事業件数
- ・日本語教師研修の参加者数
- ・日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数
- ・日本語能力評価のための試験実施国／都市数

○平成 25 年度より販売開始された日本語教材「まるごと」については、平成 25 年度～27 年度の実績平均を上回る数値目標とする。

※平成 28 年度より開始された e ラーニングについては、平成 28 年 12 月末時点の登録者数を上回る数値目標とする。

＜目標達成に影響を及ぼす外部要因＞

○各国・地域の教育制度の変更などに影響を受ける可能性がある。

* 日本語能力試験の収支バランス

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

予算額（千円）	5,747,734	7,437,841	7,355,257	5,620,806	
決算額（千円）	5,202,715	5,182,794	5,827,050	5,322,215	
経常費用（千円）	5,270,430	5,262,243	5,918,795	5,319,478	
経常利益（千円）	224,063	316,891	555,979	▲233,303	
行政コスト（千円）※	4,196,142	4,368,698	6,064,606	5,464,968	
従事人員数	47	50	58	58	

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備 海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要である。また、日本語教育の普及は、海外において日本語能力を有する有為な人材の持続的な輩出にも資する。そのため、海外における日本語学習基盤の充実に向け、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施する。事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的実施に努める。 （ア）海外の日本語教育環境の整備 海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連イベントの開催に必要な経費等の一部を助成する。また、海外における日本語教師の技能向上を図るため、各国・地域の教師に対する研修事業を行いつつ、教育機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有や相互協力を促す。更に、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を後押しするため、必要に応じ、在外公館と連携しつつ、学習奨励事業を活用した教育機関や行政機関等への働きかけを行う。 （イ）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実 外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実に図る。 また、日本語を母語としない学習者が、総合的な言語知識・運用能力や、生活・就労の場面におけるコミュニケーション能力など、多様な目的に応じて必要とする日本語能力を適切に測定・評価するための手段として、各国・地域で利用される日本語能力評価のための試験について、政策的要請も踏まえつつ、引き続き効果的・効率的に実施し、収支の安定と受験者数の増加を図る。 更に、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。 【中期計画】 イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備 海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。 なお、平成 30 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」（以

下、「新たな外国人材の受入れ」とする)を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法(平成30年法律第102号)の定める特定技能1号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト(「国際交流基金日本語基礎テスト」)の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)の一環として、令和元年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業及び海外日本語教育事業に活用する。

(ア) 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。

・日本語能力評価のための試験の実施

海外の日本語学習環境の整備のため、日本語学習者の日本語能力を総合的に測定し認定する日本語能力試験を実施する。また、「新たな外国人材の受入れ」において、来日後の生活・就労に必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測ることに利用できるテスト(「国際交流基金日本語基礎テスト」)を開発・実施する。併せて、これらの試験内容を踏まえた学習カリキュラムの提供等を進める。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・e ラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 e ラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指す。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

イ. 各国・地域の状況等を反映した適切な方針により、事業の効果的・効率的実施に努め、内容や実施の規

模について毎年度見直しを行う一方、教師育成や教育カリキュラム・教材作成等においては中期的な関与が必要となるため、これらの事業の安定性・継続性に配慮する。

ロ．日本語能力試験の実施に当たっては、収支を安定させるため、①受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、②現地収支剰余金の基金への還元促進、③適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行う。また、受験者数については前年度の実績等を踏まえて毎年度目標値を設定し、広報の強化等により受験者数の増加を図る。

ハ．国際交流基金日本語基礎テストの実施に当たっては、収入の拡大を図るため、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。

事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。

二．「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を作成し、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、平成30年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」の「4．新たな外国人材の受入れ」（以下、「新たな外国人材の受入れ」とする）を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法（平成30年法律第102号）の定める特定技能1号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業及び海外日本語教育事業に活用する。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。令和2年度は、日本語教師研修参加者数の目標を11,311人以上とする。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力に努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。令和2年度は、日本語教育機関支援（助成）事業により、81か国以上の国において計226件以上の助成を実施することを目標とする。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

また、上記の事業を現地ニーズを汲み取りながら迅速かつ柔軟に展開していくために、22か所の基金海外事務所において202件以上の主催事業、336件以上の助成事業の実施を目指す。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また、「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。令和 2 年度は、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトへのアクセス数の目標を 24,190,680 件以上とする。また、日本語教材「まるごと」の販売部数を 50,000 部以上とするため、広報等を実施し利用を促進する。

・日本語能力評価のための試験の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

日本語能力試験については、令和 2 年度は、新たな実施地を増やし、89 か国・地域、266 都市で実施する。海外受験者数の目標については、年間 46 万人以上とする。また、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、収支の安定に努める。

国際交流基金日本語基礎テストについては、開発・実施のほか、試験内容を踏まえた学習カリキュラムの提供等を進める。また、試験の実施に当たっては、収入の拡大を図るため、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・e ラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 e ラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指し、令和 2 年度は、e ラーニング登録者数の目標を 200,000 人とする。

【主な評価指標】

(ア) 海外の日本語教育環境の整備関連の指標

【指標 2-1】日本語教育機関支援（助成）の実施国数年間 81 か国以上（平成 24～27 年度の実績平均値 81 か国）

【指標 2-2】日本語教育機関支援（助成）の件数年間 226 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 226 件）

【指標 2-3】基金海外事務所の主催／助成事業件数年間主催 202 件／助成 336 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値主催 202 件／助成 336 件）

【指標 2-4】日本語教師研修の参加者数年間 11,311 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 11,311 人）（関連指標）

・海外事務所主催事業参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 100,869 人）

・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）（2015 年調査結果 3,655,024 人）

・さくらネットワークメンバー数／国数（平成 27 年度末時点 284 団体／91 か国）

・日本語専門家派遣ポスト数（平成 24～27 年度の実績平均値 143 ポスト）

・看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育の参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 864 人）

・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート「有意義度」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

・研修事業参加者アンケート「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

(イ) 海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標

【指標 2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数年間 24,190,680 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 24,190,680 件）

【指標 2-6】日本語教材「まるごと」使用国／販売部数中期目標期間中 52 か国・地域／200,000 部以上（使用国：平成 27 年度末時点 49 か国・地域、販売部数：平成 25～27 年度実績平均 33,195 部）

【指標 2-7】日本語能力評価のための試験実施国／都市数年間 65 か国・地域 211 都市以上（平成 24～27 年度の実績平均値年間 65 か国・地域 211 都市）

【指標 2－8】 e ラーニングの登録者数中期目標期間中 20,000 人以上（平成 28 年 12 月末時点 6,141 人）

（関連指標）

- ・日本語能力評価のための試験収支バランス
- ・日本語能力評価のための試験海外受験者数（平成 24～27 年度の実績平均値 452,056 人）

3－2．業務実績

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の国からの日本語専門家等の緊急避難一時帰国、招へい事業の中止、7 月の日本語能力試験の中止等、事業への影響を受けながらも、各国・地域の行政機関や日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての日本語教育・学習基盤の整備を中心に、以下の事業を実施した。

なお、日本国内の深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を新たな在留資格「特定技能」を設けて受け入れようとする日本政府の施策を踏まえ、今期中期目標期間中の追加的な事業として新たに開始した「特定技能」外国人材向け日本語事業（以下、「外国人材向け日本語事業」）について、日本での生活・就労を目指す人及びこれらの人々に対し日本語教育を行う機関が、習得を求められている日本語能力を、来日前に効果的かつ効率的に身につけられるよう支援する取組を令和 2 年度も引き続き行った。その内容は、これまでに国際交流基金が培った知見やネットワークを活用した日本語専門家等の派遣、各国日本語教師に対する研修、日本語教育機関等が利用できる学習目標を示した「JF 生活日本語 Can-do」やそれに基づく日本語教材『いそどろ生活の日本語』の開発・普及、「特定技能 1 号」の資格取得に必要な日本語能力を測る「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」の開発・実施等であり、同テストについては上述の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」で指定された 9 か国（中国、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー及びネパール）のうち実施環境が整った 7 か国で実施した。

（1）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、各国の日本語教育基盤を強化するため、主に次の事業を行った。

ア．日本語専門家等の海外派遣

今年度も年度当初は、各国の日本語教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成等のために日本語専門家（上級専門家／専門家／指導助手）を 42 か国 121 ポスト及び米国を対象とした若手日本語教員（J-LEAP）を 14 ポスト用意していたが、コロナ禍のために、任期途中に避難一時帰国した者や赴任が遅延した者が発生した。派遣先の感染状況が改善したため、一部の者は再赴任及び赴任が可能となったが、年度末まで国内で待機した者も存在した。避難一時帰国した者及び赴任が遅れた者は、現地での業務遂行に比べ、十分なコミュニケーションを取ることが難しいものの、オンラインにより、教師セミナーや日本語講座の実施、アドバイザー業務の遂行、教材制作等を行い、現地の日本語教育支援に努めた。

なお、在留資格「特定技能 1 号」により外国人材の受入れを行う対象国では、日本語専門家が、従来の主な支援対象である公教育機関や日本語教師会等に加えて、技能実習生の送り出し機関や職業訓練校等との関係構築や日本語教育の課題等の情報収集に当たった。

イ．各国日本語教師を対象にした研修の実施

国内では日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、海外では国際交流基金海外事務所及び日本人材開発センター日本語講座部門（以下、「日本センター」）において、国際交流基金の専任講師・日本語専門家等が専門性と長年の経験を活かし、コロナ禍で対面での研修が困難となった海外の日本語教師に対して、かかる状況下でも研修の機会を確保するために、可能な限り速やかに準備を行いオンラインで代替の研修を実施した。これにより、目標を上回る数の教師研修を実施できたが、一方で日本社会の文化や慣習、それらに付随する日本語の繊細な表現等を肌身をもって体験する機会が得られないこと、あるいは現職の教師であり日々の業務から離れて訪日するわけではないためオンライン研修に集中して参加する時間を所属機関から許可されない教師がいたこと等、オンラインだけでは代替しきれない側面も確認された。

（ア）訪日研修中止を受けオンライン研修機会を確保

日本語国際センターでは、招へいを予定していた海外日本語教師の中で希望する日本語教師を対象に、オンラインでライブ授業やオンライン研修用に作成したオンデマンド教材を使用して訪日研修で予定していた研修の一部を実施し、47 か国・地域から 159 名がオンライン研修に参加した。なお、本オンライン研修で実施

したオンデマンド教材のモニタリングの成果や受講者参加者等の評価等も踏まえて、令和 3 年度からは新規公募事業として海外日本語教師向けのオンライン研修を実施することとしている。これまでの研修参加者は、帰国後、所属する教育機関での日本語指導はもとより、日本語教師会ネットワークの運営や日本語教育の拠点となる大学の要職に就任する等、海外の日本語教育の推進や日本語教育ネットワークの牽引役として活躍している。

関西国際センターでは、平成 15 年度から大阪府と共催で実施してきた同府の姉妹州であるクイーンズランド州から日本語教師を招へいして行う研修をオンラインにて 18 名を対象として実施するとともに、急遽日本語オンライン授業を実施する必要に迫られた世界各国の日本語教師等のうち 35 か国・地域のオンライン授業の初心者 223 名を対象に、2020 年 7 月にオンライン授業のコツや

ノウハウを 1 日で伝えるセミナーをオンラインで実施。また、同年 12 月には、世界中でオンライン授業が一層浸透する中、講義動画等の制作に悩む世界各国の日本語教師等のうち 30 か国・地域の動画制作初心者 208 名を対象に、関西国際センターの動画制作実践例を踏まえ、手軽にできる動画制作の方法やコツに加え、学習意欲を高める双方向性のある動画制作のノウハウを 1 日で伝えるセミナーを実施。さらに 2021 年 3 月には同セミナーの基礎編を 29 か国・地域の日本語教師等のうち動画制作初心者 231 名を対象に実施した。

(イ) コロナ禍の中、世界各地の日本語教師のニーズに即した研修機会をオンライン活用で創出

シドニー日本文化センターは、コロナ禍にあってオーストラリアの多くの州で学校教育がオンライン授業に切り替わったことを受け、オンラインにより 10 件の ICT セミナーを開催し、国内外から 379 人の参加を得た。また、教材提供サイト Classroom Resources で「オンラインレッスンのためのサバイバルキット」や「ひらがな／カタカナ」ワークシート等、オンライン授業に役立つ教材を集中的にウェブサイトを提供した結果、オーストラリアのみならず他の英語圏の日本語教師のアクセスもあり、令和元年度の平均ユーザー数が 1,025 人だったのに対し、令和 2 年度は約 3 倍の 2,974 人と、教材サイトの利用者数が急増し、円滑なオンライン授業への移行に大きく貢献した。

メキシコ日本文化センターは、コロナ禍が長引いた場合の行動制約を見越してメキシコ及び中米カリブ地域の多くの教師にとってオンライン授業の基礎知識やノウハウの提供が必要不可欠と判断し、コロナ禍が本格化し始めた 2020 年 3 月から 4 月にかけて、オンラインでの日本語授業に関する 3 つの研修を実施した。また、上記の日本語専門家による研修に加え、現地での高まるニーズに応える形で、現地教師の実践事例の紹介や参加者同士のグループセッションを取り入れた研修を、2020 年 5 月から 9 月にかけて 5 回実施した。このような一連の研修に対して参加者からは、「とても有意義だった」「有意義だった」が 98%を占める好評価を得たほか、メキシコや中米カリブ地域をはじめ、北米、南米、日本、アジアを含む 23 か国から 1,010 名の参加を得た。

クアラルンプール日本文化センターでは、日本語教育国際研究発表会を完全オンラインで実施し、基調講演として「オンライン環境でのアクティブ・ラーニング」という時宜に叶ったテーマを選定したことも功を奏して、東アジア、東南アジア、南アジア、北米及び欧州の 18 か国から 190 名の参加があった。ポスター発表は YouTube への動画投稿で実施し、2 週間程度の限定公開中にコメントのやりとりも活発に行われた。同研究発表会の 5 か月後に実施した「日本語教育セミナー」は、参加者を東南アジアの日本語教育関係者に限定したにもかかわらず、8 か国から 135 名の参加があり、多彩な意見交換が可能となった。

カイロ日本文化センターでは、初めてすべてオンラインで「中東・北アフリカ日本語教育シンポジウム」を開催したところ、アフリカ南部、欧州、アジア、南北アメリカからも含めて計 43 か国 197 名が参加した。従来の基調講演、ワークショップ、一般発表に加え、中東・北アフリカの代表者による国別発表や座談会、オンラインでの日本語教育に関する事例紹介等、新しい試みも行った。なお、非同期セッションのプラットフォームとして、オンラインツール Padlet を使用し、セミナー終了後の動画等をアーカイブとして残し、閲覧できるようにしている。

ウ. 日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

「JF にほんごネットワーク」(以下、「さくらネットワーク」)は、世界各地で日本語教育の定着と発展に寄与すると期待される大学や日本語教師会等のネットワーク整備・活用を目的として平成 19 年度に構築し、メンバーを順次追加し拡充を図ってきた。令和 2 年度末時点で 93 か国・地域の 292 機関によってネットワークが構成されている。これらの機関を主な対象として、教師給与や教材制作・購入等を支援する日本語教育機関支援(助成)事業を計 97 件実施した。また令和 2 年度は、コロナ禍がもたらした状況への対応に迫られる海外の日本語教育機関を支援するため、オンライン授業実施体制の構築等の支援を主な対象とした追加の助成申請機会を設け計 32 件を実施した。国際交流基金本部が行う助成事業に加え、コロナ禍で日々状況が変化する中でも、現地のニーズに即して機動的に海外事務所による助成事業を実施したことにより、助成実施件数は目標件数である 226 件を大幅に上回り、75 か国・地域で計 514 件にのぼった。

また、海外事務所では、主催や現地機関との共催により、現地の日本語教育機関のネットワーク形成に資する事業を実施した。例えば、ソウル日本文化センター所管の釜山日本語教育室は、オンライン授業の普及でオンライン交流学习がしやすい環境が急速に整ったことにあわせ、交流学习マッチングシステムを立ち上げた。日韓を中心に世界中から日本語学習者や日本語母語話者、あるいは日本語学習者同士が交流できるよう交流学习の相手校を教師が探すことができるシステムで、30校が登録し、5組10校のマッチングが成立した。

また、複数の海外事務所では、ロックダウンにより教育機関が数か月にわたり休校を余儀なくされ、再開後もオンライン授業になり、交流の場や学習の場を失った日本語教師・学習者のために、「オンラインサロン」を実施した。ソウル日本文化センターでは同サロンに713人が参加し、9割以上の高い満足度を得た。クアラルンプール日本文化センターでは、毎回特定のテーマのもと、母語話者を含めた5名程度のグループで自由に会話をし、9回の実施でのべ413人が参加し、元日本語パートナーズや指導助手等の積極的な参加を得る等、過去に基金事業に携わった者がコロナ禍においても引き続き現地の日本語教育に携わる好例となった。また、トロント日本文化センターでは「オンライン茶話会」と称し、急遽オンラインでの授業が必要となった教師に対して、オンラインでの教室活動の提案や実際の体験の機会を提供した。月1〜2回程度実施し、カナダ各地の多くの教師から、ネットワーク促進や日本語教授や必要なシステムのスキルアップのみならず、精神的にも多大な支援となったとの評価を得ている。

対面による交流を伴う事業実施に対するニーズは多い一方、上記のように、オンライン事業の実施により、物理的に実施会場から遠方に居住していたためこれまでは基金事業に参加することができなかった教師や学習者が参加できるようになり、また同じ言語圏・文化圏であれば他国からも容易に参加できるようになった。

エ. 日本語教育・学習の奨励

関西国際センターでは、令和元年度から継続している外交官・公務員31か国31名を対象とする訪日研修を実施した。また、令和2年度の新規分として、外交官・公務員28か国28名、文化・学術専門家10か国16名並びに2か国21名に対する学習者等を対象とする研修をオンラインで行った。

また、後述のとおり、国際交流基金海外事務所及び日本センターでは、コロナ禍においてリアルな事業の実施が困難な状況下でありながら、従来からのスピーチコンテストや日本文化紹介事業等のほか、各国・地域の状況に応じて工夫を凝らしてオンラインでの学習奨励事業を実施。学習者の中にはオンライン機器を保持していない者が多くいたことや、対面による交流を伴う事業実施に対する根強いニーズも存在したが、従来であれば参加が困難であった実施都市以外の学習者も容易に参加できるようになり、また、日本からの参加や支援がしやすくなったこともあり、計260件の事業を実現した。

(ア) コロナ禍の世界各地のニーズに即したワークショップ等による日本語学習の裾野拡大

シドニー日本文化センターでは、これまで近隣の初等・中等教育機関の生徒たちを受け入れ、日本語を使いながら日本文化を体験するワークショップ「センタービジット」事業を実施してきたが、コロナ禍で同事業が実施困難になったことにより、新たに「オンライン・センタービジット」を開発。同事業は、オーストラリアの学校教育カリキュラムの理念の一つである「環境」にも合致し、これまでの同事業で特に人気の高かった「風呂敷」をテーマにしたワークショップである。各州教師会等の「さくらネットワーク」メンバーを協力機関として、同機関に風呂敷を配布した上で、各学校が同協力機関から風呂敷を借りることができる体制を整え、オンラインで9件のワークショップを実施し、全体で503人が参加した。

マドリード日本文化センターでは、これまで「日本語会話クラブ」を対面イベントとして実施してきたが、完全にオンライン事業として切り替えた結果、今まで参加が不可能であったスペインの地方都市に居住する学習者をはじめ、欧州諸国や中南米からも9か国114人の参加があった。マドリード在住の日本語母語話者のみならず日本在住の参加者も多く、オンラインの利点を活かした事業となった。

ロンドン日本文化センターでは「教師のための小嘶ワークショップ」と称した事後課題付きのフォローアップ講座を実施。参加者のネットワークツールを用意する等して情報交換を促した結果、参加者の一人が指導する学習者たちによる小嘶発表会が行われ、研修成果が学習者に還元された。その後も参加者のコミュニティが継続し、2021年3月に日本語教育学会のオンライン交流会で同活動が紹介され、研修の効果が拡がりを見せている。また、ジャカルタ日本文化センターでは、落語家が日本からリモート出演し、インドネシア語字幕付きの落語の披露や、落語の仕草デモンストレーションを行った。当日のオンライン参加者数は45人、YouTubeでの視聴者数は766人と好評を得たことから、編集した動画を1か月間限定公開した。これら2事務所での事業は、2012年から2013年に国際交流基金が柳家さん喬氏（2014年に国際交流基金賞を受賞）と柳家佐龍氏を欧州諸国に派遣した落語公演事業にあわせて日本語学習者に対して小嘶ワークショップを実施したのがきっかけであり、その際の人脈とノウハウを生かして実施に至った好例である。

(イ) コロナ禍の世界各地のニーズに即した各種コンテストによる日本語学習の裾野拡大

マニラ日本文化センターでは、Nihongo Video Contest をスピーチコンテストと同時に実施したところ、当日のライブ配信映像をリアルタイムで視聴した数は、過去の対面式によるイベントの際の来訪者の約 4 倍となった。

カイロ日本文化センターでは、中東・北アフリカ全域の学習者を対象に、「日本語ショートビデオコンテスト」を実施したところ、8 か国から 47 チーム、96 名が参加し、YouTube の総再生回数は 1 万回を超えた。在エジプト日本国大使からも高い関心を示され、急遽「在エジプト大使特別賞」が設けられる等、高い評価を得た。ニューデリー日本文化センターでは、在バンガロール日本国総領事館や現地日本人会・日本商工会と共催で「日本語ビジネスピッチコンテスト」を実施したところ、36 名の応募があり、ビジネスアイデアを日本語でプレゼンテーションした。

シドニー日本文化センターでは、大洋州を対象とした分野横断的オンラインコンテスト「オンライン日本タレントコンテスト」を実施し、ニュージーランドからの参加者 17 名を含む 300 名以上の応募があり、日本語学習の裾野拡大に貢献した。

オ. 経済連携協定（EPA）に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンにおいて、日本に受け入れる看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日後の就労に必要な日本語能力習得を目的とする日本語予備教育を 6 か月間実施。2019 年 11 月に開始した昨年度からの継続分の研修は、研修途中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020 年 3 月に研修が中断され、再開されずに 2020 年 5 月に終了した。研修参加者は両国合計 642 名（インドネシア：318 名、フィリピン：324 名）で、日本への入国も後ろ倒しとなったため、インドネシア及びフィリピンの候補者に対して日本語力の低下を防ぐため、それぞれ 2020 年 12 月及び 2021 年 1 月まで教育用 SNS 等を用いたオンラインによる研修後フォローアップを実施した。その後、訪日後研修開始時のプレースメントテストにおいて、訪日前研修中断時よりもさらに高い成績となったところ、フォローアップが功を奏し、日本語能力の維持に成功しただけでなく、候補者によっては日本語能力を高めることに寄与したことが確認された。また、2021 年 2 月及び 3 月に開始した新規分の研修では、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状況を踏まえ、対面ではなくオンラインにより、両国合計 501 名（インドネシア：274 名、フィリピン：227 名）に研修を開始した。

なお、国家試験の累積合格者数は、看護師ではインドネシアが 203 名、フィリピンが 209 名、介護福祉士ではインドネシアが 723 名、フィリピンが 555 名となっており、訪日前日本語教育はこれら 2 か国の看護師・介護福祉士数拡大に寄与している。

カ. 複合的・中長期的な働きかけによる成果の発現事例

（ア）インド／ベトナム／ミャンマー

2017 年 6 月に東京で行われた日本経済新聞社主催の第 23 回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理大臣（当時）スピーチ（「アジアの各地で 3 か所くらい拠点を選り日本語の先生を育てる場所を設ける」）のフォローアップとして、平成 30 年度よりインド、ベトナム、ミャンマーの 3 か国で「日本語教師育成特別強化事業」を開始した。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により研修が実施できなかったミャンマーを除き、日本語教師志望者及び教授歴が比較的浅い日本語教師を対象に、1 か月から数か月にわたる新規教師養成研修をインド及びベトナムで実施し、計 71 名が参加した。インドでは、令和元年度より開始した日本語教師を求めている教育機関への情報提供により、令和元年度の研修修了者 3 名に続き、令和 2 年度は、新たに研修修了者 2 名がデリー近郊の州立工業高校 2 校で採用され、同 2 校で 2021 年 3 月に新規に日本語コースを開始した。また、コルカタのベンガル商工会でも本研修出身者がビジネス日本語コースを担当することになったほか、ニューデリー日本文化センターでも、新たに 2 名の研修修了者を非常勤講師として採用し、研修出身者 7 名が同センターで教鞭を執っている等、着実に教師育成の成果が現れている。ベトナムにおいても、今期の研修修了生がハノイ国家大学外国語大学の日本語講師として採用される等、教師不足が深刻な初等・中等教育の日本語教師や日本語コースを新設した大学の教員として採用され始めており、本事業の成果が出てきている。

（イ）エジプト／パレスチナ

在イスラエル日本国大使館からの要請を受け、対パレスチナ日本政府代表事務所との共催事業として、カイロ日本文化センターの JF 日本語講座講師 3 名がパレスチナのナブルス大学の学生をはじめとするパレスチナ人 93 名に「JF にほんご e ラーニング みなと」等を活用しながら、オンラインで入門レベルの日本語授業を行う「JF×パレスチナ オンライン日本語」を実施した。アラビア語で授業ができる現地講師がいない等の問題があり、日本語教育が確認されていなかった現地への初の日本語教育事例となり、現地や日本の複数のメディアで報じられる等、注目を集めた。参加者の満足度 98% の高評価を得たほか、潜在学習者の今後の日本語

学習奨励や、今回の参加者をはじめとする日本語学習者支援の基盤整備に大きく寄与した。

(ウ) ベトナム

国際交流基金の協力の下、2003 年に中等教育段階での日本語導入試行プロジェクトを開始して以降、同国では中等教育段階の学習者が年々増加している。「2018 年度海外日本語教育機関調査」では、中等教育段階での日本語学習者は 2.6 万人を超えた上、2020-2021 学年度において、日本語教育はベトナム日本文化交流センターが把握する範囲では 63 省市のうち 10 省市において中学校 81 校、高校 36 校で実施されている。初等教育段階においても、小学 3 年生からの第一外国語としての日本語教育導入の試行が、2016 年 9 月の新学期よりハノイ市・ホーチミン市計 5 校の小学校で開始された。基金は教科書作成や教師研修に一貫して協力してきており、こうした支援や試行段階の結果等が評価され、2019 年 8 月にベトナム教育訓練省によって、初等教育段階における第一外国語としての日本語教育が、2019 年 9 月から始まる新学年度より正式に普及段階に移行され、2020-2021 学年度においてはハノイ市 2 校の小学校で導入されている。また、日系企業の進出が多くなっている北部のハイフォン市のように、高校での日本語導入校の増加及び課外活動等の非正規教育を含む小学校での日本語導入の検討が進められ、小学校から高校までの学校教育のつながりの中で、地域の日系企業との関係を意識して日本語教育を拡充する動きが見られる地域も出てきている。

(エ) タイ

国際交流基金はタイにおいて中等教育機関の第二外国語教師の不足を補うため、2013 年から 2018 年までの 6 年間で日本語教師 200 人の養成に協力し、その後タイの教育行政官及び校長・副校長計 16 名を日本に招へいた。実際に同招へい事業に参加したタイ教育省中等教育局の幹部からも高い評価を受ける等、これまで基金が長年にわたって実施してきた教師研修や日本語パートナーズ事業の貢献がタイ教育省から高く評価され、タイ教育大臣よりタイの教育の発展に著しい貢献をした団体に与えられる賞を、バンコク日本文化センターが受賞した。

(オ) 韓国

さくらネットワークメンバーである韓国日本語学会参加の韓国日語教育学会に対して、同学会メンバーの研鑽の場である国際学術会議への助成を継続して行っているほか、同学会が開催する各種発表会等にソウル日本文化センターの派遣専門家等が司会、討論、発表等の形で精力的に協力し、その学術的水準の向上に向けた積極的な支援を行ってきたところ、同学会の学会誌『日本語教育』が、2020 年度の韓国研究財団による学術誌再認定評価において、前回の 2017 年度に引き続き大変高い評価である「KCI (Korea Citation Index) 掲載誌維持」の認定を受けるとともに、日本語・日本文学関連 124 学会中 1 位という高い評価を得た。

(カ) 米国

2017 年 4 月に総理大臣官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が 2017 年 7 月に取りまとめた「行動計画」に基づき実施する米国における新たな日本語教育支援及び日本理解促進事業「グラスルーツからの日米関係強化：GEN-J (Grassroots Exchange Network-Japan)」の一環として、米国中西部及び南部地域の日米協会等に日本語教師（日本語教育サポーター）計 7 人を継続派遣した。派遣期間の終盤は、米国においても新型コロナウイルス感染症が拡大し、中止を余儀なくされた事業も多かったが、サポーターは、試行錯誤しながら日本語のオンラインコースへの移行を実現したほか、個々の特性を活かした「子どもサマーキャンプ」「日本語の歌の会」等の学習者奨励事業をオンラインで実施し、コロナ禍においても日本語に触れる機会を提供し続けた。また、ケンタッキー日米協会派遣のサポーターは、新型コロナウイルス感染症に関するケンタッキー州知事定例会見を日本語に訳して配信するチームの一員として情報発信に尽力し、その貢献に対してケンタッキー世界言語協会から表彰された。

(キ) メキシコ／エルサルバドル

メキシコ日本文化センターには中米カリブ地域を対象とした広域アドバイザー業務を担当する専門家が派遣されており、政情不安から教育機関が閉鎖される中でオンライン授業に切り替えるため、実施のノウハウを知りたいとの要望がエルサルバドルから寄せられたことを受け、同専門家が 2019 年 3 月から 6 月にかけて、同国の日本語教師を対象にオンライン日本語コース設計のための教師研修を実施した。研修での学びは、その後、新型コロナウイルス感染拡大を受けて行われた授業オンライン化にも大変役立ち、2021 年 1 月には有志が集まり、法人格をもつ団体「エルサルバドル日本文化センター」の立ち上げにつながった。同団体は 2021 年 1 月よりオンライン授業の提供を開始し、国内外から 300 人を超える学習者を集めている。

(2) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

日本語学習者の利便性向上につながる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実を重視し、主に次の事業を行った。

ア. 日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

海外の日本語教育においても対面授業に替わるオンライン化が広がったことから、オンラインで活用できるコンテンツへの需要に応えるため、従来から運営する各種ウェブサイトを通じて教材や情報を提供したほか、後述のとおり、令和元年度末に公開した『いろどり 生活の日本語』をはじめとする各教材のさらなる充実と普及に努めた。また、放送コンテンツ海外展開支援事業における共同制作として、日本語学習を通じて日本の社会文化を紹介するテレビ番組の制作に着手した。

(ア) 新教材『いろどり 生活の日本語』

日本での生活や仕事に必要な基礎的な日本語を学ぶためのウェブ教材『いろどり 生活の日本語』について、実質的な公開初年度にあたる令和 2 年度は、教材としての基盤作りを目標に、コンテンツの追加・充実と国内外での普及・周知に係る取組を進めた。

コンテンツについては、公開済の「初級 1」「初級 2」（いずれも A2 レベル）の前段となる「入門」（A1 レベル）を開発・公開したほか、自習利用にも資する「解答」、教師の教室活動の助けとなる文型・漢字リストといった付属教材・資料の制作、関係国での利用促進に不可欠な現地語版への翻訳（2021 年 3 月時点で 7 か国語版が公開）等、利用者目線に立った拡充を図った。

普及・周知については、国内では、日本語教育学会秋季大会にて教育関係者向けプレゼンテーションの機会を設けたほか、浜松市や石川県等の自治体からの求めに応じて、教材の概要や使い方の講義を複数回行った。千葉市や横浜市等、在住外国人向け広報誌にて本教材を紹介する自治体もあり、自治体等からの依頼一つひとつに丁寧に対応することで着実に『いろどり』の輪を広げることができた。また、特定技能資格対象国では海外事務所によって、送り出し機関等での対面セミナー、教師・学習者を問わず誰もが気軽に参加できるオンラインウェビナーが多く企画され、例えば、中国では普及の起点としての「いろどり試用モデル校」を設定する等、各国の実情に応じた取組がなされた。

本教材は「外国人材向け日本語事業」の一環として、全ての教材及び音声をウェブサイト上に公開し、無料でアクセス・ダウンロードできる形式としたことで、外国人材に限らずコロナ禍における需要に幅広く応えることができた結果、国内外から 57 万のアクセス数を記録し、年間 252 万ものページビュー数があったことは普及・周知活動の一つの成果と言える。また、ルビ追記バージョンやビジュアル補助教材等を独自に作成して SNS 上でシェアする日本語教師も多く現れたことは、素材の自由な加工を可とする本教材の強みが生かされた好例であり、利用者を通じたさらなる普及につながった。

また、『いろどり 生活の日本語』のシラバス・カリキュラムをベースに、日本の生活場面で必要となる日本語を、動画、豊富なイラストや音声等を使って学習することができる新日本語学習サイト「いろどり日本語オンラインコース」の制作に着手した（「初級 1」を 2021 年 5 月に公開）。

(イ) 『まるごと 日本のことばと文化』

JF 日本語教育スタンダード（以下、「JF スタンダード」）準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』については、国際交流基金海外事務所等での日本語講座で活用されるとともに、日本語専門家等を通じて広く紹介され、各地で実用性の高い教材として好評価を得た。平成 29 年度までに全巻（「入門」「初級 1」「初級 2」「初中級」「中級 1」「中級 2」）を刊行。令和 2 年度は 56 か国で 64,550 部が販売され、累計販売部数は 43 万部を上回った。また、海外での利用拡大を図るべく販売価格を廉価に抑えるために現地出版を進め、令和 2 年度は新たに中国及びミャンマーで出版を開始し、5 か国で 6 レベル（韓国「中級 2」、中国「入門」、ベトナム「初中級」「中級 1」、ミャンマー「入門」、インド「初中級」）を刊行した。

『まるごと』ウェブサイトについては、多言語でのサポート教材の公開等関連情報の提供・内容拡充を行い、アクセス数は対前年度比 45%増となった。

国際交流基金海外事務所等の所在する 26 か国 27 都市において、JF スタンダード準拠の日本語モデル講座（JF 講座）を運営した。コロナ禍によりオンラインに切り替えたことで、約 1.3 万人が受講した。

(ウ) NHK ワールド JAPAN 「やさしい日本語 (Easy Japanese)」

日本放送協会（NHK）と協力して、NHK ワールド JAPAN が海外のリスナーに向けて放送しているラジオ日本語講座「やさしい日本語 (Easy Japanese)」のリニューアルに当たり、JF スタンダードの考え方に基づき、新シリーズ全 48 課（A1 レベル相当）を監修。17 言語による全課の放送が令和 2 年度中に一巡したことから、リスナーの質問に答える特別番組の制作に協力した。番組は NHK ワールド JAPAN で引き続き放送されているほか、番組ウェブサイト（19 言語）から音声を開いたりテキストを無料でダウンロードしたりすることがで

き、在外公館の協力も得てさらなる普及に努めている。

(エ) 海外事務所でのオンラインコンテンツの制作

コロナ禍での需要の高まりを受けて、複数の海外事務所がオンラインコンテンツの制作に取り掛かった。ソウル日本文化センターでは、さくらネットワークメンバーである韓国日語日文学会及び韓国日語教育研究会と共同で、高等教育向けコンテンツ 1 件、中等教育向けコンテンツ 2 件を制作し、同メンバー以外も含む日本語教師向けに無料配布した。メキシコ日本文化センターでは、メキシコ及び中米カリブ地域の日本語学習向けに学習素材を作成しその有用性と完成度を競うコンテストを実施した。一次審査を通過した 6 作品は、日本語専門家の指導の下で修正が加えられた後に、同センターの日本語教師向け Facebook ページと公式ホームページに掲載され、自由にダウンロードできるようにした。

なお、外国人と日本人との円滑なコミュニケーションの実現を目的とする「日本語教育の標準」の開発は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策として盛り込まれ、文化審議会国語分科会の日本語教育小委員会で令和元年度から審議されている。国際交流基金は、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）に準拠した JF スタンドアードを 2010 年に公開して以来、教材開発、教師研修、海外講座等の事業を同スタンダードに基づいて展開しているが、その知見を活かしつつ、『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案について（平成 22 年 5 月文化審議会国語分科会編）』の Can-do 化・レベル付け（令和元年度）、補足分野の Can-do 新規開発（令和 2 年度）等の作業に協力するとともに、開発に向けた議論に積極的に参画している。将来、日本国内の日本語教育も CEFR に準じた基準で目標設定や評価がなされるようになると、海外と国内の日本語教育の垣根が低くなり、学習者が学習を継続する上で利便性が大きく向上することが期待される。

イ. 日本語能力評価のための試験

(ア) 日本語能力試験（JLPT）の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し認定するため、1984 年から日本語能力試験を毎年継続実施し、同試験に関わる企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行っている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により第 1 回試験（7 月）は全世界一斉中止とした。第 2 回試験を 12 月に実施したが、引き続きコロナ禍の影響があったため、受験者や試験実施関係者の安全確保を最優先し、試験実施が現地の各種規制に抵触する、感染症防止対策をとることができない等の理由により実施中止とした都市もあった結果、海外全体では 28 か国・地域、90 都市での実施となり、181,528 人が受験した。

年度当初は、各国・地域での現地経費については前年度同様、その国・地域の受験料収入によって支弁することを目標としたが、コロナ禍の影響を受け、通年で応募者数が減少したことにより受験料収入が減となった一方、感染防止対策のための諸経費が増加したことにより、収入に対して支出増となった。

令和元年度より、在留資格「特定技能 1 号」で、日本語能力を測る試験の一つとして日本語能力試験（N4）が活用されているほか、引き続き「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」でのポイント付与（N1・N2 取得者）や EPA（ベトナム、インドネシア、フィリピン）に基づく看護師・介護福祉士の候補者選定の条件等として政策的活用が図られたほか、日本の大学・大学院留学入試選考や各国教育機関での単位・卒業資格認定、企業での入社試験等でも社会的活用が図られた。

(イ) JFT-Basic の開発・実施

「外国人材向け日本語事業」の一環として 2019 年 4 月に開発した JFT-Basic は、主として就労のために来日する外国人が遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測るための、CBT（Computer Based Testing）方式による日本語試験であり、法務省『「特定技能」に係る試験の方針について』で示された、「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有すること」の水準を満たす尺度に則り、CEFR・A2 レベル相当の日本語力を持っているかを判定する試験である。

令和 2 年度は、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ（令和 2 年 11 月初回実施）、フィリピン、ミャンマー、ネパールの 7 か国で、各国の人材受入れニーズ等に則した規模で実施し、海外受験者は年間 15,053 人となった。試験実施回ごとの実施国及び受験者数は以下の表のとおり。新型コロナウイルス感染症拡大により、一部の国・都市においてやむを得ず中止とした日程もあるが、各国政府及び自治体の感染症拡大防止に係る措置や方針を踏まえて試験会場における感染症防止対策を徹底した上で、可能な限り試験を継続実施することに努めた。

表：令和 2 年度 JFT-Basic の実施

実施年	実施回	実施国	都市数	受験者数（人）
-----	-----	-----	-----	---------

令和 2 (2020) 年	5 月	カンボジア	海外 1 都市	92
	7～8 月	インドネシア、カンボジア、ネパール、フィリピン	海外 8 都市	2,283
	9 月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、ネパール、フィリピン	海外 9 都市	1,361
	11 月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、ネパール、フィリピン	海外 10 都市	3,193
令和 3 (2021) 年	1 月	インドネシア、カンボジア、ネパール、フィリピン、ミャンマー	海外 9 都市	3,284
	3 月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、ネパール、フィリピン、日本	海外 12 都市 国内 47 都道府県	海外 4,840 国内 2,529
合計		海外 7 か国、日本	海外 13 都市 国内 47 都道府県	海外 15,053 国内 2,529

また、2021 年 3 月からは、技能試験関係機関や日本国内の受験者・関係者からの要望を踏まえ、日本国内での試験を開始した。47 都道府県に試験会場を設けて実施した結果、2,529 人が受験、令和 2 年度の海外・国内の総受験者数は 17,582 人となった。

同時に、受験の利便性向上とテストの普及・知名度向上にも引き続き取り組んだ。利便性向上のために、実施都市の追加（インドネシア 3 都市）、専用ウェブサイトとカスタマーサービスの各国語対応、受験料のオンライン決済の導入（フィリピン）を実現した。また、テストの普及・知名度向上のために、実施国に所在する海外事務所での学習教材の現地語翻訳版の制作、オンライン説明会、現地の日本語教師向けセミナー等の開催や SNS 等の積極的活用による試験情報の告知等に取り組んだ。

また、実施した試験はすべて事前・事後の品質評価・分析を行い、その結果を外部有識者委員会に対して説明し、「本テストで設定された日本語能力水準を適切に測っている」との評価を得た。

さらに、本テストへのスピーキングテストの将来的な追加導入の可能性を探るための調査・研究として、海外でのβ試験と外国人受入企業への大規模アンケート調査を実施した。前者は、試作問題の品質評価や妥当性の分析・検証、システムの試用、採点プロセスの確認を目的とし、コロナ禍で度々の計画変更を余儀なくされたものの、2021 年 3 月にバンコクにて実施、3 日間で約 170 名の日本語学習者が受験し、貴重な発話データを収集することができた。また、後者については、技能実習や特定技能等就労目的で来日する外国人を实际雇用する国内企業約 700 社に対して、求める日本語口頭発話能力等に関する意見を聞いたところ、高い割合（調査会社が有する企業データベースから抽出した外国人雇用企業約 400 社の 87%。外国人スタッフとのコミュニケーションや日本語教育に対する意識が比較的高いと想像される企業約 300 社の 98%）で「雇用に当たっては、日本語を話す能力も確認できていることが望ましい。」という回答が得られる等、外国人材への日本語教育を考えるに当たっての有益な情報を得ることができた。

ウ. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

海外の日本語教育の現状を把握するために実施した「2018 年度海外日本語教育機関調査」の調査結果を『海外の日本語教育の現状 2018 年度日本語教育機関調査より』と題した和文、英文 2 か国語の報告書として取りまとめ、基金のウェブサイトにも全文を掲載するとともに、より詳細な分析・研究のための参考資料として、「機関数・教師数・学習者数」をはじめ、「教師 1 人あたりの学習者数」、「日本語母語教師数・比率」、「日本語学習の目的」等を国・地域別にまとめた 10 項目 27 種の調査結果の統計データを、過去データと併せて同サイト上で公開した。さらに、冊子体を全在外公館及び日本国内の日本語教育関係者並びに日本語教育学を有する大学・大学院 174 機関に配布し、調査結果の対外発信に努めた。過去の調査結果の報告書『海外の日本語教育の現状』も引き続き活用されており、国内外の研究機関や日本語学校の関係者の研究等に役立てられている。

また、204 か国・地域の日本語教育についての情報を国・地域別にまとめた「日本語教育国・地域別情報」ウェブサイトについて、日本語専門家や在外公館の協力を得て、上記 2018 年度機関調査の結果及びコロナ禍の状況を踏まえた情報のアップデートを行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大による日本語教育の状況については、2020 年 8 月から 11 月にかけてさくらネットワークメンバーに対して一斉アンケートを実施し、状況の把握と必要な支援に関する情報収集に努めた。

『国際交流基金日本語教育紀要』第 17 号を電子ジャーナルとして発行し、論文及び英文要旨を「国際交流

基金リポジトリ」(論文や研究成果のデジタル資料データベース)で公開することで、基金の日本語教育研究活動・教育実践の成果を国内外に発信した。

『日本語教育通信』では国内外の日本語教師向けに情報を発信し(月1回更新)、令和2年度のアクセス数は過去最高の約51万件となった。

なお、海外事務所においても工夫を凝らした情報発信を実施した。ジャカルタ日本文化センターでは、「JF 日本語 e ラーニング みなと」や特定技能事業をわかりやすく広報するために、広報マンガ「ミナとギノ」を SNS に連載し、全21回配信した。バンコク日本文化センターでは、オンライン事業の広報に発信力の高いインフルエンサーに積極的に協力を呼びかけ、同センターSNS フォロワー数を増やした。メキシコ日本文化センターでは、メキシコ及び在中米・カリブの日本国大使館に、「みなと」登録を呼びかけるイラスト・マンガ作品のシェアを依頼。協力に応じた在グアテマラ日本国大使館が Facebook ページにシェアしたところ、同シェア投稿が現地のメディアに掲載され、この結果、グアテマラの2021年1月単月の「みなと」新規登録者数は958人で世界2位となった。

エ. e ラーニングの開発・運営

2016年7月に一般公開した e ラーニング「JF にほんご e ラーニング みなと」(以下「みなと」)は世界中の人が様々なコースを通じて日本語をオンラインで学習できる日本語学習プラットフォーム(学習管理システム)である。メインコースである「まるごと日本語オンラインコース」は習熟度に応じた複数のコースを搭載。令和2年度は日本語教育機関等の少ない地域への対応として「まるごと日本語オンラインコース」A1のポルトガル語版を公開した。これらの学習コースは国内外の国際交流基金の拠点でも運用展開しており、令和2年度の年間開講コース数は174コースとなった。コンテンツの充実と改修によるユーザーの利便性向上に加え、海外事務所や在外公館及び外部団体等の協力を得つつ広報に努めた結果、「みなと」の累計登録者数は令和2年度末時点で198か国・地域で約22万人となり対前年度比59%増となった。新型コロナウイルス感染拡大により対面授業を実施できなくなった国内外の日本語教育機関におけるオンライン授業の副教材、反転授業やブレンディッド学習等の教材としても活用されている。

日本語学習者の多様なニーズに応えるため、モバイル端末用に無料で利用できる学習アプリも提供している。これまでに公開した「HIRAGANA/KATAKANA Memory Hint」(英語・インドネシア語・タイ語)及び「KANJI Memory Hint 1&2」(英語)、「KANJI Memory Hint 3」(英語)の安定稼働を保ちつつ、広報に努めた結果、計9点のアプリの総ダウンロード数は令和2年度末時点で累計100万件を超えた。また、主として東南アジア中等教育段階の日本語初學者への学習奨励のため平成29年度に開発した日本語テストアプリ(インドネシア語／英語版)は、アプリの活用方法の紹介を積極的に行った結果、令和2年度のダウンロード数は約1.8万件、公開からの累計ダウンロード数は約5.7万件を数えた。

上述のほかにも様々な目的に沿った日本語学習用ウェブサイトを活用し、新型コロナウイルス感染症拡大により対面授業で学習する機会を失った世界中の日本語学習者を支援している。日本語学習に役立つウェブサイトやツールについての情報を提供する日本語学習ポータルサイト「NIHONGO e な」は過去10年間、毎年100万ページビューに達している。またアニメ・マンガのキャラクターや人気のジャンルに特徴的な日本語表現がクイズやゲーム形式で楽しく学べる e ラーニングサイト「アニメ・マンガの日本語」をスマートフォンでも気軽に学習できるように全面リニューアルした。JF 日本語教育スタンダード準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』の学習サイト「まるごと+」の令和2年度のアクセス数は約974万ページビュー、対前年度比75%増となり、過去最高となった。

豊富な映像とクイズやゲームで楽しく日本語の学習や日本文化を知ることができるウェブサイト「エリンが挑戦! にほんごできます。」は、Adobe 社による Flash 技術サポート終了により、令和2年7月末を以て終了したが、本教材は世界各地で広く親しまれていることから、主に学習者向けの自習用として提供していた旧サイトのコンテンツを、教師向け教室活動支援用に再構成し、動画及び教材を提供する「エリンが挑戦! にほんごできます。」コンテンツライブラリーとしてリニューアルし、令和2年8月より公開した。公開後も動画やダウンロード教材の拡充及び多言語化(9言語対応)に努めた結果、令和2年度のアクセス数(旧サイト+新サイト)は約324万ページビューを数え、旧サイトを含む累計アクセス数は5,500万ページビューを超えた。コロナ禍におけるオンライン授業でも有用な教材としてブラジルやタイの教育省を通じて教師向けに情報提供されたり、国内在住外国人の子どもたちのための日本語教材としても活用されたりしたことも、さらなる普及につながった。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

ア. 「特定技能」外国人材向け日本語事業については、外国人材の受入れ分野のニーズ等の状況を踏まえて、

適切かつ着実な実施が求められている。

イ. 令和元年 6 月に実施された行政事業レビュー公開プロセスの指摘事項を踏まえて、引き続き事業毎の実施状況と成果の把握の強化、重点国や地域毎の成果目標の設定、日本語教育ニーズが高まっている国・地域への適切なリソース配分等に不断に取り組んでいくことが必要である。

ウ. 令和元年 6 月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、本年 6 月、国際交流基金事業も含む基本方針が閣議決定されたが、実現可能なものから取り組むことが期待される。

＜前年度評価結果反映状況＞

ア. JFT-Basic に関しては、令和元年度に開始した 6 か国に加え、令和 2 年度中に実施環境が整ったタイにおいても速やかに試験を開始し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも各地の規制を踏まえた感染防止対策をとり、できるだけ多くの受験機会を提供した。人材受入れ分野のニーズに基づき日本国内での試験も開始し、その結果、国内・海外合わせて 17,582 人の受験者を得、前年度比 120%の増となった。日本での生活や仕事に必要な基礎的な日本語を学ぶためのウェブ教材『いろどり 生活の日本語』については、令和元年度の初級編公開に続いて令和 2 年度には入門編を公開、現地語版の公開も進めた結果、年間 252 万ページビューを達成した。現地におけるテスト・教材の普及や日本語教師の育成、日本語教育機関の支援についてもオンライン化等の工夫を行いつつ着実に実施し、JFT-Basic の基準点到達率の上昇や上述のような成果につながった。

イ. 令和元年 6 月に実施された行政事業レビュー公開プロセスで直営拠点数の多寡を他国文化交流機関のそれと単純には比較できないが、より効果的・効率的な方法を今後も継続的に検討するべき旨のコメントを得ていたことも踏まえ、さくらネットワークを一層強化すべく、ネットワークメンバーに対してアンケートを実施し、日本語教育事業を実施していく上での問題点や基金に対する要望等を調査した。併せて現在進行中のコロナ禍に関する課題状況や、それを踏まえたニーズ等も確認して、コロナ特別助成事業により機動的な支援を実施した。また特定技能事業の対象国では、従来よりも手厚く事業を実施する一方で、海外に派遣している専門家ポストの中で、受入機関の自立化がすすんだと考えられる 5 ポストへの派遣を終了した。

ウ. 「日本語教育の推進に関する法律」を受け、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）にて、「海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、JFを通じ、日本語学習の形態、日本語教育を行う機関の現状や課題等、その実態の把握に努め、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する」ことが国の方針として決定された。基金では本方針に対して新規に支援を開始するため、2020 年 1～3 月に、米国、オーストラリア、韓国、英国及びドイツの 5 か国で、継承日本語教育の実施状況や課題に関する予備調査を実施した。また 2020 年 12 月に実施された「日本語教育推進法」に関するオンライン国際フォーラムに対して、助成した。その後、同フォーラムの主要メンバーと今後の継承日本語教育の展開について協議をしており、オーストラリアと韓国においては、基金海外事務所が引き続き詳細な調査を実施している。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 S

根拠：

【量的成果の根拠】

【指標 2-2】、【指標 2-3】のうち主催事業、【指標 2-4】、【指標 2-5】、【指標 2-6】の 5 つについて目標値の 120%以上を達成し、【指標 2-3】のうち助成事業は目標値の 115%を達成した。また、【指標 2-1】は、目標値の 100%以上を達成した。新型コロナウイルス感染拡大を受けて、【指標 2-7】は、7 月試験を全面的に中止し、12 月試験も一部の都市で中止したことによる達成度となった。

【質的成果の根拠】

コロナ禍で国際間の人的移動や実会場への人の集まり等に大きな制約が生じたが、迅速に代替手段を検討し、主にオンラインを活用した事業の強化を図ることで、海外の日本語教育機関や教育行政関係機関等との連携強化を途切れることなく進め、日本語普及の基礎となる海外の日本語教育環境の整備と日本語教授法や能力評価の充実に取り組み、以下のような質的にも顕著な成果を得た。

ア. 「新たな外国人材の受入れ」に対応する試験の拡充と受験を後押しする教育支援事業の実施

JFT-Basic については、コロナ禍の中でも感染症防止対策を徹底した上で計画どおり年 6 回実施し、回

によっては中止とせざるを得ない国もあったが、年間通じて海外 7 か国 12 都市で受験機会を提供した。2021 年 3 月からは日本国内でも試験を実施し、コロナ禍により海外からの渡航が困難になる中、国内の在留外国人の受験ニーズに対応した。海外 7 か国と国内合わせて 17,582 人の受験者、7,675 人の基準点到達者を得た（到達率 43.7%）。また、試験情報発信の各国語対応や受験料決済方法の追加により、受験者サービスの向上を図った。海外における日本語学習基盤整備事業については、ウェブ教材『いろどり 生活の日本語』の全 3 分冊が完成、各国語版の作成を進め、令和 3 年度末までに 7 言語版を公開した。各国における試験のガイダンスセミナーや『いろどり』を使った現地日本語教師研修は、コロナ禍の影響で集合実施が困難な場合はオンラインで実施し、試験・教材普及と現地担い手育成を進めることができた。結果、JFT-Basic の基準点到達率は昨年度の 34.3%から 9.3 ポイント上昇し、受験者平均点も上がった。

イ. 教師研修における緊急需要への対応

招へい研修が中止になったことにより、日本語国際センターではオンラインによる教師研修を実施した。また、各国におけるコロナ禍による外出規制等の中、急遽オンラインでの日本語授業を実施する必要に迫られた各国の日本語教師に対して、関西国際センターでは、オンライン授業実施のコツや講義動画制作ノウハウ等を指導するセミナーを実施したところ、世界全体で計 662 名の参加があった。また、海外の複数事務所においても、オンライン授業への対応に不安を抱える日本語教師を対象にした研修やセミナーを精力的に実施した。これらの一連の集中的取組により、令和 2 年度における教師研修参加者は今期中期計画期間中で最大数を記録した。コロナ禍の中で多くの国の日本語教育の現場が対面からオンラインへの切り替えを迫られる中、日本語授業を中止することなく継続的に実施するためオンライン化対応へのサポートに大きく寄与した。

ウ. 世界の日本語教育機関の活動に対する追加助成の実施

海外の日本語教育機関を対象として給与助成や教材制作・購入等を支援する日本語教育機関支援（助成）は、応募のあった事業に対して年度初めには採用を内定しているが、令和 2 年度は年度途中で対象事業の中止や延期等が多数発生し、海外の多くの機関が、コロナ禍がもたらした状況への対応に迫られていることが判明したため、急遽追加的な措置としての助成事業の公募機会を設け、オンライン授業への対応ニーズ等を中心に、32 件に対する追加支援を決定した。海外事務所においても追加の助成事業を実施したため、最終的にはほぼ例年並みの計 386 件の事業に対して助成による支援を行った。例えば、コロナ禍により現地教育機関が雇用していた日本人教師のやむなき帰国によって生じた穴を現地教師雇用に切り替える際の一助となったケースや、予算難の中にあってもオンライン事業を新たに展開するために必要となる機材をレンタルする一助となったケース等、本助成支援を通じて、様々な教育機関での日本語授業の機会が維持された事例が報告されており、コロナ禍が海外の日本語教育の後退につながらないよう歯止めをかけることに貢献した。

エ. オンライン日本語教材やウェブサイトを通じての情報発信の強化

対面授業に替わるオンライン化が広がったことにより、オンラインで活用できるコンテンツのニーズが高まったことを受けて、多言語でのサポート教材の公開等関連情報の提供・内容拡充を行ったところ、JF スタンダード準拠教材『まると 日本のことばと文化』を多言語で紹介するウェブサイト「まると」のページビュー数が対前年度比 45%増、同教材での日本語学習をサポートするウェブサイト「まると+」のページビュー数が前年度比 76%増と、それぞれアクセス数が大幅に増加した。また、日本語学習の e ラーニング・プラットフォーム「みなと」（学習管理システム）は、コースの追加や多言語化に加え、積極的な広報により、累計登録者数が 198 か国・地域の 22 万

人に達し、前年度 8 万人以上増加した。加えて、上述のとおり、外国人材向け日本語教材『いろどり 生活の日本語』はすべての教材及び音声をウェブサイト上に公開し、無料でアクセス・ダウンロードができる形式であることから、コロナ禍の需要に幅広く応えることができた。海外の複数の事務所でも、他団体と共同でコンテンツを開発したり、他団体が開発したコンテンツに専門家が専門的見地から改良に向けた助言を行ったりする等して、各国・地域のニーズに即したオンラインコンテンツを一般に広く入手可能とした。日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトは、多言語化や内容の拡充を行い、今期中期計画期間中では最大のアクセス数を記録した。

オ. オンライン事業の効果的な実施

オンライン事業の利点を活かし、従来の実会場における事業であれば参加が困難であった遠隔地在住の者も参加できるようになり、従来は基金の日本語事業への参加機会に恵まれなかったが初めて参加できたというケースもあった。また、同じ言語圏の他国からの参加も容易になり、他国・地域の参加者との意見交換も

可能となった。当然に日本からも参加が可能であるため、従来であれば経済的にハードルの高かった日本語母語話者や日本人専門家による講演・指導等を依頼して実施する事業の増加も認められた。録画動画のアーカイブ化も一般的になり、重要な事業については基金ホームページにも掲載し、その成果を広く公開している。上記のようにオンライン事業は、参加対象範囲を広げて、新たな参加者を増やしただけでなく、多くの新事業を企画・実施する契機となった。

以上のとおり、令和 2 年度においては、実会場への大人数の集まりが可能であることを前提とする指標を除いては、所期の目標を量的に上回る成果が得られているところであり、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた新たなニーズに迅速かつ柔軟に対応したことにより、質的にも顕著な成果を得られたものと言える。なお、中期目標上において、本項目は【難易度：高】の設定ではないものの、特に平成 30 年度より新たに開始した外国人材受入拡大に関連する事業については、新たな在留資格制度開始までのごく限られたスケジュールの中で新試験の開発・運用開始を実現するという困難な課題を達成した上に、令和 2 年度においてもコロナ禍の中、可能な限りの試験継続実施に努める等着実な成果を上げてきており、重要な政策的社会的要請に応える困難度の高い事業と認識していることから、「S」と自己評価する。

【課題と対応】

- ア. 「特定技能」による外国人材受入れ制度が安定して運用されることに貢献し、日本社会の要請に応えるため、外国人材向け日本語事業として実施する JFT-Basic、カリキュラム・教材の開発・普及、日本語教師の育成等を引き続き着実に実施していく。
- イ. 令和元年度行政事業レビュー公開プロセスにおける有識者からの指摘事項に対し、「2018 年度海外日本語教育機関調査結果」等のエビデンスや、令和元年 6 月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針等を踏まえながら、重点国や地域ごとの成果目標の設定及び効率的・効果的な事業の実施検討に取り組む。
- ウ. 令和 2 年度で拡充したオンライン事業と、コロナ収束によって復活することが期待される対面事業をバランスよく実施していく。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 S

根拠：

【量的評価の根拠】

日本語教育機関支援（助成）の件数（514 件）、基金海外事務所の主催事業の件数（260 件）、日本語教師研修の参加者数（14,922 人）、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数（42,833,622 件）、日本語教材「まるごと」使用国／販売部数（56 か国／64,550 部）の 5 つの定量指標については年度目標の 120%以上を、また、日本語教育機関支援（助成）の実施国数（85 か国）、基金海外事務所の助成事業件数（385 件）、e ラーニングの登録者数（225,340 人）の 3 つの定量指標については年度目標の 100%以上を達成し、8 つの定量指標で年度目標以上を達成した。

他方、唯一計画値に達しなかった日本語能力評価のための試験実施国／都市数については、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、受験者や試験関係者の安全確保を最優先としつつ、7 月試験が全世界一斉中止（同様に日本国内試験も一斉中止）、12 月試験でも多くの都市で実施中止となった結果、34 カ国 102 都市に留まり、実績は大きく落ち込む形となったが、予測し難い外部要因により業務が実施出来なかったものであり、やむを得ない事情と理解する。特に 12 月試験においては、日本語能力試験は、数ある日本語試験の代表的存在として、在留資格や留学等様々な社会的資格において活用されており、社会的に多くの需要がある中、世界的なコロナ禍を受け制約がありつつも、部分的であっても十分な対策を取った上で大過なく実施出来たことは、社会的な役割を果たしたという点で大いに評価出来るものである。また、その実績は、コロナ禍における今後の試験実施という観点からも、その後も経験値として試験実施計画・運用において生かされている。

前年度と比べた実績としては、コロナ禍においても、むしろ日本語教師研修参加者は 1,300 人強増加した他、日本語教材及び日本語教育事情に関するウェブサイトへのアクセス件数については 374 万件強、更に、e ラーニングの登録者数は 8.3 万人強とそれぞれ顕著に増加したことは、オンライン化対応に向けた自主的な努力の結果であり、特に評価に値する。オンライン化は、コロナ禍への対応と共に、遠隔地に居住する日本語学習希望者に対してもリーチアウトできるメリットも大きいところ、引き続き意欲的な対応を期待したい。

また、「新たな外国人材の受入れ」に対応するための日本語事業として、就労のため来日を希望する外国人の日本語能力を測定する国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）については、コロナ禍においてアジア各国・各地での調整が困難を極める中、継続して海外7か国での試験実施に加え、日本国内での試験実施開始にも取り組んだ他、海外における日本語教育基盤整備事業として、ウェブ教材「いろどり 生活の日本語」の多言語版（7か国語対応）の無料公開、現地日本語教師を養成するためのオンライン研修の実施等により、参考数値ではあるが、昨年度の受験者数（7,921人）に比べ大幅増となる総計17,582人の受験者数が得られたことは、大きな成果と言える。

【質的評価の根拠】

国際交流基金では様々な日本語教育事業を実施しているが、その中でも質的評価において特筆すべき内容は以下のとおり。コロナ禍により、国際的な人の往来、対面事業等が大きな制約を受ける等、予測し難い外部要因により業務遂行が困難となった部分も少なくなかったにも拘わらず、自主的な取り組みにより、迅速にオンラインを活用した事業を展開する等、困難を克服しようとする努力と創意工夫が見られたことは大きく評価できる。

ア. 「新たな外国人材の受入れ」に対応した試験の拡充・ウェブ・オンライン等による教育支援事業の実施

新型コロナウイルス感染症拡大により一部においては試験の中止や日程変更等を余儀なくされたものの、新たにタイでの試験実施を開始する等、年間を通じて海外7カ国においてJFT-Basicの試験実施が公正にかつ安全に実施された他、日本国内においても試験が実施できた。試験実施の他、試験情報発信の多言語化や受験料決済方法の追加等、受験者サービスの向上にも努力が見られた。

また、JFT-Basic試験実施に伴う海外における日本語学習基盤整備事業として、ウェブ教材「いろどり 生活の日本語」については、三部作（入門、初級1・2）全てが無料公開され、多言語化の取組も行われた他、オンラインによる現地日本語教師研修の実施等により、受験者数、基準点到達者数については、それぞれ17,582人、7,675人に達しており（到達率43.7%、前年比9.3%上昇）、そうした取組の結果であると言える。

イ. 教師研修におけるオンライン対応等

コロナ禍により、国際的な人の往来及び対面対応が極めて困難な状況下において、日本語国際センターでは、教師研修は急遽オンラインに切り替えて実施された。また、海外でもオンラインによる日本語授業が一般的になりつつある中、関西国際センターでは、これまでの日本語教育のeラーニング事業の開発・運用等で培った知見を生かし、オンライン授業に不安を抱える海外日本語教師に対して、オンライン授業実施のコツや講師動画制作ノウハウ等を指導するセミナーを実施した他、海外の複数の事務所においても同様の取組が集中的に行われた結果、昨年度を上回る今期中期計画期間中最大の教師研修参加者数が得られた。

ウ. オンライン授業へのニーズ等にも対応した日本語教育機関の活動に対する追加助成、ネットワーク形成支援

令和2年度においては、既存助成事業に加えて、年度当初より助成事業の中止や延期が多数発生したことに伴い、各教育機関のオンライン授業等への助成ニーズを早期にくみ取り、オンライン授業で必要となる機材のレンタル経費、オンライン授業の講師謝金等への追加助成事業を行う等（計32件を助成）、コロナ禍においても日本語教育が継続できる様な工夫がなされた。

また、「JFにほんごネットワーク」（さくらネットワーク）の既存ネットワークの他、海外の事務所においても、独自のネットワーク形成活動支援が行われた。具体例は以下のとおり。

韓国（ソウル日本文化センター）：日本語の交流学習の相手校を探すことが出来る交流マッチングシステムを立ち上げ、30校が登録、5組10校の交流マッチングが成立する等の成果があった他、日本語教師・学習者を対象とした「オンラインサロン」を実施し、713名の参加により、9割以上の高い満足度を得た。

カナダ（トロント日本文化センター）：「オンライン茶話会」として、教師に対するオンライン教室での活動の提案や体験の機会を提供する活動を定期的実施し、高い評価が得られた。

エ. オンライン日本語教材やウェブサイトを通じた情報発信の強化

コロナ禍により、海外で多くの日本語教育でオンライン授業が取り入れられる状況の中、オンライン授業で活用できるコンテンツのニーズの高まりに対応するため、多言語でのサポート教材の情報提供・内容拡充が実施された。特に日本語教材を多言語で紹介するウェブサイト「まるごと」、日本語学習をサポートするウェブサイト「まるごと+」については、前年度比のページビュー数がそれぞれ45%増、76%増となった。また、日本語学習のeラーニング・プラットフォーム「みなと」（学習管理システム）は、コースの追加・多言

語化に加え、海外の事務所での広報活動や在外公館における広報支援等も得られた結果、累計登録者数が前年度から8万人以上増加することとなった。外国人材向け日本語教材「いろどり 生活の日本語」等と合わせて、様々な用途、レベル等に応じた日本語学習支援のオンライン化、eラーニングの拡充がなされたと言える。

オ. 日本語専門家等の海外派遣

令和2年度においても、日本語専門家を42か国121ポスト、米国に対して若手日本語教員(J-LEAP)を14ポスト、それぞれ派遣が計画されていたが、コロナ禍により、任期途中の一時帰国や赴任延期等を行わざるを得なかった。他方、現地に滞在していない期間であっても、オンラインによる教師セミナーや日本語講座、アドバイザー業務、教材制作等への取り組みが行われたことにより、日本語事業の空白を埋める対応がなされた。

カ. 各国日本語教師を対象にした研修の実施

海外の事務所においても、現地の実情等に応じて、様々なオンライン事業が展開された。具体例は以下のとおり。

豪州(シドニー日本文化センター): 豪州においてオンライン日本語授業が一般化する中、オンラインによるICTセミナーの開催により379名の参加が得られた他、教材提供サイト上でのオンライン授業に役立つ教材の提供等が行われ、前年度比の約3倍増の平均ユーザー数(2,974人)となった。

メキシコ(メキシコ日本文化センター): オンライン授業向けの研修、参加者同士のグループセッションを取り入れた研修等を実施し、メキシコのみならず、中米カリブ地域、北米、南米、日本、アジア等23か国から1,010名の参加が得られ、参加者の98%から高評価が得られた。

マレーシア(クアラルンプール日本文化センター): 日本語教育国際研究発表会、基調講演等を開催し、アジア、北米及び欧州の18か国から190名の参加が得られた他、地域を東南アジアに限定して開催したセミナーでは、8か国135名の参加が得られ、多彩な意見交換がなされた。

エジプト(カイロ日本文化センター): オンライン「中東・北アフリカ日本語教育シンポジウム」を開催し、43か国197名の参加が得られ、代表者による国別発表や座談会、日本語教育の事例紹介等、新たな取組も行われた。

キ. 日本語教育・学習の奨励

関西国際センターでは、令和元年度から継続して外交官・公務員31か国31名を対象とした訪日研修を実施したが、コロナ禍を受け、令和2年度の当該訪日研修の新規実施は出来なかったものの、外交官・公務員28か国28名、文化・学術専門家10か国16名並びに2か国21名に対する学習者等を対象とするオンライン研修を実施した。

また、海外事務所においても、オンライン対応を中心に、合計260件の事業が実施された。具体例は以下のとおり。

・コロナ禍におけるワークショップ等による日本語学習の裾野拡大

シドニー日本文化センター: 「オンライン・センタービジット」として、環境にも配慮した「風呂敷」をテーマにしたワークショップを開発。計9件実施し、503名が参加した。

マドリード日本文化センター: 「日本語会話クラブ」をオンライン化し、9か国114人が参加した。

ロンドン日本文化センター: 「教師のための小断ワークショップ」にて、参加者による小断発表会が行われ、2021年3月に日本語教育学会のオンライン交流会でも紹介された。

ジャカルタ日本文化センター: 落語家が日本からリモート出演し、落語紹介や落語の椎倉のデモンストレーションを実施。YouTubeでの視聴者数は766人となった。

・コロナ禍での各種コンテストによる日本語学習の裾野拡大

マニラ日本文化センター: Nihongo Video Contest をスピーチコンテストと同時に実施、過去の対面実施の約4倍の来訪者が参加。

カイロ日本文化センター: 「日本語ショートビデオコンテスト」を実施、8か国47チーム、96名が参加、YouTube総再生回数が1万回を超えた。在エジプト大使特別賞も設けられる等、高い評価が得られた。

ニューデリー日本文化センター: 在ベンガルール日本国総領事館や現地日本人会・商工会と共催で「日本語ビジネスピッチコンテスト」を実施、36名の応募、日本語でのビジネスアイデアのプレゼンテーションが行われた。

シドニー日本文化センター: 「オンライン日本タレントコンテスト」を実施、300名以上の応募があった。

ク．経済連携協定（EPA）に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンにおいて、日本に受け入れる看護師、介護福祉士候補者に対して、来日後の就労に必要な日本語能力習得を目的とする研修を約6か月実施。今年度においては、原則オンラインによる研修を通じて、参加者の日本語能力の向上が図られた。外国人材の受入れ・共生において、日本語教育を通じた人材育成で社会貢献を果たすことが出来た。

ケ．複合的・中長期的な働きかけによる成果の事例等

海外の事務所を通じた働きかけ等による海外の各機関との共催や連携等を通じて、様々な日本語教育事業を展開することにより、日本語教育の裾野拡大や学習者支援の基盤整備等への取組がなされた。具体例は以下のとおり。

・インド、ベトナム、ミャンマー

3か国での「日本語教師育成特別強化事業」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により研修が実施できなかったミャンマーを除き新規教師養成研修を実施し、計71名が参加。インドにおいて日本語教師を求める教育機関に対する情報提供により、本研修修了者の2名が州立工業高校で日本語教師として採用され、同校で新規に日本語コースが開始する他、コルカタのベンガル商工会でも本研修修了者がビジネス日本語コースを担当することとなる等、日本語教師の人材育成、現地での日本語教育拡大に寄与した。また、ニューデリー日本文化センターでは、新たに本研修修了者2名が非常勤講師として採用され、合計7名が同センターで日本語教育に従事することとなり、研修を通じて養成された人材の活用も行われている。ベトナムにおいても、今期の研修修了生がハノイ国家大学外国語大学の日本語講師として採用される等、教師不足が深刻な初等・中等教育の日本語教師や日本語コースを新設した大学の教員として採用される等、人材育成の面で本事業の成果が出てきている。

・パレスチナ

在イスラエル日本国大使館からの要請を受け、在パレスチナ日本政府代表事務所との共催事業として、カイロ日本文化センターのJF日本語講座講師3名がパレスチナ人93名に対して日本語授業を行う「JF×パレスチナ オンライン日本語」を実施。現地講師の不在により、日本語教育が確認されていなかった現地での初の日本語教育事業として、メディアでも報じられる等、注目を集めた。

・ベトナム

2003年に中等教育段階での日本語導入試行プロジェクトの開始以降、国際交流基金による日本語教育事業により、学習者が年々増加している。特に、教科書作成や教師研修への一貫した協力が高く評価された結果、初等教育における第一外国語としての日本語教育が正式に開始され、既に一部の小学校では日本語教育が導入されてきている。

・タイ

国際交流基金による日本語教育事業（日本語教師養成、タイ教育行政官、校長・副校長の招へい、日本語パートナーズ事業等）を通じた長年の貢献により「タイ教育省貢献賞」を受賞する等、タイ政府より高い評価を受けてきている。

・その他

韓国における日本語教育学会からの高い評価や、米国における現地協会からの「日本語教育サポーター」表彰、また、エルサルバドルにおける教師研修参加者の有志による「エルサルバドル日本文化センター」の立ち上げ等、各地で高い評価を受け、日本語学習者の裾野拡大に向けた効果を生み出している。

ケ．外部団体との連携によるeラーニング事業の取組

国際交流基金は、日本放送協会（NHK）がNHKワールドJAPANで海外のリスナー向けに放送している日本語講座「やさしい日本語（Easy Japanese）」のリニューアルに当たり、新シリーズ全48課を監修する等の協力をしてきたが、17言語による全課放送が令和2年度中に一巡したため、リスナーの質問に答える特別番組の制作にも協力した。同番組はNHKワールドJAPANで引き続き放送されており、また、番組ウェブサイト（19言語）から音声を聞いたりテキストを無料でダウンロードしたりすることができ、在外公館の協力も得つつ、国際交流基金のeラーニング事業とともに活用されている。

国際交流基金は、自主的な取組による創意工夫として、いち早く日本語教育のeラーニング事業に取り組んでおり、その専門的知識・経験の蓄積等により、昨今のコロナ禍を受けた迅速なオンライン化、eラーニング事業の拡充等にも対応できており、その時代の先見性が遺憾なく発揮された形となっている。また、政府の重要課題である「新たな外国人材受入れ」に伴う日本語事業において、コロナ禍にあってもJFT-Basicの試験実施国の拡大・受験者の増加、教材の開発・提供等、特に、海外日本語教育事業は、政策として【重

要度：高】となっており、その高い重要性に対しても十分応えられる着実な実績を出してきている。以上により、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるところ、評価は「S」が適当である。

【課題と改善方策】

ア. 「特定技能」外国人材向け日本語事業

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人材の受入れ分野のニーズ等の状況や技能試験の実施状況等を踏まえて、MOC 作成済みだが JFT-Basic 試験未実施の国を中心に、準備が整った国での試験実施の推進及び日本語学習基盤整備等が求められる。

イ. 日本語教育推進法及び基本方針に基づく日本語事業の推進

令和元年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」、令和2年6月に閣議決定された国際交流基金事業も含む基本方針（「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」）に基づき、各施策を確実及び適切に実施することが求められる。特に、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、その実態の把握に努め、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する、とされており、実態の把握と共に必要な施策の取組が求められる。

ウ. 日本語教育の更なるオンライン、eラーニング事業の充実化及び遠隔地における日本語教育の展開等

コロナ禍での日本語教育のオンライン展開は、非対面での実施が可能という観点のみならず、遠隔地への日本語教育の展開という観点からも効果的であることを立証しており、引き続き更なる充実化を期待。特に、今般の日本語教師研修のオンライン化により、業務上の都合でこれまで参加できなかった海外の日本語教師にも幅広く研修の機会が与えられたことから、引き続きこうしたオンライン研修の積極的な取組を期待したい。

また、日本語学習者のボリュームゾーンであるアジア地域を中心とした積極的な日本語事業の継続実施に加え、日本語教育が空白又は極僅かとなっている国・地域（アフリカ、中東、大洋州等）における日本語教育の展開は、当該国・地域における日本語教育の裾野拡大を通じ、親日家の育成、対日理解促進の面でも効果的であることから、在外公館等とも連携しつつ、eラーニング、オンライン等を活用した日本語教育の展開、近隣の専門家、海外事務所の（遠隔）支援、グッドプラクティスの共有等につき検討願いたい。なお、日系企業の進出が多くなっている地域によっては、高校での日本語導入校の増加及び課外活動等の非正規教育を含む小学校での日本語導入の検討も進められるところもあり、地域の日系企業との関係を意識しつつ、日系企業進出等との相乗効果による日本語教育の更なる拡充を期待したい。

エ. 令和元年6月に実施された行政事業レビュー公開プロセスの指摘事項を踏まえて、引き続き事業毎の実施状況と成果の把握の強化、重点国や地域毎の成果目標の設定、日本語教育ニーズが高まっている国・地域への適切なリソース配分等に不断に取り組んでいくことが必要。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア. 他言語との競合が激化するなか、日本語試験の受験者が増加した点は素晴らしい。また、外国人材の活用との絡みで日本国内においても試験が実施されるようになった点は画期的（ディアスポラコミュニティは各国のパブリックディプロマシーにおいても重視）。基金の自己評価は妥当。

イ. インパクト評価の観点からは、定量指標及び定性指標をいかに判断するかによるが、本項目では定性的要素の「質的に顕著な成果」とは何かのポイントとなる。一方、質的成果であるオンライン化の進展によるネットワーク化などの基盤整備については、新型コロナウイルス感染症拡大状況下による代替的措置であり、また、eラーニング「みなと」の累積登録者の大幅増加も感染症拡大状況によるものか、コンテンツの質的向上によるかの要因判断が難しいため、今後、評価の妥当性の判断をより一層明確にすべきではないか。続いてロジック評価の観点から本プログラムにおける「成果（アウトカム）」とそのロジックを再定義が求められると共に、効率性評価の観点では、職員1人あたりの行政コストは、令和元年度は104,562千円/人、令和2年度は94,223千円/人となっており、行政コストデータから考える限りでは、コスト効率性は実現されたと判断。

最後に、プログラム評価の観点からは、我が国の独立行政法人の評価書の様式に行政コストデータや職員数

を記載するように変更された背景に効率性評価の観点の導入があることを踏まえ、効率性に見合った成果についての視点の重視を期待。

ウ．日本語基礎テスト受験者数の前年度増は大きな成果。国内実施の実現により、国内の外国人向けの日本語教育に基金が寄与した点は、政府全体としても前向きに捉えるべき。

従来から整えてきたオンラインによる日本語教育の仕組みについて、感染症を機に提供者側も利用者側もメリットを実感。

エ．定量指標実績値は着実に伸びており、「新たな外国人材の受入れ」に対応する取組が行われている点は高く評価。①「生活者のための日本語」能力の測定である JFT-Basic の開発とその実施は、日本語教育のニーズに呼応した取組であり、受験者数の著しい増加も時宜を得た取組の結果。また、②生活者のための『いんどり 生活の日本語』の教材とそれに基づくオンライン学習、さらには、③従来の e-learning プラットフォーム「みなと」などの充実と利用範囲の拡大、そして、④オンラインを活用した日本語教育、訪日前研修や世界各地の現地日本語教師教育など、新しいタイプの日本語教育を牽引し、ICT 教育実践のパイオニア的存在感を示している。それらの実績から、自己評価書の「S」との評価結果は妥当。

一方、海外に移住した邦人の子孫などに対する「継承語」については、そのニーズの高まりを背景に、今後の取組を期待。

オ．海外において質が高く安定した日本語教育が広く行われたことを特に高く評価。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案し、学習基盤整備事業を中心に事業が実施されたのも素晴らしい。EPA に基づく看護師・介護福祉士受入れ促進のための訪日前日本語研修のオンライン実施、e ラーニング教材の開発及び活用促進、「国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)」の開発・実施は大いに評価すべき。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

日本語能力試験の中止による収入、及び支出減等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	海外日本研究・知的交流の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 2 年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 3－1】日本研究フェロシップ終了後 3 年以内の博士論文フェローの学位取得割合	計画値	50 % 以上		50%	50%	50%	50%	
	実績値			52%	66%	50%	43%	
	達成度			104%	132%	100%	86%	
【指標 3－2】日本研究フェロシップ終了後 3 年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）	計画値	平均 1 人 2 件以上		平均 1 人 2 件	平均 1 人 2 件	平均 1 人 2 件	平均 1 人 2 件	
	実績値			平均 1 人 6.61 件	平均 1 人 6.53 件	平均 1 人 4.12 件	平均 1 人 5.08 件	
	達成度			331%	327%	206%	254%	
【指標 3－3】安倍フェロシップ終了後のフェローの出版実績	計画値	（平均件数）80 件以上／年	平成 24 年～27 年度の年間平均値 79 件	80 件	80 件	80 件	80 件	
	実績値			94 件	90 件	135 件	118 件	
	達成度			117%	113%	169%	148%	
【指標 3－4】複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する 5 段階評価（高 5 点～低 1 点））	計画値	平均 3.75 点以上		3.75	3.75	3.75	3.75	
	実績値			4.32	4.25	4.44	4.42	
	達成度			115%	113%	118%	118%	

【指標 3-5】日本研究・知的交流の主要国(米国・中国・韓国)におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施	計画値	1 か国 1 件 / 年以上		3 か国 3 件	3 か国 3 件	3 か国 3 件	3 か国 3 件	
	実績値			3 か国 10 件	3 か国 7 件	3 か国 7 件	3 か国 5 件	
	達成度			333%	233%	233%	167%	
フェローシップ人数/国・地域数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 227 人 / 46 か国・地域	143 名 / 39 か国・地域	121 名 / 37 か国・地域	156 名 / 33 か国・地域	182 名 / 41 か国・地域	
フェローアンケート「有意義」項目※	実績値			100%	100%	100%	97%	
フェローシップ修了者が関与する基金主催/助成事業数	実績値			45 件	46 件	41 件	22 件	
安倍フェローシップ人数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 27 人	28 人	26 人	27 人	2 人	
安倍フェローシップ修了者による成果発表件数(メディア発信含む)	実績値			1,664 件	1,902 件	1,754 件	2,709 件	
安倍フェローシップのフェローアンケート「有意義」項目※1	実績値			100%	100%	100%	- ※2	
安倍フェローシップフェローシップ修了者が関与する基金主催/助成事業数	実績値			30 件	19 件	11 件	10 件	
助成事業実施件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 266 件	172 件	173 件	132 件	106 件	
助成対象機関アンケート「有意義」項目※	実績値			100%	100%	100%	100%	
知的交流事業参加者による成果発表件数(メディア発信含む)	実績値			87 件	51 件	66 件	7 件	
知的交流事業参加者アンケートにお	実績値			100%	100%	95%	100%	

いて事業実施前後の認識変化を測る項目※								
知的交流事業参加経験者が関与する基金主催／助成事業数	実績値			1 件	1 件	1 件	2 件	
<目標水準の考え方> ○我が国における人文科学・社会科学分野の博士課程在籍者の学位取得率平均値 47%（平成 27 年度学校基本調査（文部科学省）参照）を超えることを目指す。 ○安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、平成 24～27 年度の年間平均値以上を目標とした。 ○複数年助成事業実施後の外部評価は、前期中期目標期間中の事前審査の採用基準 4 点中 3 点を 5 段階に換算し設定。 <目標達成に影響を及ぼす外部要因> 各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。								

※1 アンケートはいずれも 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

※2 該当する対象なし

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	2, 452, 499	1, 853, 519	1, 791, 274	1, 951, 999	
決算額（千円）	1, 770, 403	1, 734, 726	1, 977, 650	1, 221, 280	
経常費用（千円）	2, 235, 644	1, 734, 265	2, 225, 975	1, 220, 578	
経常利益（千円）	▲ 475, 518	563, 319	▲291, 846	497, 277	
行政コスト（千円）※	1, 612, 062	782, 211	2, 225, 975	1, 220, 578	
従事人員数	21	15	18	18	

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援 （ア）海外の日本研究の推進及び支援 海外の日本研究は、各国・地域における対日理解の基礎となるものであり、基金は、被支援機関・研究者による発信等を通じて当該国・地域における正確な対日理解の普及及び対日関心の維持拡大に資するよう、フェローシップ、日本研究機関支援等のプログラムを戦略的に運用して支援する。支援に当たっては、外交上の必要性を踏まえつつ、在外公館とも連携し、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究の振興のためのニーズを把握する。また、日本を主たる専門とする研究者への支援に当たっては、高い発信力を有する研究者の関与、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備を意識する。 （イ）知的交流の推進及び支援

基金の日本国内外の有識者のネットワークを活用しつつ、国際的重要課題についての対話と共同研究を推進する海外のオピニオンリーダー等の人材を育成する。また、自立的、持続的なネットワークの維持や発信力の維持・向上を図るべく、フォローアップに取り組む。

【中期計画】

ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援

各国・地域の事情や必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進する。

(ア) 海外の日本研究の推進及び支援

各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。

・研究者支援

海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を行う。

・機関支援

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの包括的な支援を実施する。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

(イ) 知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立つての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績を調査するなど、受給者のフォローアップに留意する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本研究支援を行う際には、相手国において長期的に日本研究が発展するよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者のネットワーク拡充等の工夫をする。
- b. 日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。海外事務所においては、在外公館、日本研究機関、その他関係機関・団体と連携し、海外日本研究の支援体制の構築に努める。
- c. 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。また、支援対象とすべき機関の特定、支援の在り方の検討に供すべく、海外における日本研究者及び日本研究機関の情報の収集・調査を行う。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。

- e. 日米センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）を通じて事業を実施することにより、同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。
- f. 日米センターは、日米文化教育交流会議（カルコン）の事務局業務を担う。
- g. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

（ア）海外の日本研究の推進及び支援

各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。

・研究者支援

海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。日本研究フェローシップ終了後3年以内で、「学者・研究者」フェローについては成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上、「博士論文執筆者」フェローについては、学位取得割合50%以上の達成を目標とする。

また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を、米国、中国及び韓国で行うとともに、過年度に招へいたフェローに関する情報収集を強化する。

・機関支援

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの支援を実施する。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

（イ）知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。

知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立つての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

「現代日本理解特別プログラム」により、米国・欧州・オーストラリアの主要な研究機関を支援し、特に社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。

また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績調査等、受給者フォローアップに留意し、旗艦プログラムである安倍フェローシップについて、終了後のフェローの出版実績（平均件数）80件以上／年を目標とする。

【主な評価指標】

【指標3-1】日本研究フェローシップ終了後3年以内の博士論文フェローの学位取得割合 50%以上

【指標3-2】日本研究フェローシップ終了後3年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上

(関連指標)

- ・フェローシップ人数／国・地域数（平成 24～27 年度の実績平均値 227 人／46 か国）
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・フェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標 3－3】安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績（平均件数） 80 件以上／年（平成 24 年～27 年度の年間平均値 79 件）

(関連指標)

※安倍フェローシップ人数（平成 24～27 年度の実績平均値 27 人）

※安倍フェローシップ修了者による成果発表件数（メディア発信含む）

※安倍フェローシップのフェローアンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

※安倍フェローシップフェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標 3－4】複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する 5 段階評価（高 5 点～低 1 点））で平均 3.75 点以上

(関連指標)

- ・助成事業実施件数（平成 24～27 年度の実績平均値 266 件）
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

【指標 3－5】日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施 1 か国 1 件／年 以上

(関連指標)

- ・知的交流事業参加者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・知的交流事業参加者アンケートにおいて事業実施前後の認識変化を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・知的交流事業参加経験者が関与する基金主催／助成事業数

3－2. 業務実績

感染症の蔓延による世界各地での都市封鎖（ロックダウン）・外出制限、並びに各国による国際的な渡航制限の発動は、日本研究・知的交流分野の交流事業にも大きな障害をもたらした。研究の主要な舞台となる日本国内を含め、大学・研究機関への入構制限、デジタル化が未了のまま内外に散在する様々な資料所蔵先へのアクセス制限、対面調査類の制限等、研究・教育を遂行・続行する上で困難が相次ぐとともに、施策・活動を推進・支援する基金側においても年間を通じて先行きが見通せない状態での調整継続を余儀なくされた。フェローの来日については、入国制限に係わる取り決めが刻一刻と改訂されていく中、すべてのフェローとそれぞれの受入機関とで、来日時期についての調整を毎月ベースで更新していくような状況であったが、感染状況が一時的に落ち着いた時期にごく一部のフェローの入国に漕ぎつけた以外には、ほとんどのフェローの来日が実現に至らなかった。また、機関やネットワーク形成への支援においても人的移動を伴うもの（日本からの客員教員派遣や国際会議の開催等）については感染症対策として延期・中止又はオンライン形式への移行を模索し、結果として助成事業の多くが翌年度へ延期することとなったが、一部事業についてはオンラインで実施することで当初想定していなかったメリットを生み出すケースもあった。

このように全体として大きな影響を受けつつも、以下で述べるとおり、オンラインを活用した事業を含め、可能な限りの取組を行った。とりわけ、人流往来の空白期間こそ日本と諸外国との知的ネットワークの再構築のチャンスと捉えて、これまで課題としては認識していながらなかなか実現に至らなかった過去の事業のフォローアップに着手できたことは、コロナ禍がもたらしたプラスの側面の一つである。

(1) 海外の日本研究の推進及び支援

対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に貢献することを目的に、各国・地域における日本研究・対日理解の中核的な研究機関の維持・発展を長期的に支える「日本研究基盤整備」、研究者個人を支援することで人材育成の観点で日本研究の振興を支える「日本研究フェローシップ」、国や地域を越えた学会等を支援し研究者のネットワーク化を図る「日本研究ネットワーク強化」を実施した。また、平成 29 年度より、単発事業を単年度ベースで助成する公募プログラム「日本研究プロジェクト助成」を新設。各国・地域の事情に即した、より機動的かつ効果的な支援を行った。

ア. 研究者支援

令和 2 年度は 39 か国・地域の 127 人に対し新たに訪日研究の機会を与えるべく採用したが、コロナ禍の影響により、令和元年度から継続する 55 人とあわせても 61 人が日本で研究を行うに留まった。こうした状況の中であっても、令和 2 年度中に訪日研究を終え、アンケートに回答したフェロー 39 人のうち、1 人を除く全員

から、国際交流基金の支援は有意義との回答を得た。

過去のフェローシップ受給者から令和2年度中に発現した具体的な成果事例は以下(ア)～(ウ)のとおり。

なお、フェローシップ事業では、上述のとおり一部を除き新規の来日はほぼ不可能となったものの、過年度中に来日し、移動制限により帰国できなくなったフェローに対して、その成果発表の場をオンライン形式(YouTube)で提供した。その際、オンラインのメリットである不特定多数のオーディエンスへの訴求を図るため、単なる成果発表ではなく「外国人研究者が見たコロナ禍の日本」と題して、国内に留まった彼らがそれぞれの専門分野から見た日本の情景を中心に語ってもらったところ、学術研究系の動画コンテンツとしては相当数の閲覧が国内外であり(6本の動画で1万件以上。シリーズナビゲーターは女優のサヘル・ローズ氏)、個々のフェローの研究成果のみならず、プログラム自体の意義について認知を広げる機会となった。

(ア) ヘッティゲ・ドン・カルナラタナ(スリランカ)(Prof. Hettige Don Karunaratne)

現在、コロンボ大学経営学部長(Chair, Department of Business Economics, University of Colombo)を務めるカルナラタナ氏は、2020年に開所した東京大学スリランカ事務所の初代事務局長に就任した。同氏はコロンボ大学及び名古屋市立大にて修士号、名古屋大学にて博士号を取得し、法政大学客員教授、コロンボ大学教授を歴任。平成28年度日本研究フェローとして東京大学東洋文化研究所に所属し、日本とスリランカのビジネス交流について活発な研究活動を行った。帰国後は引き続きコロンボ大学にて国際経済・ビジネス、日本経済について教鞭を執っているほか、スリランカ日本留学生同窓会会長も長く務めており、今後も日本とスリランカをつなぐ貴重な役割を担っていくことが期待される。

(イ) カリン・ホルロイド(カナダ)

政治経済学を専門とするホルロイド氏は、ウォータールー大学に助教として在籍中の2010年に初めて国際交流基金フェローシップを受給し、日本の環境政策をテーマに訪日研究を行った。その成果は2018年に刊行された著作“Green Japan: Environmental Technologies, Innovation Policy, and the Pursuit of Green Growth”(University of Toronto Press)を始めとする多数の出版物に活かされている。2012年には現在も在籍するサスカチュワン大学にて准教授職を得たのち、2016年にはカナダ日本研究学会(JSAC)会長に選出された。その後は研究対象を日本のソサエティ5.0関連政策に広げ、2019年には再度基金フェローシップにより来日、この研究をもとに著作“Introducing East Asia”(Routledge)を出版。これら業績が認められ、2020年には教授への昇進が決定した。JSAC会長も引き続き兼任しながら、現在に至るまでカナダにおける日本研究者の中核として対日理解の深化に貢献し続けている。

(ウ) ジュリオ・プリエセ(イタリア)

2012年度に日本研究フェローシップを受給したプリエセ氏は、日本の外交政策と、日米中関係に焦点を当てたアジア大洋州地域の国際経済関係論を専門とする研究者。ナポリ東洋大学卒業後、米国ジョージ・タウンズ大学 SAIS にて修士号取得、博士号を取得した英国ケンブリッジ大学在学中には政策研究大学院大学に留学し、北岡伸一教授(当時)の指導のもとでフィールドワークに従事している。その後、独ハイデルベルク大学を経て、2016年から英国ロンドン大学キングス・カレッジに在籍。2017年には英国学士院の助成金を獲得し、同校の日本研究専門ポスト常設化に貢献。政策研究大学院大学、ジョージ・タウンズ大学、米国ジョージ・ワシントン大学等の客員研究員も務めている。2020年からは英オックスフォード大学日産研究所講師及びイタリア(フィレンツェ)の欧州大学院が初めて単位課程にアジアを取り上げたEU-アジア・プロジェクトの初代講師兼プロジェクト・コーディネーターに就任。“The Australian Journal of International Affairs”、“Asien”、“Pacific Affairs”、“The Pacific Review”、“NATO Defence Strategic Communications”、“Asia Maior”等、各国の学術誌に精力的に研究成果を発表しているほか、日中関係に関する専門書等も執筆している。欧州各国・日本・米国と国境を超えてグローバルに人脈を築いており、現在の日本研究分野で最も活躍が期待される若手研究者の一人となっている。

イ. 日本研究機関支援

各国の日本研究をリードする機関を対象とする中期的な支援「日本研究基盤整備」では、中期的な成果発現が期待できる11か国・地域の24機関に対して戦略的な支援を実施した。単年度のプロジェクトに対する「日本研究プロジェクト支援」においては13か国・17件の支援を実施した。「基盤整備」「プロジェクト支援」両プログラムを合わせ、助成先から回収できたアンケート33件すべてにおいて、国際交流基金の支援は有意義との回答を得た。

(ア) 北京日本学研究所センター事業(北京外国語大学実施分)

日中首脳合意に基づき1980年に設立された日本語研修センター(通称「大平学校」)を前身とする同センタ

一は、中国における日本研究の拠点として国際交流基金が長く運営に関わっている。例年日本からの教授派遣や学生の訪日研究を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により従来の形での実施が叶わず、日本側教授によるオンライン出講、及び一部の学生のオンライン日本研究（日本の受入機関に所属しオンラインで講義や指導教授の指導を受ける）を行った。

北京外国語大学との間で締結済の「第9次3ヵ年計画合意書」に掲げる、①国際性と開放性の更なる向上、②日本研究者の輩出に貢献する博士課程の強化という二点については、引き続き重点的に関与した。具体的には、オンラインツールを単なるコロナ禍の代替措置としてではなく積極的に活用し、2020年12月にはコース横断的な広い視野と発信力の強化を目的に吉見俊哉教授（東京大学）による修士課程を対象としたワークショップ、2021年3月にはセンターの海外アドバイザーを務めるヴェレーナ・ブレヒンガー＝タルコット教授（ベルリン自由大学、欧州日本研究協会会長）による博士課程を対象としたワークショップ及び日中独3大学のミニシンポジウムを実施した。参加した学生のべ172名の99%から有意義だった（5段階評価のうち上位2つ）との回答を得る等、内向性を高める中国の高等教育にあつて、同国内に限定されないセンターの開放性と国際性向上につながるような学生の意識変化に寄与した。

（イ）北京日本学研究センター事業（北京大学実施分）

北京大学現代日本研究センター設立30周年に際し、2020年12月にオンラインで北京・東京・京都の主要3会場を結び記念行事を開催。同センター協力委員・派遣教授を務めた猪木武徳氏（文化功労者、大阪大学名誉教授）及び同センター設立以来客員教授として教鞭を執り続けている劉徳有氏（元中国文化部副部長）による記念特別講演を実施したほか、現在は中国各界で活躍する同センター卒業生、日中両国の歴代教授陣、北京大学関係者等、リアル開催では一同に集めることが困難な錚々たる参加者141名を得ることができ、貴重なフォローアップの場ともなった。

（ウ）UCアーバイン（米国）

環境学、サステナビリティの領域で多様なディシプリンから日本にフォーカスを当て、日本研究の裾野拡大を狙う事業を展開する当該大学では、環境文学の助教であったジョン・ピット氏（令和元年年度博士論文フェロー）が助教授として雇用され、着任早々映画監督の河瀬直美氏をはじめとする文化人を招くオンライン国際シンポジウム開催を企画する等、目覚ましい活躍を見せている。また同氏は基金ニューヨーク事務所での主催在外事業「日米若手研究者ネットワークング会議」（以下（1）エ．在外事業を参照）においても中心的な役割を果たし、新しい分野での所属機関を越えたネットワーク構築の要を担い得る人物として成長著しい。日本研究支援の3つの手法（人材育成、機関支援、ネットワーク形成）が上手くつながった事例と言える。

（エ）イースト・アングリア大学（英国）

カズオ・イシグロ（2017年のノーベル文学賞受賞者）も学んだ英国イースト・アングリア大学（UEA）の文学・演劇・クリエイティブライティング大学院が、現代日本文学専門の講師職を新設するにあたり、基金はその雇用経費の一部を時限的に支援している。令和2年度は、新規講師に現代日本女性作家研究の専門家であるハンナ・オズボーン氏が就いた。同氏は新規開設された学際的日本研究専攻修士課程の学生8名を指導したほか、UEAの日本研究活動の一翼を担うセインズベリー日本藝術研究所（前所長は水島真美・国連事務総長特別代表）が主催するセミナーへの登壇や、英国日本研究学会の学術誌“Japan Forum”の編集長ポストを獲得する等、研究者としての活動も積極的に展開しており、今後の英国日本研究界における活躍と知名度の向上が期待される。同大日本研究センター設立10周年及びセインズベリー研究所設立20周年という節目の年を2021年に控えるUEAは、日本を6つの提携相手国の一つと位置付けて日本研究に中長期的に関与する方針を示していたが、2020年初より英国社会に深刻な影響を及ぼしたコロナ禍により、学生数の減少や学業のオンライン化、一部教員の新規雇用凍結を余儀なくされる等、相次いで不測の事態に見舞われた。その最中でも国際交流基金による講師雇用費の一貫した支援は、同大学の日本へのコミットメントを盤石なものとしたと深く感謝されている。

ウ．日本研究ネットワーク支援

主催事業4件、助成事業16件を実施。アンケート回答のあった助成対象機関すべてから国際交流基金の助成が有意義であったとの回答を得た。

（ア）次世代日本研究者協働研究ワークショップ

平成30年度より、アジア地域の主要日本研究機関に所属する大学院生を対象に集中ワークショップを開催している。令和2年度は、第1回・第2回のワークショップ参加者を対象に、2020年11月に2日間のフォローアップ・ワークショップをオンラインで開催、6か国から大学院生20名が参加した。日本・香港・オースト

ラリアより4名の教授に協力を仰ぎ、オンラインでの多国間の協働研究の可能性を提示することで、協働実践のモチベーション向上につなげたほか、期を跨いだ学生同士のネットワーク形成を促進することができた。今後、若手日本研究者によるオンラインを利用した学会参加や、所在地や分野にとらわれない多様なコラボレーションにつながることを期待される。

エ. 在外事業

国際交流基金海外事務所22か所により、計174件の日本研究・知的交流事業が実施された。うちニューヨーク事務所は、2021年3月に米国内の新進気鋭の若手研究者をオンラインで集めて「日米若手研究者ネットワーク会議」を開催、従来の日本研究の枠組みにとらわれず、「環境人文学」という新しい分野で日本を事例に研究している日米の若手研究者が互いの最新の研究状況を共有するとともに、メンター役として起用されたシニア研究者のファシリテーションの下、今後の研究協力の可能性について議論した。若手研究者の就職難は今や世界的な問題であることに加え、運良くポストを得ても大学の中での唯一の日本専門家として孤立しがちな状況がある中、本事業は基金が持つ幅広い研究者ネットワークを活用し、またオンライン実施による手軽さも功を奏し、若手研究者が相互連携によって日本研究の裾野を広げる試みを支援できた好例として、今後の在外事業のモデルケースの一つとなった。

(2) 知的交流の推進及び支援

日本の対外発信の強化とそのための人材育成に貢献することを目的に、世界的な課題や諸外国との共通の関心事に対して日本と諸外国の知識人が対話・協働を行う国際会議等の知的交流事業、及び日本と諸外国との共同研究・知的対話を実施又は支援した。

ロ. 知的交流事業の実施及び支援

自国での発信力、注目度が高い識者や、日本との交流を担うことが期待される次世代人材の対日理解を深め、海外における日本の発信力を強化するため、令和2年度は以下の取組を行った。

(ア) 日中知的交流強化事業（中国知識人招へい）

中国の言論界で強い影響力を有しながら日本との関係が希薄な知識人層をターゲットに2008年度から実施している本事業では、これまでに個人101名、グループ91名を招へい。個々の被招へい者の要望を丹念に事前聴取し、訪日中に日本の各界有識者との密度の濃い直接的な交流機会を提供することで、具体的な人間関係を通じた被招へい者本人の日本理解を助けるとともに、訪日中及び帰国後に任意の自由な発信により中国社会における対日理解を広く促進することを期している。

令和2年度は個人10名、グループ2件（7名）の招へいを予定していたものの、新型コロナウイルスの影響により結果として実施が叶わなかったが、過年度事業のフォローアップ及び招へい成果の日本国内への発信を企図し、基金ウェブマガジン「をちこち」において過去の被招へい者によるエッセー連載を企画した。過去の4名の被招へい者より、日本のへき地教育・高齢化社会の日中比較・ユニバーサルデザイン・環境保護問題といった多様なテーマについて、日本での滞在経験も踏まえて寄稿していただいた。加えて、滞在時期の異なる被招へい者2人及び日本側モデレーター1人によるウェブ対談を行い、基金公式YouTubeで発信した。いずれも日中ともに直面する社会課題に最前線の現場で取り組む過去の参加者に依頼したものであり、その相互の紐帯強化にも寄与した。

(イ) 「リスク・コミュニケーション」に関するシンポジウム

例年特定のテーマを設定し国際会議を開催しているベルリン日独センターとの共催事業として、「リスク・コミュニケーション」をテーマにオンラインでの会議を実施した。コロナ禍に加え、東日本大震災から10年という節目にあたる時期に、政府、官僚、専門家、メディアがどのようなコミュニケーションを図れば国民の安全・安心につながるのかというタイムリーなテーマを、日独双方のパネリストが議論した。パネリストには、厚生労働省のクラスター対策班メンバーでメディアからの注目も高い日本人の感染症疫学専門家や、「新型コロナ・民間臨時調査会」共同主査を務めた危機管理分野で日本を代表する弁護士、ドイツ国内で最も注目を集めている科学ジャーナリスト等、リアルな形式では一堂に会することがほぼ不可能なゲストに登壇してもらうことができた。この「多忙な一流スピーカーの参加・協力も比較的得られやすい」というオンライン事業ならではの利点は、今後再開を期すリアル開催の国際対話事業を企画していく中でも積極的かつ柔軟に採り入れたと考えている。

(ウ) 日中韓次世代リーダーフォーラム

2002年から10年以上に渡り実施してきた本事業においては、過去の日本側参加者によるオンライン上のリ

ユニオンを2020年12月に実施した。日本・中国・韓国の多様な若手リーダーを合宿型のフォーラムを通じた密度の濃い対話の場に巻き込んできた当該事業であるが、今回は閣僚経験者も含め政界・市民活動・学界等各方面で活躍する18名が集まり、「ウィズコロナ時代の東アジア協力」をメインテーマに、日中韓3か国が内向き志向になることなく、一層のネットワーク強化に取り組んでいく必要性を確認した。

(エ) 現代日本理解特別プログラム

米国・英国・オーストラリア及びフランスの主要な研究機関に対して、主に社会科学分野（特に日本政治・外交）において、現代日本に対する理解の促進と発信強化に資する8件の事業に対する助成を実施し、アンケート回答機関すべてから国際交流基金の助成が有意義であったとの回答を得た。

イタリアにある欧州大学院大学（European University Institute=EUI）は博士課程以上を対象とした国際的高等研究機関であり、EU及び欧州諸国の知的指導者やハイレベルな実務家を輩出していることから、欧州全域の知的指導層への強いコネクションを有する。そのEUIに1972年の設立以来初めて、日本を主対象とする「EU-アジア研究」プログラムが開設されることとなり、令和2年度から本プログラムを通じた支援を開始。プログラムのアドバイザーとして遠藤乾氏（北海道大学教授）、講師にジュリオ・プリエ氏（オックスフォード大学講師）が採用されている。本プログラムの開始については、エンリコ・レッタ元伊首相及び茂木敏充外務大臣からのメッセージも寄せられ、高い関心と期待が寄せられた。

イ. 日米交流事業の実施及び支援

日米センターでは、日米両国が国際的責任を分かち合い、世界的視野に基づく協力を推進するとともに、日米両国の各界各層における対話と交流を促進するため、様々な取組を行っているが、日米両国もまたコロナ禍の影響を免れず、対面を基本とした事業は日米両国内で一時的に中止せざるを得なくなった。そのような中で、フェロシップや草の根交流コーディネーター派遣、知識人招へい・派遣等、人的な交流を前提とした事業の多くでオンラインを活用した試みに挑戦し、新たなカウンターパート獲得や、過去の事業関係者間のネットワーク拡大を実現する等、成果につなげることができた。さらに、コロナ禍への対応として、以下でも言及するとおり、ニューヨーク日米センターを通じて「日米草の根文化交流基盤緊急支援プロジェクト」及び「草の根交流アウトリーチ人材育成」事業を立ち上げ、人的・経済的ダメージを受けた日米交流の基盤となる団体が活動を継続できるよう、スピード感をもって支援に取り組んだ。

こうした取組の一方で、令和2年度は日米センター設立30周年を目前に控え、新たな事業方針の策定の議論を深めた一年でもあった。1991年の日米センター設立以来、日米両国の相互理解と国際的な課題での協力関係は、専門家、市民の各レベルで多様な事業を通じて培われてきたところであるが、より複雑化した社会情勢に対応する事業が求められるようになっていたことを受け、外部専門家から国際交流基金内部まで幅広い層からヒアリングを行い、日米センターが令和3年度以降に取り組む事業テーマを1. レジリエントな社会の構築、2. 社会的包摂の実現、3. 科学技術で豊かな社会の創造の3点に集約し、今後これらのテーマに関連するプログラムを日米共同で実施し、世界的な課題の解決に貢献する人材の育成を目指していく方向で検討を進めた。

(ア) 新型コロナウイルス感染拡大の中における日米交流基盤支援

a. 緊急支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、米国各地の日米協会や日本庭園協会等の、日本との交流や日本文化の発信の担い手として活動する非営利団体の多くが経済的な影響を大きく受けた。これらの団体に対し、ニューヨーク日米センターが新たに立ち上げた「日米草の根文化交流基盤緊急支援プロジェクト」を通じて、計31件の助成を行った。結果、オンラインイベントの様子を地元テレビ局が中継したことで地域での知名度が向上した、助成により運営スタッフの流出を食い止めると同時にコロナ禍後を見据えた事業計画を策定した、閉園中の日本庭園を動画配信することによって日本庭園に対する人々の興味・関心の維持につながった等の効果が多数見られた。同じくニューヨーク日米センターが主管する「草の根交流アウトリーチ人材育成」では人的・経済的ダメージを受けた日米交流の基盤となる米国内の大学の日本語学習者、日本語教育部門が活動を継続できるよう支援すべく、計11件を採用した。

b. 日米センター主導のオンライン事業

コロナ禍で人的往来やイベントの実施が困難になったことを受け、既存事業のオンライン化と並行して、対米関心の喚起と日米交流の促進を目的として、また日米センター事業への参加者の裾野を広げるべく、「いまアメリカを考える、アメリカと考える」と題したオンラインセミナーを計5回実施、日米の人的交流を中心に若い世代にも訴求し得るテーマを選定し、合計13人のゲストが登壇した。基金ウェブサイトに掲載したアーカイブ動画の再生回数は令和2年度末までに1,995回に上っている。

さらにニューヨーク日米センターにおいては、日本の生活文化と公衆衛生をテーマとした2本の動画を同セ

ンターの YouTube チャンネルで公開、日本、米国以外にアジアやヨーロッパからもアクセスを得て、動画再生回数は令和 2 年度末までに 3 千回超を数えた。

(イ) 日米知的交流を担う人材育成

a. 安倍フェローシップ・プログラム

日米基軸で地球規模の政策課題に取り組む研究者・ジャーナリストの研究を奨励し、長期的に政策指向的研究または報道に従事し、世界のネットワークに積極的に参画する新世代の研究者・ジャーナリスト人材の養成を目指す研究奨学金プログラム。1991 年の開始より、これまでに日米両国での政策形成に影響を持つ 447 人を輩出、フェロー達は各界の第一線で活躍している。

成果発表も活発に行われており、2021 年 4 月時点で関連出版物の総数は 4,204 件（うち日本語文献 1,407 件、英語文献 2,797 件）に達する。うち、令和 2 年度中に発表されたフェロー（過去の受給経験者を含む）による刊行論文等は、日本語文献 44 件、英語文献 74 件。同じくメディア露出実績は計 2,709 件（和文メディア 944 件、英文メディア 1,765 件）にのぼった。

令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新規フェローの採用を見合わせた一方、フェロー OG・OB による知見発信及び対話を通じて関係強化・理解促進をさらに図ることを目的に、オンライン事業を積極的に展開。「安倍フェローシップ・グローバルフォーラム」には過去の安倍フェロー 4 名が登壇し、「コロナ時代のワーク・ライフ・バランス：日米はこの困難に立ち向かうことができるのか」をテーマに活発な討議が行われたほか、過去のフェローによるオンライン講演会「安倍コロキウム」を開催する等、今後もオンラインを中心としたフォローアップ事業を通じて OG・OB の活用・ネットワーク構築を進めていく方針である。

b. 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラム

現モーリー・アンド・マイク・マンズフィールド財団との協力の下、米国の政策・世論形成に関与することが期待される中堅・若手世代の日本専門家（研究者・実務家）を対象とした 3 年間の人材育成事業。公募により選考された研修生を米国内で複数回開催される会合・研究会に参加させるとともに、訪日プログラムを通じ日本や日米関係を取りまく課題に対する理解を深めさせ、最終年に政策提言の発表と公開シンポジウムを行うもの。

令和 2 年度は 1 月にワシントンにおいて「ポリシー・サミット」を 5 日間に渡って開催、外部からゲストを迎えての政策課題に関するディスカッションやメディア・トレーニングを実施した。訪日研修は延期となったものの、オンラインでのバーチャル会議を開催し、コロナの影響や大統領選挙について議論を展開、他にも活動内容を伝えるニュースレターを日英両言語で配信した。

c. 日米パートナーシップ・プログラム

国際政治や安全保障論を中心とする学問的、実務的領域において将来的にリーダーシップを発揮することが期待される人材を集中的に育成することを目的として、通年で各種のセミナーやフィールドトリップ、論文作成指導を行う 2 年間の人材育成事業。プログラム終了時には、各フェローは論文を提出するとともに、公開セミナーを開催し、広く一般への知見を普及することとしている。

令和 2 年度に終了した第 5 期は、コロナ禍の影響により年度途中よりオンラインでの実施となったものの、予定通りに全員が論文を書き上げ、論文発表会を開催した。定例会合では、日米両国での政権交代や感染症と安全保障の関係等、年間を通じて多様なトピックをめぐって活発な議論が展開された。

なお、現在のプログラムは計 101 人の研究者を輩出した「安全保障研究奨学プログラム」の後継プログラムとして、日米関係要素を強化・拡充する形で 2010 年に開始されたものであるが、令和 2 年度に採用された第 6 期奨学生 9 人を含めと前プログラムと合わせ、累計で 146 名が育成されている。

(ウ) 対米日本情報拡充・交流事業

a. 日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム（Japan Outreach Initiative：「JOI」）

日米センターのミッションの一つである「日米両国の各界各層における対話と交流の促進」を目的に、日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部地域にボランティアとして草の根交流コーディネーターを 2 年間派遣するプログラム。平成 14 年度の開始以来、これまでに計 75 人のコーディネーターを派遣し成果を残しており、統計を開始した平成 15 年度（第 1 期 2 年目）以降、総アウトリーチ数は、のべ約 112 万人に達する。令和 2 年度の 1 年間でのアウトリーチ数（イベントや催し参加者数）は新型コロナウイルス感染拡大の影響でのべ約 7,500 人と例年に比べ落ち込んだものの、コロナ禍でもオンラインの活動を通して米国の地域レベルでの日本理解や日米交流の促進に貢献した。

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和 2 年度に予定していたコーディネーターの新規派遣（第 19 期）は翌年度に延期となったものの、派遣待機中の第 19 期メンバーを対象に、新たな取組としてアメリカ理解の

促進とさらなる人脈・ネットワークの拡大、ひいてはプログラム本体の発展を視野に、ウェビナーを計8回実施した。在日米国大使館、米国人権団体、日米 NGO、米国政界、米国日本語教育界等から様々なゲストスピーカーを迎え、草の根交流、BLM、米国政治、日本語教育、ジェンダー等、多岐に渡るテーマについてコーディネーターの理解を深めた一方で、ゲストスピーカーの依頼を通じて新規のコネクションを開拓する機会となった。コロナ禍でオンライン化が加速する中、今後の JOI プログラムにおける研修に同様のウェビナーを取り入れることも検討している。

また、令和2年度より派遣対象地域に山岳部が加わり、派遣対象者数も年間10名（上限）に拡大させたことを踏まえ、日米両国における国内広報も強化、応募者の裾野拡大を目指し、日米センターのウェブサイト「JOI その後の活動例」を掲載、元コーディネーターの多彩な進路を紹介している。

b. グラスルーツからの日米関係強化（Grassroots Exchange Japan :「GEN-J」）

総理大臣官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が2017年7月に策定した「行動計画」に基づき、米国における草の根レベルの日本理解を促進することを目的に派遣・招へいを実施するプログラム。

2018年10月から2年間の任期で米国中西部及び南部各州の日米協会等に派遣していた「日米交流ファシリテーター」6名は、相次ぐ日本企業の進出で日本関連情報を求めるニーズを背景に、それぞれの派遣先地域で地域コミュニティや日系企業社員等を対象とした日本理解アウトリーチ活動を展開、コロナ禍以降もオンラインを通じた日本文化の紹介を活発に行い、2020年9月に任期を満了した。

また、招へいプログラムでは、令和元年度までに州務長官・議員・投資誘致機関幹部・ジャーナリスト等、米国中西部・南部地域各州の地域リーダー120名の招へい実績があるが、コロナ禍の影響により新規招へいを行うことはできなかった。

（エ）知的対話・共同研究

a. 米国エスニック・コミュニティ知識人招へい・派遣事業

日米知識人のネットワークの形成を目的に、米国の多様なエスニック・コミュニティのリーダーを日本に招く「招へい事業」と、主に科学技術分野を専門とする日本人専門家を米国に短期間派遣する「派遣事業」の二つのプログラムから成る本事業では、令和2年度、新型コロナウイルスの感染拡大により従来の渡航を伴う事業に代わって、米国ユダヤ人協会と共催し、キャスリーン・パイク氏（コロンビア大学心理学教授）をスピーカーとして、また佐々江信子氏（信子フォーラムジャパン代表）をモデレーターに迎えてオンラインセミナー「メンタルヘルス・マターズ：新型コロナウイルス感染症とその先のこと」を2020年12月11日に実施、当日の参加者数は120人、令和2年度末までのアーカイブ動画再生回数は470回に達した。

加えて、平成29年度から令和元年度に日本から米国へ派遣した専門家を迎えて2020年12月21日に開催した座談会では松原実穂子氏（NTTチーフ・サイバーセキュリティ・ストラテジスト）、川端由美氏（自動車・環境ジャーナリスト）、武田英明氏（国立情報学研究所教授、総合大学院大学教授）、澁澤栄氏（東京農工大学特任教授）が登壇、金子将史氏（政策シンクタンク PHP 総研代表・研究主幹、外務省「科学技術外交推進会議」前委員）のモデレーションの下、科学技術をテーマとする日米イスラエルの専門家交流での体験や気づきをめぐって議論を展開、専門家同士が分野横断的に交流を深めるとともに、日本国内への成果還元の良い機会ともなった。

b. 米国有力シンクタンク支援

米国の政策形成関係者の間での対日関心を高め、日米知的交流基盤を強化することを目的として、米国で政策形成に影響力を有するシンクタンクを対象に行っている本事業では、令和2年度もブルッキングス研究所への助成を実施、同研究所所属で日米関係と国際経済を専門とするミレア・ソリス氏の活動を支援した。訪日調査は中止となったが、日本に与えたコロナの影響に関して、数多くの寄稿を行ったほか、オンラインでのラウンドテーブルやウェビナーを主催する等、同氏はタイムリーな活動を展開した。さらに、平成29年度より継続的に支援してきたハドソン研究所への支援においては、同研究所所属の長尾賢氏がこれまでに培ったネットワークを活かし、論文を12本発表したほか、メディアで132回のコメントをする等、積極的な活動を行った。

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果>
<前年度評価結果反映状況>

3-4. 自己評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

【量的成果の根拠】

5つの定量指標のうち、【指標3-2】については目標値の200%以上を、また、【指標3-3】、【指標3-4】、【指標3-5】の3つについて目標値の100%以上を達成した。【指標3-1】についてはコロナ禍により、多くの国で大学が例年通りに機能せず、学位取得に向けた論文指導や口頭試問などの手続に支障や遅延が発生した影響で、計画値を下回る結果となった。

【質的成果の根拠】

コロナ禍により事業全体が大きな影響を受けながらも、オンライン形式の利点を活かした研究成果発信や、時宜を得たテーマでの知的交流事業を実施するとともに、長期的に実施してきた事業のフォローアップや成果の把握、交流基盤維持のための緊急支援等、従来の蓄積の上に立ちつつ将来を見据えた取組に尽力した。

ア. オンライン事業の展開

従来は研究会やパネルディスカッション等、学界での発表を念頭に置いてきたフェローの研究成果発信であるが、コロナ禍を契機にプラットフォームをYouTube等のソーシャルメディアに切り替えたところ、一般からの閲覧も多く得られ、結果としてプログラムの認知度を高める結果となった。また知的交流の分野では、感染症等の危機的状況下におけるコミュニケーションのあり方について日独の一線級の専門家によるシンポジウムを開催する等、オンライン事業の機動性を活かしたタイムリーな事業を実現することができた。こうしたオンライン形式による利点は国際的な渡航制限の解除後も引き続き採用しつつ、同時にリアルな交流の利点も踏まえたハイブリッド型事業の実現へとつなげていく。

イ. 中長期的な視点に基づく事業のフォローアップと成果把握

コロナ禍で生じた空白をフォローアップの絶好の機会と捉え、中国の各界で活躍する知日派や、東アジアの協働を重視する日本の中堅・若手リーダー、日米の知的交流の担い手をオンラインでつなぐ等、物理的な人流の制限以前から築き上げられてきた人的ネットワークの維持に努めた。また、例年実施している研究者支援、機関支援事業においても、過去の日本研究フェローの活躍やキャリアアップ、日本研究機関におけるポスト設置等、中長期的な成果発現が確認されている。

ウ. 日米草の根交流基盤に対する緊急支援

長引くコロナ禍が日本研究・知的交流の担い手にもたらす影響を注視しつつ、経済的なダメージを受け、存続に黄色信号が灯った日米の草の根交流の担い手を下支えし、また後押しする施策をスピーディに展開することで、将来の本格的な事業再開に向け、交流の基盤を維持した。

以上の成果を踏まえ、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

ア. 国際的な渡航制限については完全撤廃までに一定程度の時間がかかることが予想されることから、今後も引き続きオンライン／リアルの両方の利点を活かしたハイブリッド型事業の理想形を追求していく。

イ. コロナ禍により、日本での研究滞在が不可能となり、学位取得に困難が生じている博士課程研究者を優先的に支援し、日本研究者の人材を絶やさないよう努める。具体的には、防疫措置の遵守によるフェロー及び日本の受入側の安心安全を大前提に、博士論文フェローが一刻も早く入国し研究活動に従事できるよう政府をはじめ関係各方面と鋭意調整するほか、今後のフェローシップ事業においても、より人材育成を重視した事業運営に努める。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

【量的成果の根拠】

国際交流基金事業の三本柱の一つである日本研究・知的交流事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を最も深刻に受けた事業であるが、可能な範囲でオンラインによる代替措置を講じた。

5つの定量指標のうち、【指標3-2（日本研究フェローシップ終了後3年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数）】については目標値の200%以上を達成したものの、関連指標である日本研究フェローシップ人数／国・地域数及び安倍フェローシップの人数は新型コロナウイルス感染症拡大のため大幅に減少し（日本研究フェローシップについては、前期中期計画期間中の実績平均値 227 人／46 カ国から令和2年度は6人に減少、安倍フェローシップについては、前期中期計画の実績平均値 27 人から令和2年度は2人へ減少）、フェローシップ修了者が関与する国際交流基金主催／助成事業も半数近くまで減少した（平成29年：45件、平成30年：46件、令和元年：41件、令和2年：22件）。また、【指標3-3（安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績）】、【指標3-4（複数年助成事業）】、【指標3-5（日本研究・知的交流の主要国におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施）】の3つについて目標値の100%以上を達成したものの、【指標3-1（日本研究フェローシップ終了後3年以内の博士論文フェローの学位取得割合）】については、多くの国で大学が例年通りに機能しなかったこともあり、計画値を下回る結果となった。

【質的成果の根拠】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、上述のとおり、量的成果に関して日本研究・知的交流事業の人の国際移動を伴うフェローシップ事業については大きな打撃を受けながらも、人の移動を伴う交流事業の空白期間を、日本と諸外国の知的ネットワークの再構築の機会として前向きに捉え、日本研究機関支援については現地のニーズを細やかに捉えて継続した他、長年にわたって国際交流基金によって築き上げられた日本研究・知的交流ネットワークの維持・強化、過去の事業のフォローアップ、オンラインを使用した代替事業等に尽力し、将来のステップアップのための地盤強化とその上に立った将来を見据えた取り組みに尽力した。

特に、海外の日本研究機関に対する支援については、海外日本研究機関自体が資金難に陥り、また日本研究者も従来の対面授業や大学等での研究活動が出来なくなり、恒久ポストにいない日本研究者については雇用凍結等の様々な困難に直面する中で、国際交流基金による「日本研究基盤整備」や「日本研究プロジェクト支援」等を通じた機関支援に対して、全ての支援対象先から国際交流基金の支援は有意義とアンケートで評価されたこと、その一例としては、カズオ・イシグロ氏（2017年ノーベル文学賞受賞者）も学んだ英国イースト・アングリア大学の大学院に新設された現代日本文学専門の講師職に対する国際交流基金による雇用経費の一部支援に対して学内の日本へのコミットメントを盤石なものとしたと深く感謝されたことから、国際交流基金の事業が、コロナ禍により相次いで不足の事態に見舞われたこれら組織の日本研究機関の活動継続や維持存続にとって、貴重な支援となったと考える。

また、現地の状況の変化やニーズを踏まえて実施された在外事業については、例えば、組織における唯一の日本専門家としてポストを得た若手研究者を集め、メンター兼ファシリテーターとしてシニア研究者を起用して実施された「日米若手研究者ネットワーク会議」は、新型コロナウイルス感染症拡大状況下において若手研究者を孤立させずに若手研究者間の相互連携を強めた有益な事業であったと評価。

以上により、令和2年度については、所期の目標を達成していると認められるため、「B」と評価する。

【課題】

ア 国際交流基金「自己評価」の【課題と対応】のとおり、国際的な渡航制限については完全に解除されるまでに一定の時間がかかることが予想されることから、今後も引き続きオンライン／対面の両方の利点を活かしたハイブリッド型事業の理想形を追求していくことを期待。

日本研究・知的交流事業は、長年、原則として対面で実施されてきたものであるが、国際交流基金の「業務実績」に記載のとおり、若手研究者が運良くポストを得ても大学の中で唯一の日本専門家として孤立しがちな状況にある中、オンラインを使って「日米若手研究者ネットワーク会議」を実施したことは、オンライン実施による手軽さが功を奏し、若手研究者が相互連携によって日本研究の裾野を広げているオンライン事業の好例となっている。このようなオンラインの活用は極めて有益と考える。

イ 日米センター設立30周年を目前に控え、令和2年度は、新たな事業方針作成の議論が行われた年となった。過去30年間の活動を総括した上で、現在の大きく二分される事業（知的交流事業と地域・草の根交流事業）を新たな事業方針に有機的に結びつけることを期待。とりわけ、日米、ひいては世界が直面する課題の解決に意欲的に取り組む人材を育て、支援する事業の実施は今日においても変わらず重要。それに必要な革新をセンター自らが行うことは理にかなっており、扱う分野も革新していくことは必然と言える。数ある課題の中で、今後、焦点を当てることとした分野について、日米センターとして積み重ねてきた実績の強

みがどう活かせるのか、また新しい分野における活動で何をを目指すのかについて、事業の目的とともにより明確化していくことが、これからの計画で重要。

なお、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて実施された「グラスルーツからの日米関係強化事業 (GEN-J:Grassroots Exchange Network-Japan)」については令和 2 年度をもって終了したが、米国の中西部及び南部地域からの日本交流ファシリテーター派遣事業のアウトリーチの把握および適時の GEN-J 事業のフォローアップを期待。

ウ 引き続き、日米センターが事業を通して得る知見やネットワークがセンター内に十分に蓄積され、フォローアップができるよう事業内容や体制を一層強化することも重要。事業において、共催者や助成先との間で必要とされる信頼関係の構築に努めるとともに、事業実施に伴う説明責任を適切に果たしていくことを期待。

エ オンラインを通じた交流の拡大は、新型コロナウイルス感染症による渡航制限が解除されたとしても一定の需要が見込まれるところ、事業実施の効果的なあり方を、個別の事業について検討することを期待。加えて、オンラインの活用と相互補完する形で、渡航制限解除後の人的交流再開を見据えた前広な準備も必要。

オ 在外事業については、現地の状況や変わりゆくニーズ等を踏まえて、海外事務所によるきめ細やかで臨機応変な事業の実施を可能にするものであるが、その分、事業の意義や効果について現地事務所の判断と裁量によるところが大きくなることから、本部に確実に情報共有を行い、本部が全体を把握することが重要。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 海外の日本研究は大きな世代交代の時期に差し掛かっており、優秀な若手人材の育成が急務となっているが、その点で顕著な成果が見られる。また、狭義の「日本専門家」に限らず、重要政策分野の優れた専門家へ日本の視点をインプットしようとしている点も評価。基金の自己評価は「B」となっているが、十分「A」に値する。

イ 指標 3-1 を除いて目標を達成しているが、文化芸術交流や日本語教育と比較し定量指標による評価が馴染みにくく、質的成果（例えばフェローの成果発表件数より、発表内容の学術的評価や社会的な影響力など）の評価が課題か。

ウ 「外国人研究者の見たコロナ禍の日本」や知的交流を担う人材育成の安倍フェローシップ・グローバルフォーラムなど、可能な限り事業展開をしている点は評価。一方招へいできなかったプログラムや訪日調査もあり、日本研究フェローシップ修了後の 3 年以内の博士論文フェローの学位取得割合が計画値の 86%と過去の年度に比べて、100%を下回っており、新型コロナウイルス感染症拡大により多くの国で学位取得のプロセスに影響を与えていることが推測される。総じて、自己評価書の「B」との評価結果が妥当。

エ 自己評価「B」が連続しているところ、今後さらなる改善点の把握及び反映の努力を求めたい。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

<予算額と決算額の主な差異について>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	「アジア文化交流強化事業」の実施
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 ASEAN 諸国を始めとするアジアは、我が国にとって政治、経済及び地政学的に重要なパートナーであり、人々の相互理解の基礎をつくりあげるに当たっては、芸術・学術の様々な分野において、双方向交流とネットワークの強化・人材育成を行いながら、各国の伝統文化保存・継承に協力していくこと、文化交流の最も重要なツールであると同時に文化交流そのものである日本語学習者に対する支援を行うことが不可欠である。このため、平成 25 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理から日本語教育支援及び双方向の芸術文化交流を柱とする「文化の WA（和・環・輪）」が我が国のイニシアチブとして発表され、基金はその中核事業を実施しているため。 【難易度：高】 日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、ASEAN 各国及び国内で相互交流の裾野拡大から協働の取組まで多岐にわたる事業を継続的に展開するためには、日本国内外の数多くの関係機関及び関係者との調整・協力が不可欠である。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
※ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 4－1】“日本語パートナーズ”派遣数	計画値	2,359 人以上		600 人程度	600 人程度	680 人程度	518 人程度	
	実績値			591 人	635 人	515 人	- ※1	
	達成度			100%	106%	76%	- ※1	
【指標 4－2】人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数	計画値	570 件以上		200 件	200 件	124 件	29 件	
	実績値			226 件	217 件	143 件	53 件	
	達成度			113%	109%	115%	183%	
【指標 4－3】協働事業及びその成果発信事業の実施件数	計画値	597 件以上		200 件	200 件	147 件	44 件	
	実績値			240 件	240 件	205 件	121 件	

	達成度			120%	120%	139%	275%	
パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート「有意義」項目※	実績値			99% ／ 99%	99% ／ 99%	99% ／ 99%	99% ／ 99%	
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目 ※	実績値			98%	97%	97%	94%	
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目※	実績値			98%	98%	98%	94%	
パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）	実績値		（平成26～27年度の実績平均値103,454人）	419,462人	369,240人	360,045人	52,682人	
主催事業来場者・参加者アンケート「有意義」回答割合※	実績値			97%	96%	97%	94%	
海外実施主催事業来場者・参加者アンケート「対日関心／理解促進」回答割合※	実績値			89%	89%	90%	79%	
文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）	実績値		（平成26～27年度の実績平均値515,271人）	1,410,815人	1,089,982人	713,411人	129,544人	

<目標水準の考え方>

- “日本語パートナーズ”派遣数は、平成26年度から同32年度までに3,000人の派遣を目標としており、前期中期目標期間中の派遣見込数641人を差し引いた2,359人以上を第4期の目標人数とする。
- 人的交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数430件を差し引いた570件以上を第4期の目標件数とする。
- 協働事業及びその成果発信事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数403件を差し引いた597件以上を第4期の目標件数とする。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

○派遣先の治安状況等によっては、人材確保が困難又は派遣を見合わせざるを得なくなる可能性がある。また、現地の教育制度や査証又は滞在許可取得手続きが変更となった場合には、派遣が中断する場合がある。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし

※2 アンケートはいずれも5段階評価で上位2つの評価を得る割合

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3,983,602	3,664,749	3,895,745	1,990,790	
決算額（千円）	3,622,308	3,352,100	3,259,079	623,784	
経常費用（千円）	3,623,743	3,353,509	3,258,438	627,308	
経常利益（千円）	0	0	0	0	
行政コスト（千円）※	3,623,743	3,350,578	3,258,543	627,298	
従事人員数	23	23	25	25	

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 エ 「アジア文化交流強化事業」の実施 アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成 32 年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。 （ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施 現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図る。 （イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施 我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業を実施する。 【中期計画】 エ 「アジア文化交流強化事業」の実施 アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成 32 年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。 （ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施 アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日

本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。

(イ) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。

・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、市民同士が交流しアジアの文化紹介・情報を提供する場（ふれあいの場）をアジア各地に設置・運営するとともに、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェロウシップを実施する。また、アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本国内外の関係機関及び関係者との連携を通じ、多様な分野での双方向交流を効果的・効率的に実施する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向）や、文化交流基盤（文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、事業を効果的に実施する。
- c. 基金の他分野事業との連携に配慮する。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。

【年度計画】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を令和2年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。

具体的には以下（ア）（イ）の事業を実施する。

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。

令和2年度は、上記目標の達成に向けて、地方自治体等との連携、および広報の強化による応募者拡大に引き続き努め、“日本語パートナーズ”長期について286名程度の新規派遣を行うとともに、41名程度の短期派遣、191名程度の大学連携派遣により、計518名程度の派遣を行う。

(イ) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。

・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施する。

令和2年度は、上記目的の達成に向けて、防災・多文化共生といった共通テーマを通じた交流など、下

記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて 29 件（令和 2 年度までの目標 570 件以上に対し、令和 2 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流を実施する。

令和 2 年度は、上記目的の達成に向けて、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業など、上記「各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業」と合わせて 29 件（令和 2 年度までの目標 570 件以上に対し、令和 2 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施する。

令和 2 年度は、上記目的の達成に向けて取り組む大規模協働事業を実施するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア交流のプラットフォーム強化を進め、44 件（令和 2 年度までの目標 597 件以上に対し、令和 2 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施する。

【主な評価指標】

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施関連の指標

【指標 4－1】“日本語パートナーズ”派遣数 2,359 人以上

（関連指標）

・パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

・パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）（平成 26～27 年度の実績平均値 103,454 人）

（イ）文化事業の実施関連の指標

【指標 4－2】人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数 570 件以上

【指標 4－3】協働事業及びその成果発信事業の実施件数 597 件以上

（関連指標）

・主催事業来場者・参加者アンケート 「有意義」回答割合

・海外実施主催事業来場者・参加者アンケート 「対日関心／理解促進」回答割合

・文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）（平成 26～27 年度の実績平均値 515,271 人）

3－2. 業務実績

令和 2 年度は世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの事業において計画通りの実施が困難となったが、各種制約の中でも様々な工夫をこらしつつ、積極的かつ最大限の取組を行った。

（1）“日本語パートナーズ”派遣事業

アジアにおける日本語教師の活動を支援し、また日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行うことでアジア諸国の日本語教育を支援する本事業では、令和 2 年度、コロナ禍に伴い、長期派遣・短期派遣・大学連携派遣のいずれも中止とならざるを得なかった一方、以下のとおり、オンラインを活用して日本語教師や学習者の活動サポートを継続する等して、事業のミッションを所与の条件下で可能な限り遂行するとともに、過去 6 年間の活動で築いたネットワークや関係性を維持・発展させ、さらには今後の事業再開や応募者拡大、ひいては中長期的な成果発現や日本社会への成果還元まで見据えた事業を通年で実施した。

なお、本事業については、平成 26 年度から令和 2 年度末までの派遣数が、前年度までの実績数 2,375 人に留まる見込みとなり、期間内の事業完了が困難となったことから、アジア文化交流強化基金管理運営要領第 4

(4) に基づく報告を外務大臣に行ったところ、同要領が改正され、本「アジア文化交流強化事業」のもう一つの柱である双方向の芸術・文化交流事業と併せて、その実施期間を令和3年度末までとする旨、通知を得ている。

ア. 現地日本語教師、学習者に対するフォローアップ

令和2年度は日本語パートナーズを海外の日本語教育現場に派遣することこそ断念したものの、日本語能力向上を図りたいという現地日本語教師からの声、日本語や日本文化に触れたいという学習者からの声に応えるべく、過去に派遣されていた日本語パートナーズの協力を得て、現地のニーズやコロナ禍の状況、IT環境も踏まえつつ、次のような事業を実施した。

- ・パートナーズ不在の中、映像を通して現在の日本を伝えられるよう、過去のパートナーズ経験者から自由なテーマで「今の日本」を伝える短編動画を募集し、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンに向けて合計21作品をYouTube上で公開、現地受入校に届けた。これらの動画は2021年2月8日～3月31日の期間に計2,826回再生された。
- ・パートナーズの受入を予定していたタイの学校から15校を選定し、日本語コンテストを開催。各校1人ずつパートナーズ経験者がサポーターを担当し、大会当日までの約1か月間、日本からオンラインで学生の発音や表現等を指導した。
- ・インドネシア、タイ、マレーシア等の過去の受入校で、パートナーズのカウンターパートとなった日本語教師を対象とする日本語研修において、パートナーズが教師の会話能力向上等をサポートした。
- ・オンラインによるインタラクティブな授業を実施していたタイにおいて、パートナーズの受入を予定していた学校から5校を選定し、Zoom等で現地校の授業に参加したほか、教材作成、宿題チェック等の活動をカウンターパート教師の求めに応じて行う2週間のオンラインサポートの取組を試行した。
- ・IT環境が脆弱なラオスにおいては、4名の在留邦人の協力を得て日本語教育を導入している中等学校において日本語パートナーズに準じた日本語ボランティア活動を展開した。邦人側の在留資格や拘束時間の関係から、本来のパートナーズのように、ほぼすべての授業時間に参加し、宿題等にも対応、日本文化紹介活動も行うといったフルスケールの活動はできなかったものの、国際交流基金側からも事前研修を含めたフォローを行いつつ、現地教師・学習者のケアに努めた。

この他にも、パートナーズ経験者が元派遣校やカウンターパート教師の招きに応じて、アドホックにオンラインで学校の授業に参加した事例や、「コロナに負けるな」のメッセージを込めたオンライン合唱の動画を届けた事例等、派遣終了後も受入校とパートナーズの間に良好な関係性が維持・継続されていることが確認できた。

イ. 派遣の成果（パートナーズに対する現地の評価）

令和元年度に派遣し、任期途中での帰国を余儀なくされたパートナーズの活動に関し、5か国・地域のパートナーズ81名の現地受入校を対象としたアンケート調査を実施したところ、99%がパートナーズの活動を有意義と評価したほか、生徒の日本・日本文化に対する知識増加・理解深化に貢献した（93%）、生徒の日本語学習意欲向上に貢献した（95%）、現地日本語教師の日本語能力向上に貢献した（89%）等、総じて非常に高い評価を得ることができた。また、日本語履修希望者が増加した（46%）、生徒が日本に留学した（25%）といった報告もあり、日本語ネイティブが現地の学校で活動することの意義が十分に示された。途中帰国であったにも関わらず、現地からこのような高評価を得られたことは、パートナーズの活動への高いニーズの証左といえるとともに、上記ア. で報告した持続的な交流が見られるのも、パートナーズと現地教師、学習者が現地で築いた建設的な関係があってこそといえよう。

ウ. 将来的な人材確保と広報の取組

令和2年度の派遣が全面的に中止となったことを受け、派遣が予定されていたパートナーズに対して、本人の意向及び健康状態を確認したうえで、翌年度派遣への振替を行った。これに伴い、令和3年度派遣の募集については、従来の枠組での一般公募、自治体及び大学からの推薦は求めなかったが、その一方で新機軸として、日本語パートナーズ事業の日本の教育界への貢献を目的に、文部科学省との連携により、日本の高等学校の教師を目指す大学生の推薦枠を新たに設定、令和3年度にフィリピンに派遣する予定の学生を3名選抜した。

同時に、以下（ア）～（ウ）のとおり、将来的な人材確保も視野に、潜在的な応募者への働きかけにつながる広報や成果発信の取組も精力的に実施した。

（ア）ウェビナー「グローバル人材がなぜ組織を強くするのか ―ポストコロナの学びを考える―」

企業や大学の人材育成、研修等の担当者・担当部門を主要ターゲットとして、朝日新聞社と共催して実施した本ウェビナーでは、有識者とパートナーズ経験者が出演し、パートナーズ事業を例として、仕事を離れて多様な経験を積んだ人材が企業に与える影響や社員の変化、多様な挑戦が可能性を広げていくことの意義等を紹介した。3日間の限定公開で680名が視聴、事後アンケートでは全体の77.2%、企業人事関係者の80.4%、大学関係者の81.3%が「とても満足」「満足」と回答するとともに、「本事業を周囲に紹介したい」と回答した割合は全体の82.4%、企業人事関係者の82.6%、大学関係者の83.7%にのぼった。

(イ) オンラインセミナー「未来につなぐ国際交流～日本語パートナーズが紡ぐアジアの絆～」

日本経済新聞社と共催した2部構成の本セミナーでは、第1部の基調講演において、日本語教育研究所理事長の西原鈴子氏より、パートナーズ事業を例にとり、これからの国際交流がバーチャルな交流だけで成立し得るのか、ウィズコロナ時代の国際交流の意義や果たすべき役割を発表いただいた。さらに、第2部では、パートナーズ経験者2名が、日本語学習支援や日本文化紹介等、現地での活動とパートナーズへの参加経験を活かした帰国後の活動を紹介し、西原氏を交えて、国際交流の意義と展望について議論した。事前登録制による2020年8月11日～13日の3日間の限定公開で計332名が視聴、事後アンケートでは、97.1%が「とてもよかった」「よかった」と回答するとともに、96.2%が「日本語パートナーズ派遣事業に興味を持った」と回答、「パートナーズ経験者の体験談を聞いて、自分も参加したいという気持ちが強くなった」「先行きが不透明な状況で海外での活動に対するモチベーションの維持が難しかったが、本セミナーを通じて、また新たに挑戦してみようという気持ちになった」等、本事業の意義への共感と事業継続を願うコメントも多数寄せられた。本セミナーの様子は後日、動画として一般公開し、令和2年度末までの再生回数は3,725回であった。

(ウ) コンテンツ発信「日本語パートナーズから広がる共感の輪」

公式ウェブサイトにおいて、パートナーズが派遣中の活動で関わった現地の日本語教師や学習者へのインタビュー記事を2021年3月31日に公開。令和2年度は、タイの中学・高等学校でパートナーズと一緒に日本語を学習し、その後、日本の大学に留学したタイ人学生と、パートナーズがアシスタントを務めたタイの中等高等学校の日本語教師で日本に留学中の方にインタビューを行い、パートナーズとの出会いと協働がもたらした変化や今後の抱負等を紹介した。パートナーズの活動が現地の日本語教師や学習者のその後にとって変化のきっかけとなった事例を紹介することにより、記事の読者からは「中長期的な成果につながる事業だと再認識した」「現地で関わった人の人生にも影響を与え得る責任とやりがいのある活動だと思った」との反響が寄せられた。

エ. パートナーズの帰国後の活躍（日本社会のさらなる国際化に向けた貢献）

前述のパートナーズ派遣先校へのアンケート調査に続き、長期パートナーズ経験者のうち帰国後6か月以上3年未満の計707名を対象に現況調査（有効回答率43%）を実施した。結果、帰国後も赴任国の情報・ニュースへ関心を継続している（94%）、赴任国の言語習得に継続して取り組んでいる（57%）、直近1年間に赴任校との交流を行った（55%）、日本語教育へ継続して携わっている（47%）、直近1年間に周囲へのパートナーズ参加を勧奨した（35%）等の回答を得た。具体的には、国内外の大学や日本語学校等における日本語教師業務、技能実習生・看護師・介護福祉士候補者・留学生等に対する支援活動、地方自治体における海外からのインバウンド誘致業務担当業務、東南アジア地域と関わり深い学校法人や企業での勤務等、多くのパートナーズ経験者が、派遣を通じて得た異文化への適応力や現地語能力を活かし、様々な分野で活躍していることが確認された。

また、アジアセンターでは、パートナーズ経験者個々人の自主的な活動に加えて、帰国後に所属先や地域社会の中で継続的に活躍し続ける後押しとなるよう、情報共有や、相互研鑽・ネットワーク形成の機会を提供することを目的とした以下のような事業を実施した。

(ア) オンライン成果発表会

長期パートナーズ経験者約1,500名を対象に実施したフォローアップ・アンケートの結果、高い関心を集めた上位4つのテーマ（「キャリアとしての日本語教育」「国際ビジネス／海外就職」「多文化共生／外国人材支援」「現地との継続的な交流」）に即した、長期パートナーズ経験者向けのオンライン発表会（リアルタイム配信）を開催した。本発表会は、テーマごとに7～8名のグループで分科会を予め二度行い、「パートナーズの経験をどのように活かしているか」「経験者同士の連携に関する今後の可能性」等について議論した上で、その成果をテーマ別に発表・共有したもので、当日は、各分野の有識者にもゲストとして参加いただいた。約130名のパートナーズ経験者がリアルタイムで視聴し、4テーマいずれに関しても事後アンケートで8割以上が「非常に参考になった」「参考になった」と回答した。本発表会の動画は後日、長期パートナーズ経験者向けに限定公開し、計479回再生されたほか、テーマごとにダイジェスト版の動画を制作し、YouTube上で一般公開した。

(イ) コンテンツ発信「経験者の声」

従来は派遣中に行っていたパートナーズの寄稿による情報発信に替えて、パートナーズ経験者からの寄稿計 64 本を「経験者の声」と題してアジアセンターのウェブサイトに掲載、パートナーズの経験がその後の人生に与えた影響、派遣先の関係者との継続的な交流の様子、多文化共生等の社会貢献活動に経験を活かしている事例等を発信・共有した。さらには、パートナーズ経験者 3 名へのインタビュー動画を制作・公開し、パートナーズの経験がその後の仕事や生活にどのような影響をもたらしたか等の体験談を通じて、本事業の多様な成果の一例を紹介したところ、再生回数は 2020 年 11 月 26 日から令和 2 年度末までに 1,552 回にのぼった。

(2) 双方向の芸術・文化交流事業

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人等の文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する本事業は例年、国境を越えた人の移動を伴う形態での実施が主であったが、令和 2 年度においては、オンラインの活用等、手法に工夫をこらしつつ、コロナ禍の中でも当初の事業趣旨を活かしながら各種事業を展開した。とりわけ助成事業においては、以下ア、(ア) 記載の通り、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても機動的に対応できる新たな特別プログラムを通年で運営した。

なお、本事業は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交流の取組として開始された経緯から、令和 2 年度については年度前半に取組を集中させる計画としていたが、同大会の延期を受けて、年間を通じて事業を実施した。

ア. 各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業／文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を、主催／助成により 32 件支援し、約 9 千人の参加を得た。またアジア・リーダー交流を主催／助成により 21 件実施し、約 4 千人の参加を得た。特筆すべき案件としては、以下が挙げられる。

(ア) アジア・市民交流助成（新型コロナウイルス対応特別プログラム）

新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大によって、多くの国際文化交流事業が中止や延期を余儀なくされる状況下においても、日本とアジアの人々の交流基盤が損なわれることのないよう、ASEAN 各国を中心とするアジアとの間の、人の移動を伴わないオンラインでの交流事業を支援する特別助成を通年で募り、計 18 件を採用した。以下の事例にも見られるように、コロナ禍という交流に大きな制約が課せられる中にあっても、様々なアイデア・方法を活かし、人と文化を通じたつながりと信頼を維持・構築することができた。

例えば、日本とインドネシアの協働で制作されたドキュメンタリー作品をオンライン上映する「コロナ禍を乗り越えるための日本とインドネシアのオンライン“ボーダーレス”映画祭」は、インドネシア国内の約 20 のラジオ局がニュースとして取り上げ、現地紙も写真付きで大きく報道する等の反響があったほか、外出制限下にあるフィリピンの人々に創作活動の場を提供した切り絵ワークショップ「明るい未来を切り開く」では日本で展示会が開催され、来場者から回収したアンケートでは 98.9%から好意的な評価を得た。

また、ASEAN 諸国を中心にアジア全域から選ばれたダンサーによるダンスバトル&トークセッション「『オンラインで国境を越える!』～アジア・ダンス国際交流事業～」は、LIVE 配信当日のリアルタイム視聴者が日本、アジア各国を中心に 1,200 人に達し、国境を越えた新たなリアルタイムのオンライン事業の可能性が提示された。さらにインドネシア・ジョグジャカルタと沖縄・石垣島で伝統芸能を担う若者が初めてオンラインで結んで交流を行う「南島芸術交流」においては、八重山の地元メディアが同事業について大きく報道し、現地に大きなインパクトを与えた。

イ. 文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携した幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を、主催又は助成により 121 件実施し、約 12 万人の参加を得た。特筆すべき案件としては、以下が挙げられる。

(ア) アジア・文化創造協働事業

a. 映画

(a) 『アジア三面鏡』

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中で多くの人々が外出を控え、ステイホームの時間が増えることとなり、ともすれば人的関係性が分断されがちな状況となる中、人と人との絆の美しさを映像の形で届けることを企図し、アジアの気鋭監督 3 名が「アジアで共に生きる」をテーマに共同製作したオムニバス映

画『アジア三面鏡 2016：リフレクションズ』日本語・英語字幕版（製作：基金アジアセンター、ユニジャパン（東京国際映画祭））を急遽、2020年4月16日から6月30日まで全世界に向けて無料配信した。この取組は好評を博し、国内外から「このたびの配信決定に感謝します。長い耐乏生活の楽しみになります」「見応えある作品の無料配信をありがとう」などの好意的な反応が寄せられただけでなく、海外からの要望に応える形でロシア語とポルトガル語字幕版を作成。7月から8月にかけての「モスクワ映画」（通称モスキノ。ロシアの首都を代表する映画の芸術文化機関）との共催によるオンライン上映、9月のサンパウロ州政府主催「サンパウロ・ヴァーチャル国際映画祭」の一環としてのオンライン上映へと発展した。

続く9月7日から11月30日までの期間には、「旅」をテーマとして製作された『アジア三面鏡 2018：Journey』日本語・英語字幕版を全世界向けに無料配信するとともに、10月には本作品に携わった日本、インドネシア、中国の監督を登壇者に迎え、「オンライン・アジアセンター寺子屋」（以下c. (b) 参照）シリーズの一環として「コロナ時代における映画制作の課題」と題する鼎談を実施。東京、ジャカルタ、北京を回線で結び、国内外に無料ライブ配信するとともに、後日、編集動画を公開した。その後も2021年2月から3月にかけて基金モスクワ事務所を通じてロシア語字幕版を無料で配信し、『アジア三面鏡』2作品のオンライン視聴回数は合計1.4万回を超えた。

(b) 東京国際映画祭関連事業

国際交流基金は平成26年度から、映画祭事務局を務める公益財団法人ユニジャパンとの共催により、東京国際映画祭のプログラムの一環として、東南アジアを中心とするアジアの映画関係者を招へいし、日本国内外の映画関係者とのネットワーク構築の機会提供と、アジア理解促進を目的としたアジア映画の上映を実施してきた。2020年はカンヌ国際映画祭をはじめ世界各地の映画祭が軒並み中止や延期、又はオンライン開催を余儀なくされる中、アジア最大規模の東京国際映画祭は感染症対策を万全に施した上で、10月31日から11月9日にかけてオンサイトで開催されるとともに、国境を越えた人の移動を伴う国際交流プログラムについてはオンライン形式に切り替えての実施となった。

アジア映画の上映作品数は同映画祭と共催事業を開始した平成26年度以降で最多となるアジア15か国・地域の20作品にのぼり、来場者数も過去最多の6,685名を記録したほか、上映作品に関連するオンライン・トークイベントの動画視聴回数は2.8万回、報道件数は1,709件に達した。コロナ禍という未曾有の状況下、映画関係者と映画ファンが時間と空間を共有しながら大きなスクリーンで映画を観る喜びを分かち合うという、映画祭ならではの機会を提供できたことは、観客アンケートで回答者の90.9%が「非常に満足」「満足」、94.5%がアジアの文化への理解が「とても深まった」「深まった」と回答したことからも裏付けられる。例年同様、上映作品を中心にアジア映画の魅力を紹介する和英併記の特別冊子『CROSSCUT ASIA SPECIAL』を編集・発行し、劇場等で無料配布したほか、アジアセンターのウェブサイト上でも公開した。映画祭全体では、コロナ禍の影響により例年に比べて規模縮小を免れなかったが、オンラインのプログラムを充実させ、1人の感染者も出さず10日間の会期を無事終えられたことは誇るべき成果といえよう。

国際交流プログラムとしては、日本とアジアの映画人による対談を8回にわたりZoomウェビナー形式で無料ライブ配信する事業「アジア交流ラウンジ」が筆頭に挙げられる。本シリーズは、世界的に活躍する是枝裕和監督の発案の下、アジアセンターを事務局とする検討会議の場で議論を重ねながら企画を練り上げたもので、是枝監督はもとより吉田喜重監督、黒沢清監督、俳優の橋本愛氏、片桐はいり氏など日本映画界の第一線で活躍する映画人たちが、カンボジアのリティ・パン監督、タイのアピチャップポン・ウィーラセタクン監督等、アジアを代表する映画人たちと対談するとともに、時間が許す限り、世界中の視聴者と質疑応答を行った。全8回のうち1回は「映画の未来と配信」と題するシンポジウムとし、日本とマレーシアのパネリスト6人が、コロナ時代に急拡大する映像コンテンツのオンライン配信について活発な議論を展開した。

「アジア交流ラウンジ」には世界41か国・地域というきわめて広い範囲から計3,477人がオンライン参加したほか、東京の収録会場には国内外の報道関係者等132人が来場し、大きな注目を集めた。参加者アンケート回答者の88%から「有意義」以上の評価を得たほか、登壇した映画人23名からは「逐次通訳を介したビデオ会議にも関わらず、お互いに心が通じ合っていると感じた」等の好意的な感想が異口同音に寄せられ、国内外のメディアや映画評論家からも「是枝裕和監督が提言した『アジア交流ラウンジ』も成果の一つ。（中略）内容は映画の意義、コロナ下での映画製作、映画祭の在り方など濃密だった」「対話は刺激的だった」等の高い評価を獲得し、報道件数も全国紙からNHK、TBS、北海道放送等のテレビ局、さらに『Screen International』『Hollywood Reporter』等、国際的に影響力のある映画専門誌に至るまで計984件（海外77件、国内907件）に及ぶ等、非常に大きな反響を得た。映画祭終了後には、全8回の録画を編集し、アジアセンター作成の日本語・英語字幕を埋め込んだ上で、2021年1月下旬から順次公開し、令和2年度末現在で6,329回の視聴回数を記録、その後もアーカイブ動画視聴者数は伸び続けている。

その他の交流プログラムとしては、ASEAN10か国の映画祭プログラマー等上映関係者9名とジャーナリスト19名に東京国際映画祭の各種プログラムにオンライン参加する機会を提供したほか、プログラマー等上

映関係者を対象に、コロナ下における各国映画祭の取組と課題を共有するオンライン会議を開催した。

(c) 東南アジア映画修復事業

コロナ時代における文化創造・協働事業の新たな試みとして、東南アジアの名作映画のうちプリントの保存状態が悪く、劣化が著しい作品を、日本と東南アジアの映画専門家の遠隔協働の下、日本の技術を駆使して4Kデジタル修復する事業に取り組んだ。

令和2年度は数々の映画賞を受賞したマレーシアの巨匠、故・ヤスミン・アフマド監督の代表作『ムクシン』(2006年、マレーシア)を修復対象とし、日本、マレーシア、シンガポールの専門家らの共同作業を通じて完成した4Kデジタル修復版を第33回東京国際映画祭で世界初上映するとともに、出演者によるトークイベントをオンライン形式で実施した。観客からは「大好きな映画『ムクシン』の4Kデジタル修復版、色味や空気感はそのままだ、(登場人物)2人の可愛らしさがより際立って見えました。とても良かった」「本作品の上映前に4Kフィルム修復の過程を見せてくれたが、日本の技術がこういう形で生かされて本当にうれしい」等の好意的なコメントが寄せられた。マレーシアでの初お披露目はコロナ禍の影響により延期となったが、2021年夏に計画されており、その後もシンガポールのアジア・フィルムアーカイブ(アジア映画の遺産を保存する非政府組織)が上映に関心を示す等、日本を含む世界各地で有効活用が期待されている。

(d) JFF (Japanese Film Festival: 日本映画祭)

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、映画館の開館が難しい国・地域が多い中であっても、多くの観客が集まる日本映画の総合プラットフォームの構築を目指し、平成28年度から実施している「JFF (Japanese Film Festival: 日本映画祭) アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」では、日本映画を届け続けるために、映画館でのリアルな上映をする「日本映画祭 (JFF)」とオンライン配信による日本映画祭「JFF Plus: Online Festival」との、双方の可能性を追求した。

2020年3月から5月にかけて新たな試みとして実施した「JFF Online」では、特設ウェブサイト上で、日本の若手映画監督の手によるインディーズ映画12作品を英語字幕付で無料配信した。当初ASEAN各国およびオーストラリアを対象に開始したが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、日本を除く世界全地域(一部作品は除外地域あり)に配信対象を拡大するとともに、配信期間を2020年5月末日まで延長した。結果、2020年4月から5月末までの再生回数は5.8万回に及び(令和元年度中の再生回数は3.6万回)、そのうち、ASEANおよび豪州11か国での再生回数は3.7万回であった(令和元年度中の再生回数は2.9万回)。

さらに、2020年11月には、日本の配給会社の協力を得て、30作品に及ぶ多様なラインナップを揃えた会期10日間のオンライン日本映画祭「JFF Plus: Online Festival」を新たにスタートさせ、2021年3月までの期間、タイ、フィリピン、マレーシアを皮切りに、インドネシア、カンボジア、オーストラリア、ベトナム、ミャンマーの8か国で順次開催。8か国での総視聴回数は6.4万回超(オンライン日本映画祭の全対象国は20か国、ユーザー登録者数は約9万人、視聴回数は21万回超。報道件数は503件に及ぶ等、大きな注目を集め、視聴者へのアンケートでは93%から「非常に満足」「満足」、99%から「今後もっと日本映画を観たいと思った」、94%から「オンライン日本映画祭を家族や友人に勧めたいと思った」、88%から「日本への関心が高まった」との回答を得ることができた。

また、カンボジア、タイ、ベトナム、ラオス、フィリピン、シンガポールの6か国では、フィジカルな「日本映画祭 (JFF)」を実施し、50作品を計217回上映して、1.1万人以上が参加した。

具体的には、カンボジア、タイ、ベトナム、ラオスにおいては、感染症対策を徹底した上で映画館でのリアルな「日本映画祭 (JFF)」を、フィリピンではオンライン日本映画祭のオープニング事業としての位置づけで「ドライブインシアター上映会」を実施し、最新の日本映画を中心に27作品をのべ188回上映、会場の収容人数の制限がある中、1万人以上の観客に作品を届けた結果、観客へのアンケートでは99%から「非常に満足」「満足」、96%から「日本映画祭を家族や友人に勧めたいと思った」、96%から「日本への関心が高まった」との回答が寄せられた。

シンガポールでは、「映画館での上映」「オンラインによる映画配信」「ウェビナーを活用したライブイベント」を組み合わせたハイブリッド型の「日本映画祭 (JFF)」を開催、計27作品(うち2作品がオンラインのみ)を35回上映もしくは配信し(うち6回がオンライン配信)、『今日も嫌がらせ弁当』の塚本連平監督や『パパはわるものチャンピオン』の藤村享平監督等、上映作品の関係者をオンラインで招いてのQ&Aセッション等を計5回開催した。全プログラムを通しての参加者数は1,857人に達し、参加者アンケートでは97%が「非常に満足」「満足」、99%が「日本映画祭を家族や友人に勧めたいと思った」、87%から「日本への関心が高まった」と回答した。

b. スポーツ

(a) サッカー

公益財団法人日本サッカー協会（JFA）と連携し、サッカーを通じた ASEAN 各国との交流拡大、人材育成やネットワーク形成等を目的とした事業を平成 26 年度より継続して実施、特に指導者長期派遣事業では、若手のユース世代に対する支援に重点を置き、その世代の代表監督らを日本から派遣してきた。

令和 2 年度は、6 名の日本人指導者が、カンボジア男子 U-18、U-19 代表監督や、ベトナム女子 U-18 代表監督等を務めたほか、コロナ禍で任地への渡航が難しかった指導者も、指導方法に工夫をこらしつつ、オンライン形式で選手の指導を継続した。

こうした取組の成果は、AFC（アジアサッカー連盟）U-19 選手権への出場権を獲得した東南アジアの国々の増加、例えば 2020 年開催の同選手権では過去最多の 5 か国が東南アジアから出場することとなったことにも顕著に表れており、とりわけ、アジアセンター及び JFA が重点的に支援を行ってきたカンボジアの U-19 代表が 1974 年以来 45 年ぶりに同選手権に出場するという快挙を成し遂げたことは、特筆すべき成果と言える。

（b）柔道

公益財団法人講道館と連携し、東京五輪や東南アジア競技大会（SEA Games）を見据えた競技レベル向上のニーズへの対応、日本と東南アジア各国のネットワーク強化を目的とした柔道交流事業「日アセアン JITA-KYOEI（自他共栄）PROJECT」を平成 28 年度より継続して実施した。

令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当初計画していた各国柔道連盟会長の招へい等、国境を越えた移動を伴うプログラムの実施を断念せざるを得なかったものの、代替事業として、2020 年 12 月から翌年 1 月にかけて ASEAN10 か国の柔道指導者向けにオンラインセミナーを開催したほか、柔道の技や型をわかりやすく解説した映像教材計 35 本を日英 2 言語で制作しオンラインで公開。同教材は、特にアクセス数の多かった 5 教材だけで 12 万回以上再生されるなど、ASEAN 各国のみならず世界中から当初の予想を大幅に超えた反響と注目が寄せられる結果となった。

プログラム終了後には、セミナー参加者から「このような困難な時期に我々東南アジアの柔道家のために行動を起こしてくれて非常に感謝している」といった感想が数多く寄せられるとともに、10 か国の柔道連盟の会長全員の連盟で本事業の次年度以降の継続を要望するレターが国際交流基金に接収する等、アジアセンターが主導した ASEAN 域内の柔道ネットワークが一層強固となった年であったといえる。

c. その他

（a）情報発信事業

令和 2 年度は、前年度事業のフォローアップも兼ねる形で、過去に「国際舞台芸術ミーティング in 横浜（TPAM）」に招へいたアジア 3 か国の舞台芸術専門家に対するインタビュー記事 3 件を「ASIA HUNDREDS」（アジアセンター事業に参加した文化専門家の声を同センターのウェブサイト上で紹介するシリーズ）を通じて日英両言語で発信するとともに、NTT インターコミュニケーション・センター（ICC）と共催した第 4 回メディアアート国際シンポジウム「メディア文化のオープンネス——協働、ネットワーキング、文化交流に向けて」に関する報告書を日英両言語で編纂・発行し、国内外の関係者に無料頒布するとともに、アジアセンターのウェブサイト上でも公開した。

（b）シリーズ企画「オンライン・アジアセンター寺子屋」事業

2020 年 7 月にスタートした本事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受け、国境を越えて人と人との直接交流する事業の実施が困難となる中、国際文化交流の意義を再考するとともに、アジアセンター事業を広く内外に発信すべく、計 6 回開催した。第 1 回の「コロナの時代でも国境を越えて人は繋がる～新しいかたちの国際文化接触の可能性～」を皮切りに、アジアセンターの事業理念・事業分野と連動する形で、「今、サッカーだからできること～J リーグ各クラブによる東南アジアでの活動から～」（第 2 回）、「コロナ時代における映画制作の課題～日本、インドネシア、中国の現場から～」（第 3 回）、「日本とアジアのサッカーのこれから～サッカー指導者の長期派遣事業から考える～」（第 4 回）、「アジアにおける知の交流～冷戦終結後 30 年のあゆみと展望～」（第 5 回）、「岐路に立つ民主主義～コロナ危機が問いかける、新たな時代に向けた選択～」(第 6 回) をテーマにそれぞれ実施、YouTube 上での再生回数は 7,000 回を超えた。

なかでも、日本サッカー協会（JFA）の協力を得て実施した、サッカー指導者の長期派遣事業をテーマとした第 4 回の実施後には、海外でのサッカー指導に関心を有する視聴者より数多くの問い合わせが寄せられ、JFA が例年行っている海外指導者派遣事業への応募者数が例年の 2 倍に増加した。ここからは時間や交通面などの制約でオンラインでの参加が難しかったサッカー指導者層の視聴を獲得したことが見て取れ、オンライン形式ならではの波及効果を得ることができたといえる。

（c）「日経バーチャル・グローバルフォーラム」

本事業では、特別協賛という形でアジアセンターの取組を紹介するセッションを実施し、東南アジアと日本のサッカー交流のこれまでとこれから、舞台芸術の国際交流とコロナ後の展望について、それぞれ FIFA カウンシルメンバー／AFC 理事の田嶋幸三氏、演出家・劇団 SCOT 主宰の鈴木忠志氏を中心としたオンラインでの対談を配信した。同フォーラムの内容は日本経済新聞や Nikkei Asia の紙面にも後日採録され、効果的な事業成果発信を行うことができた。

3-3. 指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ア. 日本語パートナーズ事業 日本語パートナーズ派遣者の帰国後の活動状況を確認すると同時に、ネットワークを維持するなど適切にフォローアップを行い、今後の国際交流基金事業への協力者として活用する。 イ. 双方向の芸術・文化交流事業の実施 新型コロナウイルス感染症が拡大を続ける現在、アジアセンターは、オンラインを活用しての情報発信事業の一環として、有識者のコメントを紹介したり、同センターの活動を紹介する「オンライン・アジアセンター寺子屋」事業を実施したりしているが、このような状況下での実施に相応しいオンライン等を活用した新たなスタイルの文化事業をさらに取り組むことで、引き続き高いレベルの評価を獲得すると同時に顕著なアウトカムが生まれる制度設計をすることが期待される。また、その成果を国内外に強くアピールすることで、2021 年度以降も事業を発展的に継続させ、アジアセンター職員の蓄積してきたノウハウとネットワークを次世代へ引き継ぐことが重要であり期待される。
＜前年度評価結果反映状況＞ ア. 日本語パートナーズのフォローアップについては、3-2 業務実績 (1) エ. の通り、オンライン成果発表会や「経験者の声」コンテンツの発信等を通じて、パートナーズ経験者が帰国後も所属先や地域社会の中で継続的に活躍し続ける後押しとなるよう、情報共有や、相互研鑽・ネットワーク形成の機会を提供した。また、令和 2 年度は新規派遣を実施できなかったため、同 (1) ア. の通り、過去の日本語パートナーズ経験者に、現地日本語教師及び学習者に対するフォローアップに協力してもらったほか、(1) ウ. の通り、各種広報活動にも起用し、将来的な人材確保にも活用した。 イ. 双方向の芸術・文化交流事業については、大規模な国際映画祭や広域型の日本映画祭、スポーツ交流、大規模国際会議などの主催事業においても、オンライン等を活用した新たなスタイルの実施形態を模索し、高い評価を獲得して、成果をあげたほか、外部の様々な担い手のオンライン等を活用した交流活動に対して機動的に支援を行う助成事業を制度として整備したところであり、事業成果については引き続き積極的なアピールに努める。

3-4. 自己評価
＜評定と根拠＞ 評定 <u>A</u> 根拠： 【量的成果の根拠】 新型コロナウイルスの感染拡大によりすべての派遣を中止した【指標 4-1】を除き、【指標 4-2】は目標値の 183%、【指標 4-3】は目標値の 275%と大幅に目標値を越える形で達成した。 【質的成果の根拠】 (1) 日本語パートナーズ事業については、予測し難い外部要因により、結果的に 1 年間を通して令和 2 年度の派遣予定者が実際に任地に赴くことが不可能となったが、その一方で現地からのニーズに応えるべく、過去のパートナーズ経験者らの参画を得て、オンラインや他の代替的方法を駆使して対象国の日本語教育現場を可能な限りサポートし、過去 6 年間の活動で築いたネットワークや関係性を維持・発展させた。 令和元年度派遣もまた、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、多くの対象国について任期半ばでパートナーズを帰国させざるを得なくなり、その後も現地での活動を再開させることができなかったが、受入校へのアンケートからはパートナーズの活動に対する高い評価と、活動が現場にもたらしたインパクトと変化、そして現地関係者とパートナーズのポジティブな関係性を確認することができた。 このような現地日本語教師と学習者のフォローと同時並行で、今後の事業再開や応募者拡大、ひいては中長期的な成果発現や日本社会への成果還元までを見据えた、事業広報やフォローアップの取組を通年で展開した。

具体的には、新聞社と共催した2つのオンライン事業において、国際文化交流としての本事業の持つ意義や、パートナーズに参加した経験がその後のキャリア、企業等の職場環境にもたらすインパクトを紹介した。また、現地受入校の日本語教師と学習者のその後にフォーカスしたインタビュー記事では、パートナーズが現場にもたらしたインパクトを紹介する等、各方面が本事業について様々な角度から知ることができるコンテンツを制作・公開し、視聴者・読者から好意的な反響が寄せられた。

令和2年度に行ったパートナーズ経験者へのフォローアップ・アンケート調査の結果からも、多くのパートナーズが帰国後もアジア各国への関心とつながりを持ち続けるとともに、その経験と能力を活かして、国内外の教育や多文化共生の現場や、日本の地方自治体や企業での国際業務等、幅広い分野で活躍していることが確認されている。本事業の経験者が今後もいっそう活躍の場を広げていけるよう、経験者が互いの実践や経験を共有することをサポートするとともに、本事業の成果や経験者の活動等を日本社会に向けて幅広く発信した。

(2) 双方向の芸術・文化交流事業においては、新型コロナウイルス対応特別プログラム（アジア・市民交流助成）等を通じて日本とASEAN各国との交流を下支えしつつ、全体として集客を伴う催事が実施困難である中、条件が整った一部の映画祭事業でオンサイトのイベントを行うとともに、オンラインの特長を活かした取組を意欲的に推進する等して、新たな波及効果や事業展開を実現することができた。

なかでも、令和2年度のオンライン事業を通じて得られた特筆すべき収穫としては、個々の取組がカバーしたエリアの広がりが見られる。例えば、東京国際映画祭における国際交流プログラムの一環として開催した「アジア交流ラウンジ」は世界41の国と地域で視聴されたほか、映画『アジア三面鏡』は全世界向けの上映となった（一部例外地域あり）。また、オンライン日本映画祭（JFF Plus: Online Festival）では、オンサイトでの上映会実施が困難な地域・地方都市に居住する人々にも日本映画を届けることができた。さらには、ASEAN10カ国向けに制作した柔道の映像教材に対しても世界中から大きな反響が寄せられたほか、「オンライン・アジアセンター寺子屋」でサッカー指導者の海外長期派遣を取り上げた回には、日本国内でも視聴者の広がりが見られる等、事業がリーチ可能な対象と範囲が拡張されたことは、大きくかつ新しい進展であった。

また、令和2年度は文化創造・協働事業の新たな試みとして行われた東南アジア映画（故・ヤスミン・アフマド監督『ムクシン』）デジタル修復事業や、上述の柔道交流事業とともに、持続的な協力関係が代表チームの国際大会への出場という形で結実した東南アジア各国とのサッカーを通じた交流等、ASEAN諸国の文化・芸術やスポーツへの日本の技術やノウハウを活かした貢献という点でも、令和2年度に成果が発現している。

以上のように、【難易度】と【重要度】がともに高と設定されている本項目において、コロナ禍という特殊な状況下、可能な限りの量的・質的な成果をあげていることから、「A」と自己評価する。

【課題と対応】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、日本語パートナーズ事業において派遣が困難となり、期間内の目標人数の達成が困難となることから、アジア文化交流強化事業の実施期間が令和3年度末までと延長となっているが、令和3年6月末日現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は引き続き深刻である。すでに、令和3年度派遣予定者の派遣中止・延期が発生するなどパートナーズ派遣事業については予断を許さない状況である。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 S

根拠：

本項目は、安倍総理大臣（当時）が2013年の日・ASEAN特別首脳会議で発表したアジア文化交流強化施策「文化のWA」プロジェクトとして国際交流基金アジアセンターが実施中の事業である。2020年11月に開催された第23回日ASEAN首脳会議の議長声明において「『2019年響きあうアジア』を含む、日ASEANのスポーツ・文化交流及び人的交流を促進する国際交流基金アジアセンターの2014年以降の積極的な努力を評価するとともに将来にわたる本プログラムの延長を期待」する旨が言及される程、「文化のWA」プロジェクトによる実績への評価と今後に向けた期待は極めて高い。なお、平成26年度の事業開始時点からの累計では、日本語パートナーズ派遣事業の派遣人数はのべ2,375名に達するとともに、2,504件以上の文化事業を実施・支援、総裨益者数は731万人に達している。

【量的評価の根拠】

ア 日本語パートナーズ事業

令和2年度においては、コロナ禍という外部要因により、全ての新規派遣が中止となった。他方、現地とのオンライン交流や、日本国内向けにオンライン事業を実施する等、国際交流基金の新型コロナウイルス感染症拡大下における創意工夫を積極的に評価したい。

イ 双方向の芸術・文化交流事業の実施

【指標4-2】は目標値の183%、【指標4-3】は目標値の275%と大幅に目標値を越えており、計画値の達成に留まらず、より積極的に事業を実施し、実績値を積み上げたことは評価に値する。

【質的評価の根拠】

ア 日本語パートナーズ事業

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大という予測し難い外部要因により、全ての新規派遣が中止となったが、過去のパートナーズ経験者の参画を得つつ、オンライン交流等を行うなど、工夫を凝らした取組がなされた点は評価できる。特に、過去のパートナーズ経験者から自由なテーマで「今の日本」を伝える短編動画を募集し、21作品をYouTube上で公開し、現地受入れ校に届けられ、合計2,826回再生された。その他、日本語コンテストでのオンライン指導、日本語授業のオンラインサポート、現地の在留邦人の参加を得てパートナーズに準じた活動等を行った点等は、高く評価できる。また、日本国内においても、新聞社との共催で2つのオンライン事業を開催し、パートナーズ参加経験を生かしたその後のキャリアや体験談等を紹介しつつ、本事業の意義を日本国内向けに発信したことは、コロナ禍における国際交流基金の積極的な取組みとして評価したい。また、令和元年度から継続して派遣していたパートナーズは、コロナ禍を受け任期を短縮して帰国させることとなったが、令和2年度に実施した受入れ校へのアンケートからは、高い評価が得られた点を評価する。また、パートナーズ経験者へのフォローアップアンケート調査においても、多くのパートナーズがアジア各国への関心とつながりを持ち続けるとともに、経験を生かし、日本の地方自治体や企業等において、幅広い分野で活躍していることも確認できたこともあり、日本語パートナーズ事業全体が国内外において高い評価を受けていると言える。

イ 双方向の芸術・文化交流事業の実施

特筆すべきは、アジア諸国において新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、オンライン事業の利点を存分に活かした取組を積極的に実施した点である。

多くの国際文化交流事業が中止や延期を余儀なくされている状況下においても、新型コロナウイルス特別対応プログラム（アジア・市民交流助成）によって、ASEAN各国においてオンライン交流事業を支援する特別助成を募り、計18件を採用している。具体的には、日本とインドネシアの協働で制作されたドキュメンタリー作品をオンライン上映した「“ボーダレス”映画祭」はインドネシア国内の約20のラジオ局がニュースで取り上げ、現地紙も写真付きで大きく報道する等の反響があった。また、ASEAN諸国を中心にアジア全域から選ばれたダンサーによる「アジア・ダンス交流事業」は、LIVE配信当日のリアルタイム視聴者が日本、アジア各国を中心に1,200人に達し、国境を越えた新たなリアルタイムのオンライン事業の可能性が提示されたと言える。

映画分野では、東京国際映画祭における国際交流プログラムの一環として開催した「アジア交流ラウンジ」に世界41か国・地域から計3,477人がオンライン参加し、東京の配信会場には国内外の報道関係者等132人が来場し、大きな注目を集めた。また、アジアの気鋭監督が共同製作したオムニバス映画『アジア三面鏡』の2016年版及び2018年版が約2ヶ月間の期間限定で全世界に向けて無料配信され、両作品のオンライン視聴回数は合計1.41万回を超えた。更には、東南アジアの名作映画のうちプリントの保存状態が悪く劣化が激しかった作品『ムクシン』（2006年、マレーシア）を日本と東南アジアの映画専門家の遠隔協働の下、日本の技術を駆使して4Kデジタル修復する事業にも取組み、コロナ時代の新しい文化創造・協働事業の新境地を切り拓いたと言える。さらに、平成28年度から実施している「JFF（Japanese Film Festival：日本映画祭）アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」において、2020年3月から5月にかけて新たな試みとして実施した「JFF Online」事業では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、日本を除く世界全地域（一部作品は除く地域あり）に配信対象を拡大し、配信期間を2020年5月末日まで延長した結果、2020年4月から5月末日までの再生回数は5.8万回となった。さらに2020年11月には、30作品に及ぶ多様なラインナップを揃えた会期10日間のオンライン日本映画祭「JFF Plus：Online Festival」を新たにスタートさせ、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、カンボジア、オーストラリア、ベトナム、ミャンマーの8か国で開催し、総視聴回数は6.4万回超（オンライン日本映画祭の全対象国は20か国、ユーザー登録者数は約9万人、視聴回数は21万回超。）、報道件数は503件に及ぶ等、大きな注目を集め、観客アンケートでも高評価

を得たことは、新型コロナウイルス感染症拡大状況下における法人の創意工夫による顕著な成果として高く評価できる。

スポーツ分野においても、日本サッカー協会（JFA）と連携して平成 26 年より継続して実施してきたサッカーを通じた ASEAN 各国との交流拡大や人材育成等を目的とした事業により、令和 2 年度には、6 名の日本人指導者がカンボジア男子 U-18、U-19 代表監督やベトナム女子 U-18 代表監督等を務め、指導方法に工夫を凝らしオンライン形式で選手の指導を継続してきた。このような持続的な活動が、カンボジアの U-19 代表が 1974 年以来 45 年ぶりに AFC（アジアサッカー連盟）選手権に出場するという快挙に繋がったことは特筆すべき成果である。また、平成 26 年から令和 2 年度までの実績では、東南アジア 11 か国の合計で、日本からの指導者派遣数は 239 名、選手・指導者・リーグ関係者招聘数は 1,295 名に達した。更に、2020 年 12 月から翌年 1 月にかけて ASEAN10 か国の柔道指導者向けにオンラインセミナーを開催し、柔道の技等を解説した映像教材を制作しオンラインで公開。そのうち 5 教材が 12 万回以上再生される等、スポーツ分野における日本の技術やノウハウを活かした貢献を積み重ねている。

他にも、シリーズ企画「オンライン・アジアセンター 寺子屋」事業については、2020 年 7 月に初回を実施し、コロナ禍においていち早くオンライン事業の可能性と国際文化交流の意義を再考する機会を示した事業と言える。計 6 回の開催を通じて、コロナ禍での国際文化交流の可能性、映画制作の課題、知の交流等をテーマとしたディスカッションを内外に発信し、YouTube での再生回数は 7,000 回を超えている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含めた所与の条件下で滞りなく実施されただけでなく、質・量共に期待を上回る形で実を結んだ。日本語パートナーズ派遣事業においては、これまでにない試みとして、長期パートナーズ経験者向けのオンライン発表会（リアルタイム配信）を実施した。これは、長期パートナーズ経験者 1,500 名を対象としたフォローアップ・アンケートの結果、高い関心を集めた上位 4 つのテーマ（「キャリアとしての日本語教育」「現地との継続的な交流」等）に即して行ったもので、約 130 名のパートナーズ経験者がリアルタイムで視聴し、後日、長期パートナーズ経験者向けに限定公開された同発表会の動画は計 479 回の再生となった。これまでは、帰国者数名を招いた帰国報告会の機会があったが、今回はコロナ禍という特殊環境において実施形態を工夫することにより、多数の経験者同士が一同に繋がることができ、経験者間のネットワーク強化につながったことは、代替としてとった手段により当初の目標が超過して達成されたことを示す好事例と言える。また、ブルネイ教育省（技術教育インスティテュート生涯学習・訓練課）に歴代派遣されてきた日本語パートナーズの活躍の影響等により、ブルネイでは教育大臣の指示の下、中等教育課程において日本語教育の導入について検討が進められることとなった。これが実現すれば、ASEAN10 か国で唯一、中等教育で日本語教育が行われていなかったブルネイでも日本語教育が導入されることとなり、日本語パートナーズ派遣事業が他国の政策にも影響を与えた事例として示すことが出来る。双方向の芸術・文化交流事業の成果として前述した日本とアジアの映画人による 8 回にわたるライブ配信事業である「アジア交流ラウンジ」については、ただ単にコロナ禍の中で、新たな一過性の事業をオンラインとして実施していただければ、世界 41 か国・地域から計 3,477 人の参加には繋がらなかったと考えており、平成 26 年度から続けている、東京国際映画祭をプラットフォームとしたアジア映画交流事業のノウハウや人脈構成等の積み重ねを基礎として、魅力的なパネリストやプログラム構成を発信できたからこそ、今回の成果に繋がったと言え、東京の配信会場には国内外の報道関係者 132 人が来場し、大きな注目を集めた。また、スポーツ分野でも前述した、平成 26 年度より継続している日本サッカー協会（JFA）との連携による、サッカーを通じた ASEAN 各国への人材育成事業も、コロナ禍の中でも中断することなく、任地への渡航が難しかった指導者が、指導方法に工夫をこらしつつ、オンライン形式で選手の指導を継続したからこそ、カンボジアの U-19 代表が 1974 年ぶりに AFC（アジアサッカー連盟）U-19 選手権に出場するという、当初の人材育成の実現という当初の目標を超え、確実な実績としての快挙を達成し得たのである。平成 26 年度以降、これまでの地道な活動と実績の礎の上に、創出・継続された事業は、一過性の事業や単発・単年度のオンライン事業では決して成し遂げられない成果があり、これこそ「アジア文化交流強化事業」としての確固とした成果と言える。

以上、定量的指標の対中期計画値が、【指標 4－2】は目標値の 183%、【指標 4－3】は目標値の 275%と大幅に目標値を越えており、本項目の中期目標上の重要度及び難易度が【高】となっている中で、質的に顕著な成果が得られていると認められる。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く特殊環境で、多くの国際文化交流事業が中止や延期を余儀なくされている状況下においても、これまでの取組で築いてきたノウハウや実績を活用し、新型コロナウイルス特別対応プログラム（アジア・市民交流助成）によって、オンライン交流事業を支援する特別助成を計 18 件実施し、国際交流事業の支援を継続させたこと、また、シリーズ企画「オンライン・アジアセンター 寺子屋」事業については、短期間での準備の上、2020 年 7 月に初回を実施し、計 6 回の開催を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においていち早くオ

ンライン事業の可能性と国際文化交流の意義を早急に再考する機会を示した等、新型コロナウイルス感染症拡大状況下における法人の創意工夫により、オンラインを活用して積極的に文化交流事業を支援・実施したことが挙げられる。平成 26 年度の事業開始時点からの累計では、日本語パートナーズの派遣人数はのべ 2,375 名、2,504 件の文化事業を実施し、累計の裨益者数は 731 万人以上に上っており、新型コロナウイルス感染症拡大により人の移動を伴う事業に大きな影響を受けつつも、令和 2 年度についてもオンライン事業を中心に顕著な量的・質的な成果を上げたといえる。更に、2020 年 9 月に開催された日・ASEAN 外相会議の議長声明において「日アセアンの人々のより良い理解を促進する『2019 年響き合うアジア』を通じた国際交流基金アジアセンターにより担われる役割を高く歓迎」と言及される等、「文化の WA」プロジェクトによる実績が高く評価されている。

以上により、定量指標を 100%以上達成の上、困難度「高」の設定にも関わらず、質的にも法人の創意工夫により所期の目標を上回る顕著な成果を示していると認められるところ、評価は「S」が適当である。

【課題と改善方策】

ア. 日本語パートナーズ事業

アジアを中心に依然として厳しい新型コロナウイルス感染状況に伴い、引き続き新規派遣は困難を極めていものの、派遣先のアジア諸国のみならず、日本国内においても本事業は高く評価されているところ、今後、継続事業や事業拡大を見据えた取組が期待されている。また、一部で日本語助成事業との連携も見られるところ、引き続き日本語関連事業との連携を図り、その相乗効果を期待したい。また、派遣者の帰国後の活動状況を確認すると同時に、ネットワークを維持するなど適切にフォローアップを行い、今後の国際交流基金事業への協力者として活用することを期待。

イ. 双方向の芸術・文化交流事業の実施

新型コロナウイルス感染症が拡大を続ける現在、既にアジアセンターは、このような状況下での実施に相応しいオンライン等を活用した新たなスタイルの文化事業に取り組んでいるが、その成果を国内外に広くアピールすることで、アジアセンター職員の蓄積してきたノウハウとネットワークを次世代へ引き継ぐことが期待される。

【その他事項】

主な有識者意見は以下のとおり。

ア. 東京国際映画祭などメディアの注目も集めたインパクトある事業を展開。インド太平洋地域の文化的紐帯を醸成するうえでも是非、拡大していただきたい事業。

イ. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により日本語パートナーズの派遣がすべて取りやめになり、他の事業もオンラインへの切り替えを余儀なくされたことなどから、当初目標の達成は困難だったと推測。日本語パートナーズには、感染症拡大状況を見極めた上、今後も着実な実施と成果を期待。

ウ. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により日本語パートナーズ派遣は全面中止されたが、各種制約の中でさまざまな工夫を試みている点は評価。①パートナーズ経験者による成果発表会やオンラインセミナーなどによる交流機会創出や、②「アジア交流ラウンジ」や「アジアセンター寺子屋」の取組はユニークであり、カバーしたエリアの拡大にその成果が見られ、評価できる。③定量評価の面でも人物交流や協働事業の項目では高い値を示しており、自己評価書「A」は妥当。パートナーズ事業は、パートナーズ経験者による日本のアジア理解にも繋がる重要な事業である点を考慮し、さらなる継続を期待。

エ. コロナ禍を契機に Youtube などのソーシャルメディアを始めとするオンラインの活用が功を奏し、一般の閲覧者が増加し、プログラムの認知度が高まったことは評価に値する。今後はハイブリッド型事業への転換が課題となろう。コアミッションであるだけに、自己評価「S」を期待。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビューシート番号未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 5－1】 本部 SNS 利用者数	計 画 値	年 間 134,548 件以上	平成 27 年度実績 134,548 件	134,548 件	134,548 件	134,548 件	134,548 件	
	実 績 値			162,866 件	169,943 件	178,580 件	215,396 件	
	達 成 度			121%	126%	133%	160%	
【指標 5－2】 ウェブサイト アクセス数	計 画 値	年 間 5,467,101 件以上	平成 24 ～27 年度 の実績平 均 値 5,467,101 件	5,467,101 件	5,467,101 件	5,467,101 件	5,467,101 件	
	実 績 値			7,093,039 件	7,991,159 件	8,893,315 件	6,271,334 件	
	達 成 度			130%	146%	163%	115%	
本部図書館利 用者数	実 績 値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 21,251 人	27,292 人	25,739 人	22,203 人 ※1	3,207 人 ※2	
本部図書館レ ファレンス対 応件数	実 績 値		平成 24 ～27 年度 の実績平 均値 738 件	1,212 件	1,278 件	989 件 ※1	1,025 件	

<目標水準の考え方>

- SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。
- ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

※1 移転準備のため、第 4 四半期は休館

※2 本部移転後の蔵書整理と新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、図書館が再開館した 8 月 24 日以降は、来館者数を制限

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	537,312	554,601	661,671	578,507	
決算額（千円）	526,958	562,878	602,809	458,234	
経常費用（千円）	567,134	524,844	551,799	489,051	
経常利益（千円）	11,722	15,673	26,436	▲6,988	
行政コスト（千円）※	566,219	603,106	551,799	506,192	
従事人員数	3	3	4	5	

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援 日本国内外の国際文化交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への更なる理解を促す。また、国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。
【中期計画】 ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援 日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。 ・国際文化交流に関する情報提供事業の実施 国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。

基金本部に設置されている図書館については、効果的かつ効率的な運営に留意し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組む。基金の SNS 及びウェブサイトについては年間アクセス件数の目標達成に向けて内容を充実させる。

・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

日本国内外において国際文化交流への理解を促すため、日本国内外の国際交流関係者に対して、顕彰を行う。

・国際文化交流に関する調査・研究の実施

我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。

【年度計画】

ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。

・国際文化交流に関する情報提供等の実施

基幹広報媒体としてウェブサイト運営する。ウェブサイト年間アクセス件数が前期中期目標期間の平均値（5,467,101 件）を超えることを目標とする。また、国際文化交流に関する情報発信と事業の事後広報を行なう媒体としてウェブマガジン『をちこち Magazine』を発行する。

日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、Twitter や Facebook などのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を通じて国際文化交流への理解促進を図る。本部 SNS 利用者数は平成 27 年度実績である 134,548 件以上の達成を目標とする。

基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金事業に対する一般への理解を促進するため、年報及び事業実績を作成する。

基金本部に設置されている図書館を運営し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組む、効果的かつ効率的に情報提供を行なう。

・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際文化交流及び基金への理解と関心を喚起するため、国際文化交流に貢献のあった国内外の個人、団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報する。また、国内の地域に根ざした優れた国際文化交流を行っている団体を顕彰するとともに、過去の受賞団体へのフォローアップを行う。

・国際文化交流に関する調査・研究の実施

我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。

【主な評価指標】

【指標 5－1】本部 SNS 利用者数年間 134,548 件以上（平成 27 年度実績 134,548 件）

【指標 5－2】ウェブサイトアクセス数年間 5,467,101 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 5,467,101 件）

（関連指標）

・本部図書館利用者数（平成 24～27 年度の実績平均値 21,251 人）

・本部図書館レファレンス対応件数（平成 24～27 年度の実績平均値 738 人）

＜目標水準の考え方＞

○SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。

○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

3－2. 業務実績

（1）国際文化交流に関する情報提供等の実施ア. ウェブサイトの運営

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、国際交流基金の事業もその多くが中止・延期を余儀なくされたため、広報や事業総量の減少に伴い、令和 2 年度におけるウェブサイトへのアクセス総数は 6,271,334 件になったが、年度の後半には、中止となった事業に替わって新たに企画されたオンラインでの事業が次々と開始されたことを受けて、公式 YouTube チャンネルに掲載した動画コンテンツは計 99 件と、前年度の 49 件から

倍増し、チャンネル登録者数も大幅に増加した。また、それら事業の中から広くアピールできる主要事業をジャンル横断的に掲載するポータルページ「JF digital collection」を 2020 年 11 月にウェブサイト上に新規開設し、本部だけでなく海外拠点によるオンライン事業も含めて年度末までの間に 29 のコンテンツを掲載する等、コロナ禍の中で新たな取組を積極的に打ち出していくための工夫を行った。

ウェブマガジン「をちこち Magazine」では、国際交流基金事業に関連した特集や有識者による国際文化交流に関わる寄稿等の記事を日本語及び英語で公開した。コロナ禍により、対面取材に代わる方法を工夫しつつ、昨年度を 5 本上回る 28 本の日本語記事を公開した。特に下半期には、「新型コロナウイルス下での越境・交流・創造」をテーマとして、芸術・文化の現場の第一線に立つ方々 9 名へのインタビューと寄稿のシリーズを中心とした特集を組み、本特集を掲載した 10～12 月の毎月のトップページアクセス数は、昨年度のその他の時期の約 1.5 倍となり、時宜を得たテーマとして英語以外への言語への翻訳要望を受ける等の反応があった。さらに、本特集は、「をちこち特別 版」として冊子版も刊行した。

イ. SNS

基金の組織広報ツールとして 2 種類の SNS (Facebook 及び Twitter) を活用し、国際交流基金事業についての最新情報や、季節ごとの日本の年中行事等、利用者の関心動向に合わせた記事をタイムリーに発信した。上述のとおり、コロナ禍においてオンラインでの事業が増加したことを受けて、オンライン事業の写真や予告編動画を使用したり、シェアされやすい投稿内容を考えたりする等積極的な広報を意識した結果、令和 2 年度末時点の SNS 利用者数は 215,396 名と対前年度で 36,816 人増加し、単年度の増加数として過去最大となった。

特に、日本での生活や仕事に必要な基礎的な日本語を学ぶためのウェブ教材『いろどり』についての発信は多くの注目を集め、令和 2 年度の Facebook 人気投稿上位 5 つの内 3 つが『いろどり』に関する投稿となり、3 件合計で 14 万を超えるリーチ数（投稿が表示されたユーザー数）を獲得した。Twitter では、翻訳家座談会シリーズ（第 2 回ゲスト多和田葉子氏）が 13 万のインプレッション数（表示回数）を獲得した。他にも、2021 年 2 月にスタートした舞台芸術オンライン配信事業「STAGE BEYOND BORDERS」では、多言語字幕付きの公演動画を公式 YouTube で毎週金曜日に公開しており、特に岩井秀人氏（10 万インプレッション）や岡田利規氏（5.7 万インプレッション）の投稿に大きな反応があった。

このように新型コロナウイルスの拡大により事業の実施が困難になる中で、オンライン事業、ウェブサイト、SNS、ウェブマガジンを有機的に連携させながら展開して広報効果を高めた。

ウ. 年報・事業実績

国際交流基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と国際交流基金事業に対する一般への理解を促進するべく、年報（日本語版・英語版）及び事業実績（日本語版のみ）を作成・公開した。

エ. 本部図書館

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本部移転後の図書館の運営は開館日数を制限する一方、できるだけ多くの利用者のニーズに応えるべく、滞在時間を 1 時間ごととする予約制を取り入れたほか、新たに郵送による貸し出しサービスを開始したり、レファレンス対応の強化を図ったりする等、所与の制約の中ではあったが利用者の利便性の維持・向上に取り組んだ。また、これまで個別に運用されていた本部、日本語国際センター、関西国際センターの 3 館の図書館システム統合・クラウド化を完了し、効率的な運用の実現と資料の相互利用促進による利用者の利便性向上につなげた。2021 年 3 月 17 日から 3 月 31 日までの期間、利用者に対してオンラインにてアンケートを実施したところ（回答者 49 名）、図書館サービス全体に対する満足度は 92%に達し、スタッフの対応・専門性、コレクションの内容、資料の利用しやすさが高く評価された。

（2）国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際交流基金では、国際交流基金賞及び国際交流基金地球市民賞の 2 つの顕彰事業を実施しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの拡大に伴い、海外からの受賞者の来日を前提とする国際交流基金賞は中止となった。

ア. 国際交流基金賞

中止となった国際交流基金賞に替えて、過去の受賞者からのメッセージを集めて公開する特別企画を実施した。過去 10 年の国際交流基金賞受賞者計 19 名から、コロナ禍での 2020 年における活動の状況、国際文化交流のあり方及び今後の展望についてのメッセージを、動画あるいはテキストで提供してもらい、公式ウェブサイトで公開した。

イ．国際交流基金地球市民賞

全国各地で国際文化交流活動を通じて日本と海外の市民同士の結びつきや連携を深め、互いの知恵やアイデア、情報を交換し、ともに考える団体を顕彰。令和 2 年度には、以下の 3 団体に授賞した。

(ア) 高田馬場さくらクリニック (東京都新宿区)

外国人住民が気軽に通えるまちのクリニックを開院。

(イ) 特定非営利活動法人 海外に子ども用車椅子を送る会 (東京都福生市)

多様な担い手によって海外の障がいを持つ子どもたちに車椅子を送る。

(ウ) 特定非営利活動法人 こえとことばとこころの部屋 (大阪府大阪市)

出会いと表現の場を開き、社会との関わりを後押しする。

2021 年 1 月の緊急事態宣言を受けて、2 月の授賞式は急遽オンラインでの開催に変更し、受賞 3 団体と主催者、賞の選考委員をオンラインで結んで開催した。初めての試みであったが、オンラインで結ぶことにより、これまでの授賞式では大会場での式典の進行の都合上、十分には実施できなかった選考委員と受賞団体との間の対話や、受賞団体同士の意見交換等、より親密な雰囲気での交流も行うことができる等、オンラインならではの長所を最大限に活かした式が実現した。地球市民賞に関連して、新聞 4 件、ウェブ 4 件のメディア露出があった。

また、2020 年 8 月 6 日、7 日には、「コロナ時代の地域の国際文化交流」と題した 2 日間のウェブセミナーを開催した。「多文化共生推進」、「国際交流・市民連携」、「アートによる地域づくり」というテーマのセッションを設け、過去の受賞団体によるプレゼンテーションと議論を行った。両日とも 200 人前後の参加を得て、活発に議論が行われる等、盛況となった。オンラインで実施した結果、遠方からの参加も可能となり、また当日の様子を録画したアーカイブを公開することが可能となる等、受賞団体の間のネットワーク化や活動紹介、地球市民賞の広報につながる成果を得た。

(3) 国際文化交流に関する調査・研究の実施

国際文化交流に関する政策立案や実施を担う、海外主要国の文化交流機関から情報収集等を行った。また、海外の日本語教育の現状をできるだけ正確に把握するため、国際交流基金海外事務所、在外公館、その他関連機関の協力を得て日本語教育機関数、学習者数、日本語教育上の問題点等の情報を収集した「2018 年度日本語教育機関調査」を、『海外の日本語教育の現状 2018 年度日本語教育機関調査より』と題した和文、英文 2 か国語の報告書として取りまとめ、ウェブサイトにも全文を掲載するとともに、より詳細な分析・研究のための参考資料として、「機関数・教師数・学習者数」をはじめ、「教師 1 人あたりの学習者数」、「日本語母語教師数・比率」、「日本語学習の目的」等を国・地域別にまとめた 10 項目 27 種の調査結果の統計データを、過去データと併せて同サイト上で公開した。

3-3. 指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ア．今後、よりオンライン発信の影響力が高まることが予想されるところ、JFT-Basic 特設ページのアクセス流入分析により、ニーズに応じてネパール語版ページも追加した取り組みに続き、ウェブサイトの多言語化を計ることや、SNS のライブ配信・アンケート機能の活用等により、閲覧者の一瞬の関心を逃さない時勢に沿った発信を一層進めることで、国際交流基金の知名度や親近感の向上、ひいては国際文化交流への更なる理解及び参画の促進につながることを期待される。 イ．各顕彰事業の実施に当たっては、引き続き受賞記念講演会やフォローアップ・イベント等を実施するとともに、応募の段階から積極的な広報や速報の発信等を行うことにより受賞する団体への関心を高め、賞の意義や受賞者の功績のより幅広い層への周知を図り、国際文化交流への更なる理解及び参画の促進に寄与することが期待される。
＜前年度評価結果反映状況＞

- ア. 新型コロナウイルスの拡大により通常事業の多くが中止となったことを背景として、オンライン発信に尽力した。上述のとおり、オンライン事業の配信と、その広報のためのウェブ及び SNS とを連携しながら展開した結果、YouTube の公式チャンネル登録者数は約 170%増、SNS 利用者数も過去最高の対前年度約 160%増という成果を上げた。翻訳文学に関する事業のように、オンライン事業に関する SNS での発信が、当該事業に参加した作家や翻訳者本人から返信やツイートをしてもらうことでオンライン上の交流につながる例もある等、従来型の事業にはないオンラインならではの広がりが生まれた。
- イ. 国際交流基金賞については、新型コロナウイルスの拡大により受賞者の渡航が困難との判断から中止したが、代替企画として、過去の受賞者 19 名よりコロナ禍における文化交流の重要性についてのメッセージを寄せてもらい、翌年度受賞候補者の募集開始のタイミングに合わせて公開した。また、国際交流基金地球市民賞については、フォローアップ事業をオンラインで実施したことにより、多くの参加者を集めて、地球市民賞やその受賞団体の活動についての発信することができた。授賞式に関しても、初めてのオンライン開催となり、レセプション等の交流はできなかったものの、例えば、受賞団体が普段の活動の場から参加することで、選考委員や関係者との間で、親しく会話・交流する時間を十分に設けられる等、オンラインならではの成果もあった。今後新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、実際に顔を突き合わせて交流ができる従来形式での授賞式・レセプションの開催が可能となった場合でも、こうしたオンラインにより得られるメリットを取り込んでいく工夫を続けていく。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

【量的成果の根拠】

【指標 5-1】については目標値を大きく上回る 160%を達成、【指標 5-2】については目標値の 115%を達成した。

【質的成果の根拠】

ア. 新型コロナウイルスの拡大に伴う事業の中止・延期により、広報や事業総量の減少に伴ったウェブサイトへのアクセス総数となった一方で、新たな状況に対応するために、動画コンテンツの配信の拡大とそれに関連した SNS での発信強化等に尽力し、単年度での SNS 登録者数の増加が過去最大となった。

イ. コロナ禍においてもオンライン上で視聴可能な従来の事業に替わる新たなオンライン事業・動画コンテンツを、本部や海外事務所において急速に増加させたことに伴い、これらコンテンツをまとめて掲載したポータルとしての「JF digital collection」を新たに開設し、4 か月の間に 29 本のコンテンツを公開した。従来、東京本部からの組織や事業紹介が中心であったウェブサイトにおいて、オンラインの特性を活かして国を越えて参加可能なコンテンツの提供を開始し、またホームページのスライディングバナーに「JF digital collection」への誘導をする等の工夫することで、コロナ禍の制約下でも現地のニーズを踏まえて国内外で展開される最新の JF の事業を、より一体的にかつホームページ訪問者に幅広いジャンルのコンテンツを提供できた。

ウェブマガジン「をちこち」において文化交流の最前線に立つ方々からのインタビュー・寄稿記事による特集を掲載したほか、過去の国際交流基金賞受賞者からの現在の活動状況や、国際文化交流のあり方、今後の展望等についてのメッセージを集めて公開した特別企画等を実施することにより、コロナ禍という状況において受け身に対応するだけでなく、分断されがちな状況においてこそ国を越えた人々の交流がより一層重要になるというメッセージを積極的に発信し、国際文化交流へのさらなる理解及び参画の促進に寄与した。

ウ. 国際交流基金地球市民賞については、フォローアップ事業と授賞式をいずれも初めての試みとしてオンラインで実施し、遠方からの参加者でも参加可能なオンライン上での交流・ネットワーキングの機会の創出に努める等、新たな試みを積極的に実施した結果、従来は御臨席のみであった高円宮妃久子殿下より受賞団体に向けたビデオメッセージを頂戴したほか、受賞団体が普段の活動の場から参加することで、選考委員や関係者との間で、親しく会話・交流する時間を設けることができた。その後、授賞式での出会いを

きっかけとして、受賞団体同士での交流を行ったという連絡を受ける等、新たなネットワークの構築にもつながっている。コロナ禍により応募数の落ち込みも懸念されたが、先述のフォローアップ事業等による発信に努めた結果、応募数は昨年と同数の 98 件を得た。

エ. 国際文化交流に関する調査・研究の実施についても、海外主要国の国際文化交流機関や日本語教育の現状について、情報を適切に収集・活用・提供した。

以上のように、中期計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、「A」と自己評価する。

【課題と対応】

新型コロナウイルスの影響により、オンラインによる事業の企画・実施する傾向はさらに進んでいくことが予想される。事業の開催場所や参加者の居住地等に関わりなく展開可能なオンライン事業の利点を活かし、本部だけでなく海外事務所によるオンライン事業も含めて、いかに効果的にオンライン事業を紹介し、視聴者の拡大を図っていくかの検討を進める。

顕彰事業についても、オンラインならではの長所も取り入れながら、効果的な広報や授賞式の実施方法について検討する。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 A

根拠：

【量的評価の根拠】

2つの定量指標のうち、【指標5-1】（本部 SNS 利用者数）については目標値を大きく上回る 160%を達成し、【指標5-2】（ウェブサイトアクセス数）については目標値の 115%を達成したことが認められる。

【質的評価の根拠】

（1）国際文化交流に関する情報提供事業の実施

ウェブサイトについては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業の多くが中止・延期を余儀なくされたため、広報や事業総量の減少に伴い令和2年度のウェブサイトへのアクセス総数は6,271,334件に減少した一方で、中止となった事業に代わって企画されたオンラインでの事業が開始されたことを受け、公式 YouTube チャンネルに計99件（前年度49件）の動画コンテンツを掲載し、チャンネル登録者数も約170%増となった。また、主要事業をジャンル横断的に掲載するポータルページ「JF digital collection」をウェブサイト上に新規開設し、4か月の間に29本のコンテンツを公開する等コロナ禍の中で新たな取組を積極的に打ち出していくための工夫に努めた。

ウェブマガジン「をちこち Magazine」では国際交流基金事業に関連した特集や有識者による国際文化交流に関わる寄稿等の記事を日本語及び英語で公開した。また、下半期には「新型コロナウイルス下での越境・交流・創造」をテーマとして、芸術・文化の現場の第一線に立つ方々のインタビューと寄稿を中心とした特集を展開し、時宜を得たテーマとして英語以外の言語への翻訳要望を受ける等の反応があった。また、掲載記事数についても昨年度を5本上回る28本の日本語記事を公開し、積極的な情報発信に努めた。

SNS（Facebook 及び Twitter）での発信についても、コロナ禍においてオンラインでの事業が増加したことを受けて、オンライン事業の予告編動画を使用したり、シェアされやすい投稿内容を追求した結果、令和2年度末時点の SNS 利用者数が昨年度末より3万人以上増加し215,396人に達し、単年度の増加数として過去最大となった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多くの事業の実施が困難になる中で、オンライン事業、ウェブサイト、SNS、ウェブマガジンを連携させながら展開して広報効果を高めたことは、日本の国際文化交流の効果的な発信と評価できる。

（2）国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

海外からの受賞者の来日を前提とする国際交流基金賞については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となったが、代わりに過去の受賞者からメッセージを集めて公開する特別企画を実施した。国際交流基金地球市民賞については、フォローアップ事業と授賞式をいずれも初めての試みとしてオンラインで実施した。授賞式後も受賞団体同士の交流が行われるなど、新たな交流・ネットワークの構築にもつながっていることが評価できる。

（3）国際文化交流に関する調査・研究の実施

海外の日本語教育の現状を把握するため、在外公館やその他関連機関等の協力を得て日本語教育機関数、学習者数、日本語教育上の問題点等の情報を収集した「2018 年度日本語教育機関調査」を、『海外の日本語教育の現状 2018 年度日本語教育機関調査より』と題した報告書として取りまとめ、ウェブサイトに掲載した。

以上により、2つの定量指標のうち、【指標5-2】（ウェブサイトアクセス数）については120%を下回っているが、【指標5-1】（本部 SNS 利用者数）については目標値を大きく上回る160%を達成しており、更に質的にも新型コロナウイルス感染拡大状況下においてオンライン事業を駆使した法人の創意工夫による所期の目標を上回る成果が認められることから、評価は「A」が適当である。

【課題と改善方策】

ア. 新型コロナウイルスの影響とそれに対応した事業の実績を踏まえ、今後の事業の在り方について検討するとともに令和2年度で培われたオンラインによる事業の企画・実施のノウハウ等を最大限活用し、オンライン事業、ウェブサイト、SNS、オンラインマガジンでの連携した発信により、国際交流基金の知名度と理解の向上、国際文化交流へのさらなる参画への促進につながることを期待される。

イ. 各顕彰事業の実施の実施に当たっては、オンラインならではの長所を取り入れながら、引き続き授賞式やフォローアップ・イベント等を実施するとともに、積極的な広報等の発信を行うことにより、本賞の知名度、理解の向上、国際文化交流へのさらなる参画への促進につながることを期待される。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア. 新型コロナウイルス感染症拡大の制約を強く受けた分野だが、基金の自己評価は妥当。新型コロナウイルス感染症拡大状況下で「国際文化交流」に対する国民の目線が厳しくなることが予想されるが、SNSや動画などを通してその意義を特に若い世代へ発信してほしい。国際交流基金の職員により執筆・刊行された『国際文化交流を实践する』は素晴らしい試み。今後ゲートキーパーやインフルエンサーへのアプローチが鍵になる。

イ. SNS 利用者数が単年度あたりで過去最大の増加があったこと、ウェブへのアクセスも大きく伸びたのは、新型コロナの影響もあったのではないかと。

ウ. ①本部 SNS 利用者数は定量的にも伸びが見られる。また、②ウェブマガジン『をちこち』では、特集記事や有識者の寄稿など、その時宜を得たテーマで公開しており、アクセス数を伸ばしている。また、③国際交流基金賞は中止となったが、過去10年間の受賞者からのメッセージを公開したり、地球市民賞はオンラインでの開催をしたりするなど、厳しい制約の中でのさまざまな取組を高く評価。自己評価書の「A」との評価結果は妥当。

エ. コロナ禍の拡大に伴う動画コンテンツの配信の拡大とそれに関連する SNS の発信強化によって、SNS 登録者数の増加が過去最大となった点を大いに評価。特に「JF digital collection」のポータルの新設、オンラインの特性を活かして国境を越えて参加可能なコンテンツの提供開始等、感染症拡大の制約下でも現地のニーズを踏まえて国内外で展開される最新の事業を一体的かつ幅広いジャンルのコンテンツとして訪問者に提供できている点も素晴らしい。ウェブマガジンも「をちこち」も健在で、分断されがちな状況においてこそ国を越えた人々の交流がより一層重要になるというメッセージを積極的に発信し、国際文化交流へのさらなる理解及び参画の促進に寄与。About us へのアクセス増も国際交流基金への関心増加への貢献として評価できる。以上の成果を勘案すれば、「S」評価も妥当ではないかと。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	海外事務所等の運営
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビューシート番号未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 6－1】海外事務所雇しスペース稼働率	計画値	年間 74% 以上	平成 24～27 年度の実績平均値 74%	74%	74%	74%	74%	
	実績値			75%	75%	79%	71%	
	達成度			101%	101%	107%	96%	
【指標 6－2】海外事務所 SNS 利用者数合計 ※	計画値	年間 408,763 件以上	平成 27 年度実績 408,763 件	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上	
	実績値			525,068 件	563,402 件	617,822 件	678,493 件	
	達成度			128%	138%	151%	166%	
【指標 6－3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）	計画値		22 件	22 件	22 件	22 件	22 件	
	実績値			24 件	25 件	18 件	8 件	
	達成度			109%	114%	82%	36%	

海外事務所催しスペースにおける事業実施件数	実績値		平成 24 ～ 27 年 度の実績 平均 値 343 件	329 件	292 件	320 件	91 件	
海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数	実績値		平成 24 ～ 27 年 度の実績 平 均 値 278,710 人	158,436 人	242,157 人	148,010 人	22,591 人	
京都支部が関与した共催・助成・協力件数	実績値		平成 24 ～ 27 年 度の実績 平均 値 22 件	24 件	25 件	18 件	8 件	

<目標水準の考え方>

○海外事務所催しスペース稼働率の目標値は前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期中期目標期間実績の年間平均以上を数値目標として設定。

○海外事務所 SNS 利用者数の目標値は、SNS を主たる発信ツールとしている 13 海外事務所を対象とし、前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから平成 27 年度実績値以上を数値目標として設定した。

※SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3,857,488	4,159,647	4,102,920	3,896,207	
決算額（千円）	3,899,119	4,052,833	4,052,705	3,347,005	
経常費用（千円）	3,996,336	3,957,351	4,105,029	3,368,767	
経常利益（千円）	222,745	166,913	13,974	152,336	
行政コスト（千円）※	3,980,035	3,917,800	4,236,611	3,480,792	
従事人員数	66	67	66	69	

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

イ 海外事務所等の運営

海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

【中期計画】

イ 海外事務所等の運営

海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

・海外事務所の効果的な活用

現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。

海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。

・京都支部の運営

京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

【年度計画】

イ 海外事務所等の運営

海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

・海外事務所の効果的な活用

現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。

海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。

海外事務所施設の活用については、海外事務所催しスペースの稼働率年間 74%以上を目標とする。SNS 等の活用については、海外事務所 SNS 利用者数合計 408,763 件以上（クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）を目標とする。

・京都支部の運営

京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化

体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。京都支部が関与する共催・助成・協力事業について、22 件以上の実施を目標とする。

【主な評価指標】

【指標 6－1】海外事務所催しスペース稼働率 年間 74%以上（平成 24～27 年度の実績平均値 74%）
（関連指標）

- ・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数（平成 24～27 年度の実績平均値 343 件）
- ・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数（平成 24～27 年度の実績平均値 278,710 人）

【指標 6－2】海外事務所 SNS 利用者数合計 年間 408,763 件以上（平成 27 年度実績 408,763 件、SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）

【指標 6－3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）

（関連指標）

- ・京都支部が関与した共催・助成・協力件数（平成 24～27 年度の実績平均値 22 件）

3－2. 業務実績

（1）海外事務所等の運営

全世界 24 か国 25 か所（うち 2 か所はアジアセンター連絡事務所）の海外事務所において、在外公館や日本語教育機関、文化機関等の関係団体と緊密に連携をとりながら、現地の事情やニーズの把握に努めるとともに、各種の国際文化交流事業、情報提供、図書館の運営等を行った。国際文化交流事業として、具体的には、一般市民向けの講演会や映画上映会等の文化事業の実施、日本語講座や日本語教師セミナー、さらには、日本研究機関・研究者への支援等を実施した。

平成 30 年度から令和元年度にかけて実施した複数事務所の事務所移転・縮小により運営管理的経費の大幅な削減を実現したところであるが、令和 2 年度も引き続き現地職員等の若返り等による人件費の抑制、各種契約更新時の値下げ交渉等により同経費の削減に努めた。

平成 29 年度に設置したヤンゴン事務所は事業範囲をさらに拡大し、SNS フォロワー数は前年度比倍の 11 万人に達するとともに、今後の文化交流の担い手として期待される現地若手アーティストとのコミュニティ形成を促進している。

一方、令和 2 年度は世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各国政府の規制・感染対策を遵守し、来場者や職員の安全配慮を優先して、多くの事務所において催しスペースや図書館を休館・入場制限する等、活動が制限された。各事務所では、従来培ってきた現地文化機関や日本関係団体等外部機関とのネットワークを活かしつつ、ソーシャルメディアによる情報発信やオンライン等、対面でない形式での事業実施に取り組み、国内遠隔地や国を越えた新規顧客層にリーチアウトする等の成果をあげている。ア. 海外事務所施設等の効果的かつ効率的な活用については以下のとおり。

（ア）催しスペース

上述のとおり、コロナ禍において安全配慮を優先した結果、催しスペースを有している 11 の海外事務所における同スペースの稼働率（使用日数/使用可能日数）の平均は 71%、同スペースを利用して実施した事業は 91 件、来場者・参加者数は計 22,591 人であった。なお、稼働率の使用可能日数は各国政府の感染予防ガイドラインに沿って使用可とされた日数だが、現地の状況に応じて、感染予防対策に万全を期し、かつ来場者の心情にも配慮の上、屋外会場を活用して事業を実施する等した結果、使用日数が限られたケースもあった。ベトナム事務所の事例：相対的にコロナ禍の影響が限定的だったハノイにおいては、事務所の所蔵品を活用した日本人形展や絵本イベント、現地日本研究者による一般向け講座等を催しスペースで定期開催した。日本への関心・理解促進や現地研究者へ発表機会を提供することで研究者育成を支援したほか、親日家・知日家間のネットワーク強化にもつながっている。

（イ）図書館運営

16 の海外事務所で図書館を運営した。上記（ア）催しスペースと同様、来館者の安全を優先的に配慮した結果、来館者数は合計で 69,824 人であった。

（ウ）情報発信

新型コロナウイルス感染拡大により人的往来や催し施設での集会在制限された令和 2 年度は、SNS やオンラインを活用した情報発信や事業実施を特に強化し、【指標 6-2】の対象事務所を含め、Facebook（22 事務所）、YouTube（22 事務所）、Instagram（18 事務所）、Twitter（10 事務所）等、所在国・地域ごとに有効な SNS を活用して広報を行った。【指標 6-2】(SNS を主たる発信ツールとしている 13 事務所の SNS (Facebook) 利用者数) の実績値は合計 678,493 人（達成度 166%）と、今期中期目標期間において最多となった。

SNS 利用に際しては、関連機関・在外公館の SNS で事務所の投稿を共有・拡散してもらうことで波及効果を上げる、事業ごとにターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を実施する、ライブ配信機能を利用する、幅広い年齢層や事務所遠隔地に情報が到達するよう複数の SNS を使い分ける等、SNS の特性を活かして広報効果を高める努力を引き続き行ったところ、主要なグッド・プラクティスは以下のとおり。また、SNS への反応に対する分析を事業立案に活かすことで、事業全体へのフィードバックも継続して行った。

- a. ソウル事務所の事例：過去に共催した美術館や文化団体の協力を得て、現地の主要インターネットサービスにて、韓国語による作品解説や美術館紹介とともに期間限定で作品を公開した。事務所ウェブサイトのほか、SNS やメーリングリストを通じて 3 万人以上のフォロワーに広報したことに加え、SNS 上で展示に関するコメントを募る双方向の取組を行い、2 度のオンライン展覧会で合計 9,632 人に鑑賞され、159 件のコメントが投稿された。
 - b. 北京事務所の事例：中国の主要 SNS である WeChat、Weibo にて、北京日本学研究中心教授や日本研究フェローシップ経験者等、現地研究者による日本研究入門講座を配信。研究者本人による音声に加え、文字原稿は簡体字と繁体字で作成したことで、中国内地方のほか、香港、マカオ、台湾等中国語圏各地で日本語を学ぶ学生や若手研究者に対して、普段接することが難しい著名な研究者の講義に触れる機会を提供し、全 8 回の文学講座はのべ 9.6 万人以上に視聴された。
 - c. サンパウロ事務所の事例：新型コロナウイルス感染拡大後、新たに YouTube チャンネルを開設し、過去の事業関係者による激励やコロナ収束を願うメッセージの投稿、日本とブラジルのアーティストによるパフォーマンス動画等を定期配信した。Facebook、Instagram、Twitter 等複数の SNS で連携して広報したほか、参加アーティストのプロフィールを掲載したウェブサイトや YouTube チャンネルの一部は、ポルトガル語に加え、日本語、英語、スペイン語の 3 言語でも展開したところ、ブラジル国内を越えて、ペルーやアルゼンチン等の中南米地域や日本、ドイツも視聴され、広範囲の視聴者を獲得した。
- イ. 海外事務所所在国における関係機関、在外公館等とのネットワーク構築、協力に関し、以下の取組を行った。

（ア）在外公館との間で定期的に連絡会議を実施する等して連携・協力しており、次年度事業計画策定時にも在外公館と協議した上で海外事務所計画の策定及び本部事業計画への反映を行った。

（イ）関係団体との間では、全海外事務所において 274 件の事業を連携・協力により実施した。

ケルン日本文化会館の事例：ゲーテ・インスティテュート東京と共催し、双方の語学講座受講生によるディスカッションをオンラインで実施した。新型コロナウイルス感染拡大により、外国語学習者が旅行や留学等で学習言語能力を向上させる機会が激減している中、両言語の学習者同士が母語話者と交流できる貴重な機会を提供した。

（2）京都支部の運営

京都支部における外部関係者とのネットワーク構築・協力・連携については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、京都府及び政府の規制・感染対策を遵守し、来場者の安全配慮を優先して、予定されていた共催・協力事業の多くは中止となり、事業対象者でもある留学生や研究者の来日減で参加者が減少した一方、オンラインを活用した事業に取り組む等、海外渡航が難しい中でも海外事務所との連携を活かした広報協力を行った。

ア. 京都支部では、共催事業 4 件、協力事業 4 件の 8 件の事業を計 11 団体との連携により実施し、計 643 人が参加し、来場者・参加者の満足度については、89%が高評価を示した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「国際交流のタバー能と狂言の会 2020」及び「能楽チャリティ公演」は、英語字幕を付した公演映像を期間限定で公開。「国際交流のタバー能と狂言の会 2020」は、在バングラデシュ日本国大使館を通じてバングラデシュ・リベラル・アーツ大学より打診を受け、同大学で上映される等、海外でも視聴された。

- イ. 関西地域の関係者との連携・協力については、後援名義の付与、事業実施面での連携、ポスターやチラシの掲示・配布、定期刊行しているニューズレターへの掲載等の広報協力のほか、令和元年度に引き続き、京都支部長が、関西地域の地方自治体、大学、文化機関、市民団体等からの要請を受け、これらの団体が実施する国際交流事業に関する評議委員・審査委員等計 6 件に就任し、国際文化交流事業に関するノウハウの提供、講演会の実施等を行なった。
- (ア) 共催事業「能と狂言の会 2020」では、文化資源としての日本の伝統芸能をデジタルに記録・保存・発信する立命館大学アート・リサーチセンターに資料を提供し、国内の日本研究振興にも貢献した。
- (イ) 後援事業「KYOTO STEAM 2022 国際アートコンペティション」では、海外アーティストの参加募集にあたり、基金海外事務所を通じて海外での広報を行った。
- (ウ) 令和元年度まで実施していた関西国際センターと連携した事業については、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で同センターに研修生が来日できず実施することができなかった。

3-3. 指摘事項への対応

＜前年度評価結果＞

【課題と改善方策】

(前年度指摘事項なし)

＜前年度評価結果反映状況＞

—

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 B

根拠：

新型コロナウイルス感染拡大に伴う休館や来場制限等で、対面形式での事業実施が困難となったことにより、海外事務所に設置されている催しスペースや図書館の使用可能日が限定的となった一方、所在国及びその周辺国の関係団体との協力・連携実績、SNS 等による情報発信やオンライン等対面でない形式での事業を積極的に実施し、成果をあげた。

事務所施設等については、各地でコロナ禍の推移を注視しつつ、現地の状況に即して活用した。比較的事務所閉鎖期間が短かったハノイ事務所では、所蔵品を活用した日本人形展や絵本イベント、現地日本研究者による一般向け講座等を定期開催し、現地親日家・知り家間のネットワーク強化に寄与した。感染対策による集会事業の規制を受けたソウル事務所では、過去の事業関係者と協力してオンライン上での展覧会を企画し、事業広報から参加者との交流まで SNS を活用して行った。また、北京事務所やサンパウロ事務所では、複数の SNS を利用して多言語で情報発信し、都市や国・地域を越えた親日層の開拓に寄与した。

また、外部機関との連携事業としては、ケルン日本文化会館が関係団体とのネットワークを活用して、旅行や留学等の機会が減少する中、ドイツの日本語学習者と日本のドイツ語学習者の交流機会を設けることで、外国語学習者の学習意欲促進に努めた。京都支部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一部事業が中止されたが、例年同様、関西地域の関係者とのネットワーク維持・構築にできる限り努めたほか、無観客公演の映像を期間限定で公開した「国際交流のタペー能と狂言の会 2020」は海外でも上映され、事業の開催範囲が拡大した。

以上を踏まえ、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

限られた予算、かつ新型コロナウイルス感染拡大により海外渡航や対面での交流機会が制限される中で効果的に海外事務所を運営するため、オンライン事業を積極的に実施し、SNS 等を活用した広報、外部関係団体とのネットワークを活かした連携事業を行った。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア．新型コロナウイルス感染症拡大状況下における制約を強く受けた分野だが、基金の自己評価は妥当。新型コロナウイルス感染症拡大でオンライン事業の可能性が広がった利点を活かしつつ、海外拠点ならではの付加価値を各国・地域の事情を鑑みながら模索して頂きたい。インド太平洋地域におけるクアッド関係国等の出先機関との連携強化も期待。

イ．新型コロナウイルス感染症拡大状況下では、休館や来場制限のために対面形式での事業実施が困難となる中、ソウル事務所では過去の事業関係者と協力してオンラインによる展覧会を開催、北京事務所やサンパウロ事務所では、複数の SNS を利用して情報を発信するなどの新しい試みが行われている点は注目したい。また、「国際交流のタバー能と狂言の会 2020」などは、海外でも上映され、事業の範囲拡大に貢献。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大状況下の制約において海外事務所の事業の従来通りの遂行は難しく、依然として課題か。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

ウ．各地でコロナ禍の推移を注視しつつ、現地の状況に即して活動実施したことは評価できる。ハノイ事務所における現地親日家・知日家間のネットワーク強化、北京事務所やサンパウロ事務所での SNS を活用した情報発信や都市や国・地域を越えた親日層の開拓は成果。事務所維持との費用対効果の精査がより肝要である。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

＜予算額と決算額の主な差異について＞

一部事業の中止・縮小等による支出減等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受入金額・助成金交付事業件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件	407,264 千円／11 件	314,515 千円／15 件	3,014,578 千円／19 件	710,127 千円／9 件	
<目標水準の考え方> ○特定寄附金に関しては、特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す。								

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	274,580	230,097	277,606	304,511	
決算額（千円）	401,523	313,398	3,022,587	743,346	
経常費用（千円）	401,523	313,398	3,022,587	743,346	
経常利益（千円）	▲ 9,934	▲10,220	▲10,275	▲9,126	

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 基金は、特定の国際文化交流事業（国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む）に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付する。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。
【中期計画】 ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 寄附金の受入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。
【年度計画】 ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 寄附金の受入れ、対象事業については、外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応する。
【主な評価指標】 【指標 7】 特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況（関連指標） ・ 受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件）

3-2. 業務実績

(1) 外交、会計監査、租税、言論等の分野の外部有識者 7 名からなる特定寄附金審査委員会を 2 回開催（うち第 1 回は書面審査として開催）し、令和 2 年度に申込のあった案件 6 件を対象として、寄附申込者、対象事業等について審議を行った。その結果、6 件全件について適当との意見が示されたため、特定寄附金の受入を決定した。

(2) 令和 2 年度における特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況に関しては、のべ 325 の個人・法人より総額 710,127 千円の寄附金を受け入れ（令和元年度：のべ 423 の個人・法人、3,014,578 千円）、同寄附金と令和元年度末までに預り寄附金として受け入れた 42,290 千円との合計 752,417 千円のうち、733,859 千円を原資として、9 件の事業に対し助成金を交付した（残額 18,558 千円の寄附金は、令和 3 年度に助成金として交付する予定）。

特定寄附金の受入額が昨年度に比べて大きく減少しているのは、令和元年度に、1 件で 27 億円の大型案件があったことによるものである。

助成対象事業は以下のとおり。

ア. アジア・中東地域出身の女性に高等教育を行う多国籍の女子大学における奨学金プログラム等の人物交流事業 4 件

イ. 日本国内の日本語教育機関に在籍するアジア諸国からの留学生への奨学金支給を行う日本語普及事業 1 件
ウ. 日米の音楽関係者による交流と対話事業等の催し事業 4 件

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果> 今後も助成事業説明会等の機会を十分に活用した広報により制度周知及び新規案件の開拓を行うと共に、制度利用希望者へ向けては引き続き適切かつ積極的な対応の工夫に努めることで、受入金額・交付事業件数の目標達成を期待したい。
<前年度評価結果反映状況>

交付事業件数は昨年度を下回ったものの、受入金額は目標基準値を上回った。また、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、助成事業説明会を開催できず、実地で広報活動を行うことはできなかったが、電話やメール、あるいは個別に対面で新規問い合わせ等に対応した。

3-4. 自己評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

【指標 7】

特定寄附金については、令和 2 年度の受入額は、中期目標に定める関連指標（受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件））の実績金額を上回る総額 710,127 千円となった。新型コロナウイルス感染症の影響があり、事業を断念する案件等により件数は 9 件と減少したが、催し事業の実施等が困難な状況の中でも、受入実現に向けて調整に努めたことにより、受入額は関連指標を上回ったことから、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

特定寄附金への申込み（6 件）は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、また延期、中止を余儀なくされる案件もあった。今後も困難な状況が続くことが予想されるが、引き続き特定寄附金制度に関する広報の強化、寄附受入に向けた、寄附申込者、事業実施者との調整を行う等、新規案件数の拡大のための努力を行う。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア. 日本の寄付税制の状況を鑑みるに、基準値を上回る約 7 億円の寄付があったことは立派であり、基金の自己評価は妥当。

イ. 新型コロナウイルス感染症拡大状況下により特定寄附金への申し込み件数は減少したが、受入額は過去平成 24～27 年度を上回る金額。国内の日本語教育機関に在籍するアジア諸国からの留学生への奨学金の支給など 9 件の事業を行っており、年度目標は達成していると判断。新型コロナウイルス感染症拡大状況が続く現状では「特定寄附金制度」の広報などの工夫も必要。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

ウ. 昨年度は高額な寄附金受入があったため、比較は困難だが、感染症拡大の影響により広報活動に制約はあったものの適切な対応によって受入金額は目標基準値を上回った点を評価。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

＜予算額と決算額の主な差異について＞

特定寄附金の受け入れ、及びその見合い支出が増加したため等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	組織マネジメントの強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標8-1】人材育成のために実施する研修への参加者数	計画値	年間419人以上	(平成24～27年度の実績平均値419人)	419人	419人	419人	512人	
	実績値			1,012人	583人	605人	857人	
	達成度			242%	139%	144%	167%	
【指標8-2】日本語国際センター(NC)、関西国際センター(KC)の研修施設の教室稼働率	実績値			100% (NC) 96% (KC)	99% (NC) 97% (KC)	98% (NC) 99% (KC)	35% (NC) 46% (KC)	
<目標水準の考え方> ○人材育成のために実施する研修への参加者数の目標値は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 (1) 組織マネジメントの強化 国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直すとともに、新たな役割に対応していくために、各種研修の実施による職員能力の強化を図る。 また、効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

【中期計画】

（１）組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、各種研修を実施して職員能力の強化を図る。また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを導入する。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。

基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。

【年度計画】

（１）組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し管理職研修及び各職階の昇格研修を実施するほか、外国語研修等専門性の向上に寄与する研修機会などを提供し、年間 512 人以上の参加を目標とする。

また、導入済の勤怠システムを活用し、適正な労務管理に努める。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会の開催や事業における連携等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。

基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。

【主な評価指標】

【指標 8－１】人材育成のために実施する研修への参加者数 年間 419 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 419 人）

【指標 8－２】研修施設の利用促進
（関連指標）

・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

3－２．業務実績

（１）人員配置・人事に関する計画

ア．政策的要請に基づく事業であるアジア文化交流強化事業及び放送コンテンツ海外展開支援事業等に的確に対応し、また「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために必要な人材の確保（9 名の定期採用及び 5 名の中途採用）を行った。

イ．マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、令和 2 年度においては、階層別研修のうち、上級及び新任管理職研修、課長代理昇格研修、課長補佐昇格研修、上級主任昇格研修、7 級主任昇格研修及び新入職員 OJT 研修を

実施した。この他、オンラインを主とする情報セキュリティ研修、ハラスメント防止研修、海外安全対策研修、海外事務所の経理基礎研修や自主外国語研修費補助等も合わせ計 136 件を実施し、年間 857 人が研修に参加した。
ウ. 適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを一部改修する等して安定的かつ良好な運用を行った。

(2) 関係省庁・機関との協力・連携の確保及び強化

ア. オールジャパン施策への参画

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成、クールジャパン戦略、インバウンド観光の促進等、オールジャパンで展開される各種施策の推進に対し、国際交流基金としては、以下のような会議体への出席等を通して、協力・連携等を行った。

(ア) オリンピック・パラリンピック関連

- a. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の取組（「政府の取組」中の「文化プログラム（beyond2020）の推進」の実施主体の一つ）
- b. Sport for Tomorrow（コンソーシアム運営委員会のメンバーとして参画するとともに、国際交流基金が実施する事業を登録）

(イ) クールジャパン戦略クールジャパン戦略会議

(ウ) その他

スポーツ国際戦略連絡会議、科学技術外交推進会議、更なる国際共同製作促進のための方策についての検討委員会、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会及び内閣官房健康・医療戦略室調査事業「介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会」等にメンバー又はオブザーバーとして参加し、実績や予定等の関連情報を共有するとともに各種審議や施策の方向性決定に参画した。

イ. その他の省庁等の連携

(ア) 総務省

ベトナム日本文化交流センターでは、総務省等の関係省庁等と連携してオールジャパンで実施している「放送コンテンツ海外展開支援事業」について、総務省補助事業により北海道のテレビ局及びベトナムの現地テレビ局で共同制作された番組が現地で放送されるに当たり、同センターの SNS で発信をする等の協力を行い、アフターコロナも見据えて、オールジャパンで、国外への正確な情報発信や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人々の消費志向や行動様式の変化、心理変容等を踏まえた日本の各地域の魅力、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげることに努めた。

(イ) 農林水産省

2017 年 9 月に実施された中東欧最大級の農業・食品関係のイベントであるハンガリー農業・食品産業見本市にて日本がパートナー国（主賓）に選ばれたことをきっかけに、ブダペスト日本文化センターでは、同年度より継続して和食関連イベントを実施。令和 2 年度は、農林水産省が主催する日本料理コンテスト「第 6 回 和食ワールドチャレンジ」欧州予選大会（2018 年）で 1 位となり、翌年日本で実施された決勝大会にファイナリストとして出場した経験を持つ、ハンガリーの有名な和食レストランのシェフが和食の魅力を伝える動画をオンラインで配信。農林水産省の制作した「第 6 回 和食ワールドチャレンジ」コンテスト動画を組み込む等の工夫を行ったことにより、事後アンケートでは満足度及び対日理解度の増進の点でいずれの項目においても上位 2 つの値が 100%の結果を得る等、日本及び和食文化の理解を促進し、農林水産物・食品のさらなる輸出にも寄与するよう努めた。

(ウ) 連携協定に基づく効果的な事業展開

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）とは、連携協定に基づき対日理解と訪日旅行促進に向け、「放送コンテンツ海外展開支援事業」において JNTO が制作した訪日プロモーション映像の放映を行ったほか、基金が国内テレ

ビ局と共同制作した人気ドラマの番外編の撮影に参加した外国人に JNTO の「SNS 投稿促進キャンペーン」に参加してもらい、番組ロケ地であった地域の魅力を発信する等を実施した。また、国際交流基金海外事務所においては、コロナ禍を踏まえ、例えばインド内のロックダウン期間中に日本の人気マンガを活用した手洗い促進記事を双方の Facebook にて発信したほか、JFF(Japanese Film Festival：日本映画祭)において、JNTO に映画祭開催に先立ち JNTO の各国事務所の SNS で広報してもらい一方で基金が JNTO 作成のプロモーション映像の上映やパンフレットの配布を行う等、各種の事業連携を効果的に進めた。その他、各自治体や大学との協定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響も見定めつつ、日本語パートナーズ派遣事業等でより効果的な事業実施ができるよう準備を行った。

(3) 独立行政法人国際協力機構(JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)及び独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の海外事務所との共用化又は近接化

第3期中期目標期間中(平成24～平成28年度)において、3法人以上の事務所が所在する16都市のうち、バンコク、ジャカルタ、マニラ、トロント、ニューヨーク、メキシコシティ、カイロ、シドニー、ハノイ及びソウルの計10都市において各法人との共有化・近接化を実現した。独立行政法人国際協力機構(JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)とは JICA 事業で機材供与が予定されている海外テレビ局に対して「放送コンテンツ海外展開支援事業」を通じたテレビ番組の無償提供に向けて準備を行う等、それぞれの強みを活かした効果的な事業連携を図った。

(4) 国際交流基金が保有する研修施設の稼働率向上

日本語国際センターでは、コロナ禍により訪日研修が中止となった一方、訪日研修参加を予定していた者の中から希望者を募ってオンライン研修を実施した際には、教室施設の利用が必要となったほか、日本語パートナーズ派遣前研修の一部では集合研修を実施したことにより教室稼働率は35%となった。

関西国際センターでは、訪日研修の代替として実施したオンライン研修の実施に際して教室施設の利用が必要であったこと等により教室稼働率は46%となった。

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果> 以下有識者意見も踏まえ、国際交流基金に期待される役割を実現できるよう、各分野においてバランスのとれた人員配置・人事に関する計画への配慮を期待したい。
<前年度評価結果反映状況> 日本研究・知的交流部職員の人事異動・人員配置に際して、同部の経験者や課長代理・課長補佐を優先的に配置した。また、日米センターの人員配置についても同様の配慮を行った。本人事政政策については令和3年度にも引き継いでいく予定。

3-4. 自己評価
<評定と根拠> <u>評定 B</u> <u>根拠:</u> 【量的成果の根拠】 【指標8-1】については、計136件の職員研修を実施し、研修参加者857人を得て、目標の167%を達成した。 【質的成果の根拠】 人員配置・人事に関する計画については、昨年度に引き続き放送コンテンツ海外展開支援事業及び「新たな外

「国人材の受入れ」関連事業等に的確に対応した。オールジャパンの取組については、オリンピック・パラリンピック、クールジャパン戦略推進において、スポーツ事業の認証登録をする等政府の取組に積極的に関与するとともに、放送コンテンツの海外放送展開事業等、他省庁等の取組と連携及び協力することで事業効果を最大限発揮するよう努めた。

独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化については、各事業面における連携を進め、各法人の強みを活かした取組を図った。

その他、日本語国際センター及び関西国際センターについては、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの訪日を伴う研修の中止を余儀なくされたが、招へいを予定していた海外日本語教師の中で希望する日本語教師を対象に、オンラインでライブ授業やオンライン研修用に作成したオンデマンド教材を使用して訪日研修で予定した研修の一部を実施したほか、オンライン授業のコツやノウハウを伝えるセミナーのオンライン実施や学習者等を対象とする研修をオンラインで行う等施設の効果的な活用に努めた（【指標 8－2】）。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3－5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 A

根拠：

【量的成果の根拠】

自己評価にあるとおり、令和2年度の量的成果（計136件の職員研修を通じて857人の参加者を得た）は目標（計画値）の167%を達成したが、コロナ禍によって研修の実施に様々な制約が生じる中でも機動的に対応し、A評価の基準となる120%を大幅に上回る成果を達成したことは、高い評価に値すると思料される。

また、もう一つの定量成果（日本語国際センター及び関西国際センター研修施設の教室稼働率）はコロナ禍によってそれぞれ35%及び46%と従来より落ち込んだが、オンラインの代替研修を機動的に実施し、施設の効果的な活用に努めたことも、評価に値する。

【質的評価の根拠】

コロナ禍において、自己評価に記載された取組以外にも、以下のような新たな取組を機動的かつ積極的に行い、組織マネジメントの強化に努めたことが高く評価される。

（1）各種研修の実施による職員能力の強化

コロナ禍で、海外の日本語教師に対する訪日対面研修の実施が不可能となる中、日本語国際センター及び関西国際センターにおいてオンラインの代替研修を機動的に実施し、上記の量的成果にあるような目標を上回る成果を実現した。

また、コロナ禍でリモートワークが急速に増加し、リモートワーク中のセキュリティ確保が課題となったことを受けて、情報セキュリティ研修を拡充するなど、時宜を得た研修の実施を通じた職員の能力強化に努めた。

（2）関係省庁・機関との連携

①放送コンテンツ海外展開支援事業：総務省、経産省等との連携

コロナ禍におけるオンラインコンテンツへの受容の急速な高まりを受けた緊急対応策として、中南米を中心に、コンテンツホルダーの全面的な協力の下、テレビ放送ではなくオンライン配信を通じた日本のコンテンツ紹介を実現した。その際、アルゼンチンやパナマでは、現地で人気の高い文化イベントと連動したコンテンツ発信を行うことで効果を高め、視聴者からは、外出できない状況下で日本の質の高い娯楽コンテンツがタイムリーに配信されたことに対する感謝の声が数多く寄せられた。

②日本国内の日本語教育制度設計への参画：文化庁、内閣官房等との連携

これまで国際交流基金が培ってきた日本語教育に関する知見やネットワークを活用し、文化審議会に設置されている日本語教育小委員会で、日本語教育人材の養成や研修のあり方等に関する審議に貢献した。また、日本語教育推進議員連盟による「日本語教育の推進に関する法律」の立法過程や、同法に基づく基本方針（令和2年6月閣議決定）の策定に際して、検討チームの一員として貢献を行った。

内閣官房が、技能実習制度下で介護職に就く外国人実習生を対象とした日本語試験を開発・実施するために設置した検討会に参画し、試験の実施事業者の選定・認定に寄与した。

以上により、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受け、また多くの制約が伴う中で、なしうる工夫や取り組みを積極的に行い、またコロナ後を見据えた取り組みを進めるなど、目標を上回る成果が得られたと認められることから、「A」と評価。

【業務運営上の課題及び改善方策】

以下有識者意見も踏まえ、国際交流基金に期待される役割を実現できるよう、単純な事務的作業はできる限りアウトソースし、プログラム担当職員の戦略的育成等を検討するなど、各分野においてバランスのとれた人員配置・人事に関する計画への配慮を期待したい。

また、業務の電子化・デジタル化を進め、これを組織の変革へと繋げていく取り組みも期待される。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 他の主要国のカウンターパート機関と比べると国際交流基金の職員数は少ないが、実施事業の量・質を考えると、効率性や生産性は相当高い。基金の自己評価は「B」となっているが、十分「A」に値すると思われる。

イ 年度計画の評価指数として、各種研修の実施とその参加者数が挙げられ、令和2年度は目標値512人に対し、857人の参加者が得られ、コロナ禍にもかかわらず高い値が得られたことは評価に値する。感染拡大により、多くの訪日研修の中止が余儀なくされ、招聘予定の日本語教師を対象にしたオンラインでのライブ授業やオンデマンド教材による研修の一部を実施するなどのさまざまな取り組みが行われているが、課題も多く残され、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 9】一般管理 費及び運営費交付 金を充当する業務 経費の対前年度比 削減率	計画値	▲ 1.35 % 以上		▲ 1.35 % 以上	▲ 1.35 % 以上	▲ 1.35 % 以上	▲ 1.35 % 以上	
	実績値			▲ 7.67%	▲ 6.89%	+3.12%	▲ 13.59%	
	達成度			568%	510%	▲231%	1006%	
国家公務員給与と 比較したラスパイ レス指数	実績値 下段カッ コ内は地 域・学歴 補 正後			117.1 (99.8)	116.2 (99.9)	117.2 (100.8)	116.3 (100.9)	
総人件費（百万円）	実績値			2,328 百万円	2,398 百万円	2,429 百万円	2,337 百万円	
パリ日本文化会館 の催しスパー ス稼働率	実績値			77%	73%	70%	49%	
競争性のない随意 契約比率（件数ベー ス/金額ベー ス）	実績値			59.0% /59.1%	60.2% /60.3%	59.8% /51.4%	49.2% /46.5%	
一者以下応札の件 数（うち、一者 応札件数）※	実績値			47 件 (46 件)	42 件 (42 件)	53 件 (52 件)	56 件 (52 件)	

※「調達等合理化計画」の様式に合わせ「一者以下応札の件数」とし、「0 者（入札不調）」を含めた。下段カッコ内は「一者応札」のみの件数。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【中期計画】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【年度計画】

（２）業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

以下のような方法により、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

- ・事業の実施規模・内容の効率化により経費の削減を図る。
- ・契約の競争性、調達の合理化の推進により経費の削減を図る。
- ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

エ 調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる案件については、全て経理部コンプライアンス強化ユニットの点検を受ける。

令和 2 年度においては、令和 2 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画を策定の上、引き続き、事前事後における自己点検に着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

【主な評価指標】

【指標 9】 一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率 1.35%以上

【指標 10】 給与水準の適正化の取組状況

(関連指標)

- ・ 国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
- ・ 総人件費

【指標 11】 保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し

(関連指標)

- ・ バリ日本文化会館の催しスペース稼働率

【指標 12】 新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる全ての案件について経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を受ける。

(関連指標)

- ・ 競争性の無い随意契約比率
- ・ 一者以下応札の件数（うち、一者応札件数）

3-2. 業務実績

(1) 経費の効率化

令和 2 年度は令和元年度に比して一般管理費が増加しているが、これは、昨年度に引き続き、2020 年 5 月の本部事務所の移転に伴う退去事務所の原状回復、移転先事務所の内装工事費等の経費が発生したことによるものである。業務経費においては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施を見送ることとなった案件もあることから決算額は減少し、合計では中期目標に定められた対前年度削減率▲1.35%を達成している。

なお、移転により、令和 3 年度以降は事務所面積の縮小や借料の低下によって年間 1.5 億円ほどの事務所借料の削減が可能となる見込みである。

(単位：千円)

区分	令和元年度 (基準額)	令和 2 年度 計画額	令和 2 年度 決算額
一般管理費 (※1)	1,549,719	1,536,013	1,753,184
対令和元年度増減額	—	▲13,706	+203,465
対令和元年度増減率	—	▲0.88%	+13.13%
運営費交付金を充当する業務経費 (※2)	8,564,297	8,931,560	6,986,031
対令和元年度増減額	—	+367,263	▲1,578,266
対令和元年度増減率	—	+4.29%	▲18.43%
合計	10,114,016	10,467,573	8,739,215
対令和元年度増減額	—	+353,557	▲1,374,801
対令和元年度増減率	—	+3.50%	▲13.59%

※1 第 4 期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費を除く。

※2 第 4 期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費・在外人件費、令和元年度の新規政策増経費、令和元年度に措置された補正予算及び平成 30 年度、令和元年度からの繰越予算による経費を除く。

(2) 人件費管理の適正化

給与制度の適切な運用による抑制努力を継続し、ラスパイレス指数は 116.3（地域・学歴換算補正後 100.9 と

り前年度に比べて 1.1 ポイント減少（地域・学歴換算補正後では 0.1 ポイント上昇）した。ラスパイレス指数変動の原因は、個別の人事異動に伴うもの。

また、総人件費は 2,337 百万円となり、前年度に比べて 92 百万円減少したが、これはコロナ禍の影響により海外赴任が予定どおり進まなかったことが主な要因である。

上記給与水準と総人件費については、総務省、人事院から示されるガイドライン等に即して情報を公表しており、令和 2 年度分も 2021 年 7 月末日を目途にホームページにおいて公表予定である。

職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当については、民間との比較調査や国家公務員の在勤手当の動向も踏まえて検証を行った結果、現行の国家公務員準拠方式に合理性があると判断されたため、今後も現行方式により在勤手当の水準を管理することとした。

（３）保有資産の必要性の見直し

国際交流基金の保有する資産については、財務諸表において詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について見直しを行った。

（４）調達方法の合理化・適正化

ア．国際交流基金の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく調達等の合理化の取組状況については、以下のとおりである。

（ア）令和 2 年度の国際交流基金の契約状況

国際交流基金における令和 2 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、令和元年度と比較して、「競争性のない随意契約」の割合が、件数、金額ともに減少している（件数は 33.8%の減、金額は 32.4%の減）。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大により一部事業の実施を控えたため、以下に述べる基金事業の特性による随意契約が減少した。他方、競争性のある契約の割合が、件数、金額ともに令和元年度より増加となった主な理由は、新型コロナウイルス感染防止対策としての事業のオンライン化や業務電子化（DX）推進の流れを受けて、新しい事業の実施方法を模索するための提案型の企画競争が増加したためである（「企画競争・公募」の件数は 40%の増、金額は 30.4%の増）。

表 1 令和 2 年度の国際交流基金の契約状況

（単位：件、億円）

	令和元年度		令和 2 年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	156 (32.8%)	25.33 (39.7%)	144 (37.8%)	17.98 (37.8%)	▲12 (▲7.7%)	▲7.35 (▲29%)
企画競争・公募	35 (7.4%)	5.73 (9.0%)	49 (12.9%)	7.47 (15.7%)	14 (40%)	1.74 (30.4%)
競争性のある契約（小計）	191 (40.2%)	31.06 (48.06%)	193 (50.7%)	25.44 (53.5%)	2 (1.0%)	▲5.62 (▲18.1%)
競争性のない随意契約	284 (59.8%)	32.81 (51.4%)	187 (49.2%)	22.16 (46.5%)	▲97 (▲34.2%)	▲10.65 (▲32.5%)
合 計	475 (100.0%)	63.87 (100.0%)	380 (100.0%)	47.60 (100.0%)	▲95	▲16.27

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和 2 年度の対令和元年度伸率である。

国際交流基金においては、平成 23 年度の業務実績評価において、外務省独立行政法人評価委員会より、「映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」との指摘を受けたことを踏まえ、随意契約のうち、基金事業の特性により随意契約によらざるを得ないもの（以下、「基金事業の特性による随意契約」と、それ以外の理由により随意契約となったものを明確に区分して整理を行ってきたが（当該分類は平成 24 年度に契約監視委員会の了承を得ている）、平成 27 年度においては、さらに、基金会計規程において、基金事業の特性による随意契約をより明確に区分するため、その類型化を図り、以下のとおり、基金会計規程の一部改正を行い、同年度中に同規程を施行した。

随意契約の小分類（国際交流基金会計規程第 25 条第 1 項第 1 号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき）に当たる契約の類型）

基金の事業特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	ア. 著作権保持者からの映画・テレビ素材購入、上映権・放映権購入
	イ. 展示事業企画制作・美術品の購入
	ウ. 外国に派遣する公演団との派遣契約
	エ. 共同で事業を実施する共催契約
	オ. 基金拠点がない外国での契約
それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	カ. 事務所の賃貸借及びこれに関連する契約
	キ. 公共料金（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
	ク. その他

基金事業の特性による随意契約の類型は上記のとおりであるが、これに該当する随意契約を除いた「競争性のない随意契約」と「競争性のある契約」との対比表は、以下の表 2 のとおりであり、「競争性のある契約」の割合が、全体の 7～8 割を占める。

表 2 基金事業の特性による随意契約を除外した対比表 (単位: 件、億円)

	令和元年度		令和 2 年度		比較増▲減	
	件数	件数	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	191 (73.2%)	31.06 (76.1%)	193 (79.4%)	25.44 (74.3%)	2 (1.0%)	▲5.62 (▲18.1%)
競争性のない随意契約	70 (26.8%)	9.73 (23.9%)	50 (20.6%)	8.81 (25.7%)	▲20 (▲28.6%)	▲0.92 (▲9.6%)
合 計	261 (100.0%)	40.79 (100.0%)	243 (100.0%)	34.25 (100.0%)	▲18	▲6.54

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和 2 年度の対令和元年度伸率である。

(イ) 令和 2 年度の国際交流基金の一者応札・応募状況

国際交流基金における令和 2 年度の一者応札・応募の状況は、表 3 のとおりであり、令和元年度と比較して、ほぼ横ばいとなった。なお、令和 2 年度の一者応札・応募 56 件のうち 32 件は、令和元年度から令和 2 年度にまたがる継続契約であり、令和 2 年度に新規に発生した一者応札・応募は 24 件（全体の 12.4%）である。

表 3 令和 2 年度の国際交流基金の二者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和元年度	令和 2 年度	比較増▲減
2 者以上	件数	138 (72.3%)	137 (71.0%)	▲1 (▲0.7%)
	金額	20.23 (65.1%)	15.08 (59.3%)	▲5.15 (▲25.5%)
1 者以下	件数	53 (27.7%)	56 (29.0%)	3 (5.7%)
	金額	10.83 (34.9%)	10.36 (40.7%)	▲0.47 (▲4.3%)
合 計	件数	191 (100.0%)	193 (100.0%)	2
	金額	31.06 (100.0%)	25.44 (100.0%)	▲5.62

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

※3 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和 2 年度の対令和元年度伸率である。

※4 「1 者以下」には「0 者（入札不調）」を含む（令和元年度：件数 1 件、令和 2 年度：件数 4 件）。

イ. 令和 2 年度において重点的に取り組んだ分野

(ア)「令和 2 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、重点的に取り組む分野を以下の 5 点とした。【 】は評価指標）

- a. 平成 26 年 10 月 1 日付「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（総務省行政管理局長）を受け、平成 27 年度において基金会計規程の一部改正を行い、基金事業の特性による随意契約の類型を基金会計規程に明記し、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分する整理を行った。令和 2 年度においても、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。【契約監視委員会における評価】
- b. 二者応札・応募に関しては、年間調達予定案件概要の前広な周知の徹底、二者応札・応募案件発生時のアンケート実施及びその要因分析等により、予防と再発防止に向けた取組を実施するとともに、その内容を契約監視委員会に報告する。令和 2 年度においては、二者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるその要因についてのヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用して、二者応札・応募となった要因を分析することで、改善策を自律的に検討する取組を強化する。【検討・実施結果】
- c. 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和 2 年度もこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を図る。【検討・実施結果】
- d. 障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）」に基づいて定めた調達方針に基づき、積極的に推進する。【障害者就労施設等からの物品等の調達件数、金額】
- e. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成 29 年 4 月 28 日付一部改正府共第 341 号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図る。

(イ) 上記重点的に取り組む分野に関し、以下のとおり、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。

- a. 前記の (ア) a. に記載のとおり、基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部改正を平成 27 年度中に実施し、平成 28 年 3 月 30 日から施行した。令和 2 年度においても、前年度に引き続き、改正後の規程に基づく運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。同取組については、契約監視委員会において、契約手続きの透明性・公正性の向上につながるとの評価を受けている。

- b. 一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるその要因についてのヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する取組を強化した。今後も、継続的にこの取組を強化することとしている。
- c. 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和 2 年度もこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。今後も、同様の取組に努めることとしている。
- d. 令和 2 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達状況は、表 4 のとおりであり、令和元年度と比較して、金額は減少したものの、件数は増加している。
- e. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成 29 年 4 月 28 日付一部改正府共第 341 号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図るため、平成 29 年 8 月より、基金で実施するすべての総合評価落札方式による入札及び企画競争において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業としての認定を得ている企業からその証明となる書類の提出を得た場合、企画提出書（技術点）に評価点を加点する仕組みを導入し、令和 2 年度においても着実に実施した。

表 4 令和 2 年度の国際交流基金の障害者就労施設等からの物品等の調達状況 (単位：件、千円)

	令和元年度	令和 2 年度	比較増▲減
契約件数	20	21	1
契約金額	5,564	5,111	▲453

ウ. 調達に関するガバナンスの徹底

(ア)「令和 2 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、調達に関するガバナンスの徹底として以下の 3 点を計画した（【 】は評価指標）。

a. 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に基金内に設置された「経理部コンプライアンス強化ユニット（総括責任者は経理担当理事）」に報告し、基金会計規程における「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行い、その適否を点検することとする。【経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数等】

b. 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 基金では、これまで調達に関する「会計実務マニュアル」を作成するとともに、職員を対象とした定期的な研修（会計実務研修）を行っている。研修については、「会計実務マニュアル」の職員間での定着状態をチェックするとともに、職員を対象としたアンケートを実施し、それらの結果を踏まえた研修計画の見直しを行うことによって、改善に努める。【検討・実施結果、アンケート結果】

また、マニュアルの内容については、逸脱がないか、情報が古くないか等の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を毎年 1 回行うことによって、改善に努める。【検討・実施結果】

② 「政府関係法人会計事務職員研修」や「政府出資法人等内部監査業務講習会」等の外部研修に経理部及び監査室の職員を参加させることにより契約・会計実務の知識習得や専門性向上に努める。【検討・実施結果】

(イ) 上記調達に関するガバナンスの徹底に関し、随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、以下のとおり、体制の整備や取組を行った。

a. 随意契約に関する内部統制の確立

令和 2 年度においても、新たに随意契約を締結することとなる案件については、「経理部コンプライアンス強化ユニット」で点検を行った。令和 2 年度における経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数は 352 件である。

b. 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 令和 2 年度においては、財務会計システムの更改を年度末に行い、これに伴う会計書類回付の一部電子化等、会計処理に係る運用の変更を行った。そのため「会計実務マニュアル」の更新作業は令和 3 年度の然るべき時期に当該運用の検証を踏まえて行うこととした。令和 2 年度においては、新しい財務会計システムへの移行に伴い契約締結や支払い等の会計処理が滞ることがないよう、当該システムの利用マニュアルを整備するとともに操作方法等に関する研修を経理部内及び基金内で複数回行った。これにより大きな支障なく当該システムを導入・稼働することができた。

② 「政府関係法人会計事務職員研修」に経理部職員 2 名を参加させ、また各種セミナーに経理部職員 4 名及び附属機関職員 2 名を参加させ、職員のスキルアップに役立てるとともに、研修内容を基金内で共有した。

エ. 令和 2 年度中に契約監視委員会を 3 回開催し、議事概要をホームページ上で公開した。主な点検内容は以下のとおりである。

(ア) 全契約を対象として 5 つの類型（前回競争性のない随意契約であった契約、前回一者応札・応募であった契約、随意契約、一般競争・指名競争入札、企画競争・公募）に分類し、各分類から抽出した計 13 件を対象に、前回一者応札・応募であった契約については今回一者応札となった理由や総合評価のポイント、一般競争・指名競争入札については一者応札の理由や低落札率の原因、企画競争・公募については一者応募の理由、また、随意契約については随意契約理由や予定価格の算定方法等について点検した。

(イ) 令和 2 年度に新たに発生した一者応札・応募案件について点検した（前回入札から連続して一者応札・応募となった 5 件については重点的に点検を行った）。

(ウ) 12 件の再委託案件について、業務上の必要性、契約相手方並びに再委託先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的關係等を点検した。

(エ) 「令和元年度国際交流基金調達等合理化計画」の自己評価、「令和 2 年度国際交流基金調達等合理化計画」の策定について点検した。

オ. 契約監視委員会の主たる指摘事項への対応

(ア) 平成 27 年度の契約監視委員会において、共催事業の相手方との契約に関し、特に契約金額が高額となるものについて随意契約を締結する場合には、透明性や公平性の観点において、一般市民の目から見て理解が得られるかどうかを常に意識しておくことが肝要であり、選定基準・選考経緯について記録を残しておくことが望ましいとのコメントがあった。これを踏まえ、共催事業における共催相手方選定プロセスや選定理由の考え方を整理し、また、随意契約の契約相手方選定プロセスや選定理由についても、平成 28 年度から委員会審議資料に記載することにより、契約の適正性についてより一層の可視化を図った。

(イ) 契約監視委員会のこれまでの意見に基づく取組、又は意見を着実に契約業務に反映させるための取組を、以下のとおり継続実施した。

- a. 入札時の適正な公告期間の確保
- b. 仕様書のさらなる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成
- c. 会計実務研修プログラム

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

これまでの「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型化や一社応札・応募の要因分析などの取組みは評価できるものの、未だ競争性のない随意契約が全体の3割近くあるほか、一者応札・応募の割合も前年度比で増加しており、引き続き公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うべく努力する必要がある。

<前年度評価結果反映状況>

基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型について基金会計規程において明確化しており、令和2年度においては、同規程に基づく運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。

また、コロナ禍の影響で事業のオンライン化や業務電子化（DX）推進の流れを受けて、新しい事業の実施方法を模索するための提案型の企画競争（競争性のある契約）に積極的に取り組んだ。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

【量的成果の根拠】

【指標9】に係る経費の効率化については、数値目標（毎事業年度1.35%以上の効率化）を達成している。

【質的成果の根拠】

（1）人件費管理の適正化【指標10】

総人件費は「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために人員を強化したことと国家公務員の給与増に準拠し給与を改訂したことにより増加したが、給与水準は地域・学歴を換算補正して国家公務員と同水準であり、適正といえる。

（2）保有資産の必要性の見直し【指標11】

保有資産についても適切に公表し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について適切に見直しを行った。

（3）調達方法の合理化・適正化【指標12】

契約監視委員会の提言を踏まえ、平成27年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和2年度もこれを確実に実行し、契約の適正性について可視化を行った。競争性のない随意契約は件数では全体の約2割に、金額でも全体の約2.6割に縮小した。また、【指標12】については、経理部コンプライアンス強化ユニットで352件の点検を行った。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【業務運営上の課題及び改善方策】

事業のオンライン化や業務電子化（DX）推進にかかる新しい事業の実施方法を模索するための提案型の企画競

争（競争性のある契約）に積極的に取り組み、「競争性のない随意契約」は令和元年度と比較して件数・金額ともに縮小している点は評価できる。引き続き、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うべく努力する必要がある。

また、生産性向上や有事の状況における業務継続の観点から、業務の電子化を進めるとともに、デジタル技術の利活用にあたっては、業務プロセス全体の最適化・効率化及び新たな価値を創造する DX を意識して取り組むことが求められる。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 国際交流基金の自己評価は妥当と思われる。但し、上記「8」とも関連するが、職員数の少なさを考えると、単純な事務的作業はできる限りアウトソースし、プログラム担当の「職員」を「プログラムオフィサー」として戦略的に育成してゆくことが急務と思われる。

イ 経営の効率化の数値目標（毎事業年度削減率 1.35%）が達成されている点においては、定量指標を達成していると言える。他方、質的評価の指標 10～12 においても、所期の目標は達成している。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.10	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年度	令和 3 年度

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 5. 財務内容の改善に関する事項 (1) 財務運営の適正化 運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。 (2) 安全性を最優先した資金運用 運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。
【中期計画】 3. 財務内容の改善に関する事項 (1) 財務運営の適正化 運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。 (2) 一般寄附金の受入れ 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。 (3) 安全性を最優先した資金運用 運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。 4. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙のとおり

(2) 収支計画別紙のとおり

(3) 資金計画別紙のとおり

5. 短期借入金の限度額短期借入金の計画なし

6. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし

7. 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

8. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【年度計画】

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した年度計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。運営費交付金債務残高等の発生要因についても分析を行う。

(2) 一般寄附金の受入れ

事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。

(3) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

4 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙 1 のとおり

(2) 収支計画別紙 1 のとおり

(3) 資金計画別紙 1 のとおり

5 短期借入金の限度額短期借入金の計画なし

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし

7 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【主な評価指標】

3-2. 業務実績

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務について、平成 28 年度より適用を開始した業務達成基準に基づき、適切な予算配分と執行管理に努めたが、令和元年度末より発生したコロナ禍が令和 2 年度においても継続し、延期・中止となる事業も多く、執行に大きな影響を及ぼした。

令和 2 年度の運営費交付金予算は、当年度予算 13,228,702 千円、事業の延期などの事情による前年度からの繰越分 6,698,516 千円（うち 6,592,546 千円は令和元年度までに措置された補正予算分）の合計 19,927,218 千円を財源として、12,947,259 千円を支出した（執行率は 64.97%）。

このうち、当年度予算については、13,228,702 千円のうち 11,101,946 千円を支出、翌事業年度への繰越額は 2,089,359 千円であった。繰越額を含めた執行率は 99.72%であった。（元年度は、97.48%）

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成 30 年 3 月 30 日付。総管査第 10 号）に基づく「目的積立金等の状況」について。

（単位：百万円、%）

	平成 29 年度末 (初年度)	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	3,413	660	133	119	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	0	1,218	311	148	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	2,120	5,271	7,255	6,855	
当期の運営費交付金交付額 (a)	15,084	16,443	16,461	12,672	
うち年度末残高 (b)	2,449	4,379	4,049	2,127	
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	16.23%	26.63%	24.60%	16.79%	

(2) 一般寄附金の受入

一般寄附金の受入については、前年度実績額 105,289 千円は下回るものの、中期計画額 31,022 千円（平成 24～27 年度の実績額の平均）を上回る 39,716 千円を受け入れた。

受け入れた一般寄附金の主な内容は、「ロシアでの日本研究支援」に対する寄附（13,000 千円）、「文化芸術事業」に対する寄附（20,000 千円）等である。

(3) 安全性を最優先した資金運用

資金の運用については、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行なっている。資金の運用は、「資金運用方針・計画」（毎年度決定）について資金運用諮問委員会（外部の専門家からなる理事長の諮問機関）に諮った上で、法令等により指定された債券のうち規定の取得基準を満たす格付の高いもののみ対象にしている。

令和 2 年度は償還された債券の再投資として、額面 9,200 百万円分（うち 7 年債：1,200 百万円、10 年債：1,700 百万円、15 年債：1,100 百万円、17 年債：1,100 百万円、18 年債：1,500 百万円、19 年債：1,500 百万円、20 年債：1,100 百万円）の円貨債券購入を行った。運用は国際交流基金自身が実施し、運用委託は行っていない。令和 2 年度運用収入実績額は 785 百万円（計画額：801 百万円）であった。債券の購入に当たっては、購入競争が激化した債券市場における確実な再投資を達成するため、安全性及び収益性並びにラダー平準化に配慮した上で予約取引を活用し、私募債に 40 億円を再投資した。さらに投資に ESG の視点を組み入れた結果、ESG 債に 10 億円を再投資した。

(4) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の予算、収支計画及び資金計画を作成し、それらに基づき、適正な予算執行管理を行った。

（以下（5）～（7）は計画なし）

(5) 短期借入金の限度額

(6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(7) 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(8) 剰余金の使途

該当なし（独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はない。）

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

運営費交付金の執行について、年度途中における執行状況把握及び職員に対する研修実施の取組みもあって、当初予算の執行率（翌年度繰越額を含む）自体は高い水準であるものの、未執行額は 3 億円にも及んでいる。執行率の向上のため、引き続き、予算の執行管理体制の強化に取り組むべきである。

<前年度評価結果反映状況>

業務達成基準に基づく精密な予算監理を行うため、7 月末及び 10 月末、12 月末時点での予算の執行状況を確認したほか、必要に応じて随時各部署からヒアリングを行い、正確な予算の執行監理に努めた。さらに昨年度に引き続き、職員を対象として予算執行監理の目的や重要性に関する研修を行い、意識向上に努めた。当年度はコロナ禍により事業実施に大きな影響が出たが、執行状況を的確に把握していたことにより、迅速に計画の見直しに取り組むことができ、翌年度への繰越を行った。

3-4. 自己評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

運営費交付金については、コロナ禍の影響により延期となった事業の計画の見直しを迅速に行い、翌年度に対応可能な形で予算を繰り越すことにより、当年度については当初予算の 99.72%を執行し、着実に業務を実行した。

一般寄附金に関しては、計画額 31,022 千円を上回る 39,716 千円を受け入れた。

資金運用については、運用方針を諮問委員会にも諮った上で、安全性の高い運用を行っている。低金利情勢の中で、引き続き 10 年債を中心とした長期運用を基本としながら、中期債及び超長期債を含めた様々な年限の債券への再投資を行ったことで、ラダーの平準化はさらに進んだ。

以上より、運営費交付金の執行、寄附金収入の拡大、資産の運用について、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

運営費交付金の執行については、翌事業年度への繰越額を含めて 99.72%と着実に執行しているといえるが、第 4 期中期目標期間の最終年度となる翌年度に繰り越した案件の着実な執行が課題となる。また、業務達成基準に基づいて、さらに精密な投入費用の配分と適切な予算配分に努めていく。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【業務運営上の課題及び改善方策】

運営費交付金の執行について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もある中で、当初予算の執行率（翌年度繰越額を含む）自体は高い水準であるものの、繰越案件の着実な執行は当然の課題となってくる。執行率の向上のため、運営費交付金の配分予算の見直し時期（第 3 四半期終了まで）にも留意のうえ、引き続き、予算の執行管理体制の強化に取り組むべきである。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 課題としてご認識されているが、令和 2 年度の運営費交付金繰越額が多額になっているため、令和 3 年度の予算執行の成果を見据えたうえで早期かつ計画的に実施していただきたい。特に、独立行政法人会計基準においては、運営費交付金の配分予算の見直しは第 3 四半期終了まで（12 月まで）とされているので、この点にも留意のうえ、令和 3 年度の業務の実施に取り組んでいただきたい。

イ 報告書の記載により、運営費交付金の執行、寄附金収入の拡大、資産の運用について、所期の目標を果たしていると判断され、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。しかし、報告書にもあるように、第四期中期目標期間の最終年度に繰り越した案件の執行が大きな課題となることが推測される。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.11	外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。 【難易度：高】 機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本項目に関わる報道件数	実績値			3,384 件	14,226 件	2,728 件	1,780 件	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 （１）外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施 国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、基金が各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、戦略的に事業を実施する。 外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。 更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。
【中期計画】 ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施 国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうか留意する。また、各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。 外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場

合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業のために活用する。

【年度計画】

ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうか留意する。また、基金が定める令和 2 年度地域別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

具体的には、日米関係の強化に資する事業や、ロシアやフィジーの交流年等の機会を活用した事業、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」事業等を行う。なお、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業について、引き続き着実に推進する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情により事業を中断等する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

（令和 2 年度地域別事業方針：別紙 2）

【主な評価指標】

【指標 13-1】国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組

（関連指標）

・上記事業に対する報道件数

【指標 13-2】基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施。

3-2. 業務実績

令和 2 年度も引き続き、国際交流基金海外事務所や外務省、在外公館等を通じた情報収集と的確な情勢把握に努め、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて策定した地域別事業方針によりつつ、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の中でも、国・地域ごとの感染症状況をきめ細かく把握し、可能なリアルな事業機会を追求するとともに、事業の変更・中止を余儀なくされた場合においても、オンラインを活用した代替事業の実施等について機動的かつ効果的に対応した。

（1）外務省、在外公館等との緊密な連携による「リアル」な事業機会の確保

コロナ禍により国際間渡航や、各国におけるイベント開催に大幅な制約が課される中、外務省、在外公館との連携による情報収集を重ね、各地における感染症の流行状況を踏まえつつ、現地の政府令による感染予防策を遵守することで実施可能な集客事業について最大限の機会確保に努めた。

ア. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業

東京オリンピック・パラリンピックに先駆け、アテネにおいて行なわれる聖火引継ぎ式のタイミングにあわせて令和元年度に開催を計画するもコロナ禍により延期となっていた現代美術展「Relay to Tokyo—継承と発展」を、現地美術館の再開を受け、十分に安全対策をとった上で、会期を 2020 年 7 月から 9 月に再調整して開催した。カテリナ・サケラロプル大統領はじめ 5,000 人近くの来場者を記録した。

イ. コロナ禍の中での外交周年機会への貢献

基金が保有するフィルムライブラリー所蔵作品及びブルーレイ等のデジタル素材を活用した日本映画上映主催事業を感染症対策を徹底しながら実施し、日露地域交流年のロシア「ウラジオストク日本映画祭 2020」、「サハリン日本映画祭 2021」ほか、18 か国・地域において、約 3 万 5 千人の観客を集めた。

また、我が国との外交関係樹立 50 周年となるフィジーでは、巡回展「現代日本のデザイン 100 選」を開催した。コロナ禍の中での貴重な「リアル」事業の機会に、同国教育・遺産・芸術大臣をはじめとする政財官各界要人や文化芸術・教育関係者が訪れ、賛辞が寄せられ、主要紙やテレビでも大きく取り上げられた。

コロナ禍の中、外交周年に合わせた主催公演等の中止を余儀なくされる中、外務省、在外公館との綿密な連携を通じて実施したこれらの事業により、外交周年機会への貢献に努めた。

(2) 各国・地域における取組

ア. 米国

良好な日米関係の象徴ともいえるべき全米桜祭りオープニングに、アニメ作品をもとにした公演で世界でも人気を集める 2.5 次元ミュージカル、米国と日本を拠点に活躍するタップダンサーの熊谷和徳氏、東日本大震災を契機に結成された福島青年管弦楽団、全国高校書道パフォーマンス甲子園での優勝及び多数の入賞歴を誇る松本蟻ヶ崎高等学校書道部が、事前に特別制作した映像作品により出演。報道件数は 72 件を数えた。

2017 年 4 月に総理大臣官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が同年 7 月に取りまとめた「行動計画」に基づき、平成 29 年度補正予算によって予算措置がなされた、米国における新たな日本語教育支援及び日本理解促進事業「グラスルーツからの日米関係強化：GEN-J (Grassroots Exchange Network-Japan)」について、米国中西部及び南部地域の日米協会等に日本語教育サポーター 7 人の派遣を継続した。これら人材は、派遣先機関や現地コミュニティにおける日本語普及活動や、直接・間接の日本理解アウトリーチ活動に従事し、任期終盤はコロナウイルス感染症拡大期と重なったものの、試行錯誤しながら日本語のオンラインコースへの移行を実現したほか、個々の特性を生かした「子どもサマーキャンプ」「日本語の歌の会」等の学習者奨励事業をオンラインで実施し、コロナ禍においても日本語に触れる機会を提供し続けた。また、ケンタッキー日米協会派遣のサポーターは、新型コロナウイルス感染症に関するケンタッキー州知事定例会見を日本語に訳して配信するチームの一員として情報発信に尽力し、その貢献に対してケンタッキー世界言語協会から表彰される等、オンラインを通じての活動により草の根レベルの日米交流活性化に貢献し、任期を終えて帰国した。

また、同「行動計画」に基づき更に、米国各地に所在する日本庭園の活性化と文化交流への活用のため、北米日本庭園協会との共催で全 14 回のウェビナー・シリーズを立ち上げた。令和 2 年度中には 6 回の配信を行い、日本庭園を通じた文化理解・交流の場を創出した。

イ. 東南アジア

2013 年末の日・ASEAN 首脳会議にて安倍総理大臣（当時）が発表した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」への取組「アジア文化交流強化事業」が最終年度を迎える中、“日本語パートナーズ”の派遣については令和 2 年度、コロナ禍に伴い長期派遣・短期派遣・大学連携派遣のいずれも中止となった。これにより令和 2 年度末までの派遣数が前年度末実績に留まる見込みとなり、期間内完了が困難となったことから、アジア文化交流強化基金管理運営要領第 4（4）に基づく報告を外務大臣に行ったところ、同要領が改正され、同事業の実施期間を令和 3 年度末までとする旨の通知を得た。令和 2 年度においては、オンラインを活用する等し

て現地の日本語教師や学習者の活動をサポートする事業を実施する等、過去 6 年間の活動で築いたネットワークや関係性を維持・発展させるとともに、今後の派遣事業の再開を見据えた取組を実施した。

また、双方向の芸術・文化交流分野においても、2020 年 11 月にオンライン日本映画祭「JFF Plus: Online Festival」を新たにスタートさせ、2021 年 3 月まで、タイ、フィリピン、マレーシアを皮切りに、インドネシア、カンボジア、オーストラリア、ベトナム、ミャンマーの 8 か国で順次開催。8 か国での総視聴回数は 6.4 万回超、報道件数は 491 件に及ぶ等、コロナ禍の中での日本文化発信の取組は大きな注目を集めた。

かかる実績に対しては、2019 年 5 月に開催された国際会議「アジアの未来」を機に来日したラオス首相やベトナム副首相といった各国要人から本事業のさらなる展開を求める声が寄せられているほか、同年開催の日 ASEAN 首脳会議の議長声明において、「アジアセンターの積極的取組に感謝すると同時に、今後の事業継続に期待」と明記され、安倍総理大臣（当時）から、同会議の冒頭にて、このような有意義な事業を引き続き活用し各国との交流を更に深めていきたい旨発言したところであった。さらに 2020 年 10 月 19 日の日越大学における菅総理大臣スピーチ「共につくるインド太平洋の未来」においても、「2023 年の日 ASEAN50 周年の機会に「文化の WA」プロジェクトの後継となる魅力ある文化交流事業を打ち出していきたい」との意向表明がなされたところである。

この他、タイにおける日本語教育分野の取組として、中等教育機関の第二外国語教師の不足を補うため、2013 年から 2018 年までの 6 年間で日本語教師 200 人の養成に協力し、その後タイの教育行政官や学校長他を日本に招へいする等の働きかけにも取り組んできたところであるが、基金が長年にわたって実施してきた教師研修や“日本語パートナーズ”事業がタイ教育省から高く評価され、タイの教育の発展に著しい貢献をした団体にタイ教育大臣より与えられる賞を、基金バンコク事務所が受賞した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」を踏まえた出入国管理及び難民認定法の改正（平成 30 年法律第 102 号）により、2019 年 4 月に制度運用が開始された在留資格「特定技能 1 号」において必要とされる日本語能力水準を測る「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を、東南アジア地域ではインドネシア、カンボジア、タイ（令和 2 年 11 月初回実施）、フィリピン、ミャンマーで、各国の人材受入れニーズ等に則しつつ、感染症防止対策を徹底した上で実施した。来日就労希望者に必要な日本語習得を支援する取組（教材開発とインターネット上での無料公開、現地の日本語教師へのセミナーや研修の実施等）を行い、制度の円滑な運用に寄与した。

ウ. 中国

文化芸術事業分野では、2018 年の「日中映画共同製作協定」発効にも留意しつつ、引き続き映画交流の促進に資すべく 9 都市（北京、広州、シンセン、重慶、昆明、成都、武漢、長沙、香港）にて日本映画を上映し、合計 1.1 人超の来場を得たほか、中国の大手配信会社テンセントビデオとの共催により、「オンライン日本映画祭（日影季線上映画祭）」（2020 年 6 月）を開催、作品視聴は少なくとも累計 234.8 万回を記録した。また、重慶と瀋陽で各総領事館及び現地博物館等施設と共催した巡回展「現代日本のデザイン 100 選」では、開幕式に現地の文化関係有力者が多数出席し新たなネットワーク作りにつながった他、特に重慶では来場者が 3 万人を超え、主要メディア 5 社によるインタビューが実施される等大きな反響があった。

日本の生の情報に接する機会が少ない中国の地方都市において、青少年層を主な対象とした対日理解と交流促進を目的とする「ふれあいの場」は、中国国内での新型コロナウイルス感染状況に留意しつつ、令和 2 年度中は活動が可能な計 16 か所で「オンライン日本文化セミナー」等を実施し、国際間の人的往来が困難な中において日本への関心に応える活動を続けた。

日本研究・知的交流分野では、中国教育部との合意により 1985 年以来実施している「北京日本学研究中心事業」として、北京大学現代日本学研究中心設立 30 周年に際し、2020 年 12 月にオンラインで北京・東京・京都の主要 3 会場を結び記念行事を開催、中国各界で活躍する同センター卒業生のほか、日中両国の歴代教授陣、北京大学関係者等、錚々たる参加者 141 名を得ることができた。

エ. インド

2017年6月に東京で行われた日本経済新聞社主催の第23回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理大臣（当時）スピーチのフォローアップとして、平成30年度よりインド、ベトナム、ミャンマーの3か国で「日本語教師育成特別強化事業」を開始しているが、令和2年度はインドにおいて、新たに研修修了者2人がデリー近郊の州立工業高校2校で採用され、同2校で2021年3月に新規に日本語コースを開始したほか、コルカタのベンガル商工会でも本研修出身者がビジネス日本語コースを担当することになる等、着実に教師育成の成果が現れている。

オ. 欧州

博士課程以上を対象とした国際的高等研究機関であり、EU及び欧州諸国の知的指導者やハイレベルな実務家を輩出する等、欧州全域の知的指導層への強いコネクションを有する欧州大学院大学（European University Institute）に、1972年の設立以来初めて、日本を主対象とする「EU-アジア研究」プログラムが開設されることとなり、令和2年度から「現代日本理解特別プログラム」を通じた支援を開始した。本プログラムの開始については、エンリコ・レッタ元伊首相及び茂木敏充外務大臣からメッセージも寄せられる等、高い関心と期待が寄せられた。

また、2018年に政府間で締結された日中映画共同製作協定を受け、さらなる海外市場への展開の足掛かりとして国際共同製作を推進することを目的とした映画業界関係者や関係省庁等を交えた検討委員会での検討状況、加えて現在政府間で交渉中のイタリアとの映画共同製作協定の交渉状況や新型コロナウイルスの感染拡大のため集客を伴う事業の難しい国・地域の状況を見定めつつ、イタリアをはじめとした欧州4か国（世界全体では20か国）で30作品に及ぶ多様な作品を揃えたオンライン日本映画祭「JFF Plus: Online Festival」を開催した。欧州における視聴回数6.7万回余、報道件数321件を記録する等、大きな反響を呼んだ。

カ. 中東・アフリカ

基金カイロ事務所で中東・北アフリカ全域の学習者を対象に、「日本語ショートビデオコンテスト」を実施したところ、8か国から47チーム、96人が参加し、YouTubeの総再生回数は1万回を超えた。かかる反響ぶりに、急遽「在エジプト大使特別賞」が設けられる等、在外公館とも連携したオンライン事業実施の好事例となった。

また同事務所では、在イスラエル日本国大使館からの要請を受け、対パレスチナ日本政府代表事務所との共催事業として、基金日本語講座講師がパレスチナのナブルス大学の学生をはじめとするパレスチナ人93人に「みなと」eラーニング等を活用しつつ、入門レベルの「JF×パレスチナ オンライン日本語」を実施した。アラビア語で授業ができる現地講師がいない等の問題があり、日本語教育が確認されていなかった現地への初の事業となり、現地や日本の複数のメディアで報じられる等、注目を集めた。

キ. 中南米

海外の日本語教育においても対面授業に替わるオンライン化が広がったことから、オンラインで活用できるコンテンツへの需要に応えるため、基金メキシコ事務所では、メキシコ及び在中米カリブの日本国大使館に、日本語学習プラットフォーム「みなと」への登録をよびかけるイラスト・マンガ作品のSNSシェアを依頼した。このうち、在グアテマラ日本国大使館がFacebookページに投稿した内容が現地のメディアに掲載されたことの効果もあって、グアテマラの新規登録者数が急伸した（2021年1月の同国からの新規登録者数958名は同月の世界2位）。

また、コロナ禍による人や物の移動制限下で、余暇を家に居ながら安心して過ごすことのできる日本の映像コンテンツへのニーズが急激に高まったことを受け、緊急的対応として、中南米16か国に対して、日本の放送番組の配信事業を実施。2021年3月の日カリコム事務レベル協議において、第1回日・カリコム首脳会合にて安倍総理大臣（当時）が表明した日本の対カリコム政策の柱（内、一つが「交流と友好の絆の拡大と深化」）のレビューが行われ、今後も日・カリコム間の交流を深めること等が表明された。

3-3. 指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ 【課題と改善方策】 ア. 引き続き外務省との情報共有・連携をより一層緊密に行い、首脳外交や国際会議等の外交日程にも配慮しつつ、外交と連動した機動的・戦略的な事業実施が期待される。 イ. 新型コロナウイルス感染拡大による教訓を踏まえ、今後の事業の在り方について検討するとともに、「ジャポニスム 2018」及び「Japan 2019」を通じて培われたノウハウやネットワークを最大限活用し、引き続き東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成等に寄与することが期待される。
＜前年度評価結果反映状況＞ コロナ禍の中、年度当初に予定した外交周年に合わせた主催公演等の中止を余儀なくされる中、現地の状況に合わせた感染症対策を講じることにより国際間の人的往来を伴わない巡回展や日本映画上映事業を実施したほか、オンラインを活用した事業実施や広報にも積極的に取り組んだ。
3-4. 自己評価
＜評定と根拠＞ 評定 <u>A</u> 根拠 【指標 13-1】【指標 13-2】 コロナ禍の中、年度当初に予定した外交周年に合わせた主催公演等の中止を余儀なくされる中、現地の状況に合わせた感染症対策を講じ、国際間の人的往来を伴わない巡回展や日本映画上映事業の実施により外交周年対象国をはじめとする各国での実会場での事業実施を実現したほか、オンラインを活用した事業実施や広報にも積極的に取り組んだ。 米国では、良好な日米関係の象徴ともいえるべき全米桜祭りオープニング機会への、2.5 次元ミュージカル等によるオンライン公演を提供した。加えて、米国内各地に所在する日本庭園の活性化と文化交流活用への取組をウェビナー・シリーズにて継続した。また、日本語教育支援及び日本理解促進事業「GEN-J (Grassroots Exchange Network-Japan)」では、日本語教育サポーターによる米国中西部及び南部地域での日本語普及活動や日本理解アウトリーチ活動を継続、任期終盤は新型コロナウイルス感染症拡大期と重なったものの、ケンタッキー日米協会派遣のサポーターが、新型コロナウイルス感染症に関するケンタッキー州知事定例会見を日本語に訳して配信するチームの一員として情報発信に尽力した事例等、草の根レベルの日米交流活性化に貢献した。 東南アジアでは、「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト～知り合うアジア～」への取組が最終年度を迎える中、主要事業である“日本語パートナーズ”の派遣についてコロナ禍に伴い中止となったことを踏まえ、本「アジア文化交流強化事業」の実施期間は令和 3 年度末まで延長されることとなった。令和 2 年度は、オンラインを活用する等して現地の日本語教師や学習者の活動をサポートする事業や、今後の派遣事業の再開を見据えた取組をするとともに、オンライン日本映画祭をはじめとする文化芸術交流事業を展開した。 また政策上の要請に応じ、2019 年 4 月に制度運用が開始された在留資格「特定技能 1 号」において必要とされる日本語能力水準を測る「国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)」を、東南アジア地域ではインドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ミャンマーで、各国の人材受入れニーズ等に則しつつ、感染症防止対策を徹底した上で実施したほか、来日就労希望者に対する日本語習得支援の取組を行い、制度の円滑な運用に寄与した。 中国では、2018 年の「日中映画共同製作協定」発効にも留意しつつ、9 都市での日本映画上映開催、中国の大手配信会社との共催による「オンライン日本映画祭 (日影季線上映画祭)」、重慶と瀋陽で各総領事館他と共催した巡回展開催等、コロナ禍の中での中国との交流の深化、拡大の機会創出に貢献した。 そのほか、在イスラエル日本国大使館、対パレスチナ日本政府代表事務所との共催による「JF×パレスチナ オンライン日本語」講座の実施、コロナ禍の中における緊急的対応としての中南米 16 か国への日本の放送番組の配信事業実施等、外務省・在外公館との情報共有・緊密な連携を通じての様々な取組により各国での対日関心の拡

大に努めた。

以上のとおり、外交上の重要国・地域を踏まえつつ、外交日程等にも引き続き配慮した調整を行いながら、各国のコロナ禍の状況にも機動的に対応し、オンラインも活用した事業実施に取り組み、顕著な成果を上げている。

【課題と対応】

新型コロナウイルスをめぐり各国の状況の進展を注視しつつ、オンラインの活用等も含め文化の発信・交流を途絶えさせない仕組み作りに引き続き努める。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

【指標 13-1】【指標 13-2】に関し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でも、外交周年国において、海外事務所や在外公館等から現地の最新の感染状況を入手し、細心の注意を払いつつ、防疫措置を講じて、人の国際移動を伴わない巡回展や日本映画上映事業を実施したことを評価。

ロシアでは「日露地域交流年」にあわせて日本映画上映事業をロシアの地方都市（ウラジオストク及びサハリン）で実施、また日本との外交関係樹立 50 周年となるフィジーにおいては巡回展（「現代日本のデザイン 100 選」）を実施し、同巡回展には教育・遺産・芸術大臣をはじめとする同国要人が訪れ、現地で大きく報道されるなど、交流年や外交周年に貢献した。

集客型的主催公演や祭り事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、米国向けオンラインによる事業を除き、実施には至らなかったものの、主催公演や祭り事業の対象国側としても、国内の感染状況の悪化により、事業実施に慎重になり、実施を希望する状況にもなかったため、致し方なかった部分もあると思われる。本項目「No.11 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」は難易度・重要度ともに高く、また新型コロナウイルス感染症拡大状況下で先行きが読めない難しい状況にあっても、外交上の重要性を念頭において作成した国・地域別事業方針に基づき事業計画をたて、柔軟に対応し、以下のとおり所期の目標を達成するための代替となるオンライン事業等の実施に尽力した。

以上より、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められ、かつその難易度の高さを考慮した結果、国際交流基金による自己評価「A」は妥当である。

●東京オリンピック・パラリンピック

東京オリンピック・パラリンピックに先駆け、アテネでの聖火引継式のタイミングに合わせて開催を予定していた現代美術展「Relay to Tokyo—継承と発展」は、新型コロナウイルス感染症拡大により延期されるなど難しい状況にある中、会期を再調整して開催され、カテリーナ・サケラロプル大統領をはじめ 5 千人近くの来場者を記録し、東京オリンピック・パラリンピック広報へ貢献した。

また、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えて、公益財団法人講道館との連携による柔道交流事業を平成 28 年度より継続して実施。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当初計画していた国境を越えた移動を伴うプログラムの実施を断念せざるを得なかったものの、代替事業として、ASEAN の柔道指導者向けにオンラインセミナーを開催したほか、柔道の技や型をわかりやすく解説した映像教材計 35 本を日英 2 言語で制作しオンラインで公開し、特にアクセス数の多かった教材だけで 12 万回以上再生されるなど、ASEAN 各国のみならず世界中から当初の予想を大幅に超えた反響と注目が寄せられた。また、公益財団法人日本サッカー協会（JFA）と連携し、サッカーを通じた ASEAN 各国との交流拡大・人材育成やネットワーク形成等を目的とした事業を平成 26 年度より継続して実施し、指導者長期派遣事業では、若手のユース世代に対する支援に重点を置き、その世代の代表監督らを日本から派遣してきた。コロナ禍の中でも指導を中断することなく、任地への渡航が難しかった指導者が、指導方法に工夫をこらしつつ、オンライン形式で選手の指導を継続した結果、カンボジアの

U-19 代表が 1974 年以來 45 年ぶりに AFC（アジアサッカー連盟）U-19 選手権に出場するという、当初の人材育成の実現という当初の目標を超え、確実な実績としての快挙を達成し得た。これらの事業も東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成に大いに貢献したものと評価。

●米国

新型コロナウイルス感染症拡大の厳しい状況下でリアルの代替としてオンラインで実施された全米桜祭りオープニング事業では、世界でも人気を集める 2.5 次元ミュージカルをはじめ、タップダンス、東日本大震災を契機に結成された福島青年管弦楽団、全国高校書道パフォーマンス甲子園での優秀な成績を誇る高等学校書道部による特別映像など、日本文化の多様性を紹介するとともに、日本のプレゼンス維持に貢献した。また、平成 29 年度補正予算によって予算措置が講じられた「グラスルーツからの日米関係強化」事業について、2018 年 10 月から 2 年間の任期で米国中西部及び南部地域の日米協会等に派遣された日本語教育サポーター及び日本交流ファシリテーターは、米国で新型コロナウイルス感染症が拡大する厳しい状況の中、現地において草の根レベルでの日本語普及活動や日本理解アウトリーチ活動を可能な範囲で継続したことは評価に値する。

●東南アジア

日本語パートナーズの派遣がコロナ禍のため中止となる厳しい状況の中、オンラインを活用する等して、来日就労希望者への無料教材の公開、現地の日本語教師や学習者の活動をサポートする研修等の事業を実施し、過去 6 年間の活動で築いたネットワークを維持・発展させた。2014 年からのアジアセンターの取り組みについては、ラオス首相やベトナム副首相といった各国要人から、また、2019 年及び 2020 年の日 ASEAN 首脳会議の議長声明でも評価と継続への期待が明記された他、タイでは日本語教育の分野の取り組みが高く評価され、タイ教育大臣から表彰された。また、「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」についても、感染症防止対策を徹底した上で実施したことも評価できる。

●映画交流

中国では、2018 年に発効した「日中映画共同制作協定」に留意しつつ、中国 9 都市での日本映画の上映や中国の大手配信会社との共催による「オンライン日本映画祭」を実施し、また欧州では、現在進行中のイタリアとの映画共同製作協定の交渉に留意しつつ、イタリアを含む欧州 4 か国でオンライン日本映画祭「JFF Plus:Online Festival」を実施するなど、映画交流の促進に貢献した。

●欧州

欧州の著名な高等研究機関であるベルギーの蘭語系ブリュッセル自由大学、イタリアの欧州大学院大学に対して、現代日本関連講義の拡充のための「現代日本理解特別プログラム」による助成を行い、欧州大学院大学での開講についてはエンリコ・レッタ元伊首相からも歓迎のメッセージが寄せられた。

●海外事務所による在外事業

世界各地で新型コロナウイルス感染拡大の状況が異なる中、国際交流基金のカイロ事務所、メキシコ事務所等の海外事務所が、在外公館とも連携しつつ、現地の感染状況を踏まえて、アイデアや工夫を凝らした在外事業をオンライン上で実施したことは評価に値する。

【今後の課題】

ア. 外務省との情報共有・連携をより一層緊密に行い、首脳外交や国際会議等の外交日程 にも配慮しつつ、外交と連動した機動的・戦略的な事業実施が期待される。

イ. 在外事業に関し、外交と連動した機動的な事業を展開する場合は、外務省及び在外公館に事前に情報共有するよう求める。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

- ア．外務省と基本的な目的や方向性は共有しつつ、それぞれの強みを活かしながら、巧みに棲み分けが行われている点を高く評価。国際交流基金の強みは（広義の）政策環境を多面的に開拓し、中長期的な視点から「種まき」を行う点にあると思われるので、その利点を今後も活かし続けて頂きたい。
- イ．グラスルーツからの日米関係強化事業でのオンラインでの活動継続や、東南アジアやインドでの事業継続、人的往来を伴わない活動が展開された点を高く評価。また、特定の外国に偏ることなく、米国、中国をはじめ、東南アジア、ロシア、フィジー、イスラエル、パレスチナなど、広範囲で事業を実施している。自己評価書の「A」との評価結果は妥当であると確認し、本事業の重要性をさらにアピールしたい。
- ウ．感染症拡大により外交周年に合わせた主催公演等の中止や五輪延期等の影響を受けつつ、外交上の重要国を踏まえながら国際間の人的往来を伴わない形での巡回展などを実施して機動的に対応した点を評価すべき。各国での実会場での事業実施、オンラインを活用した事業実施や広報にも積極的な取組が行われた。今後も国際政治の動向を直視し、長期的視野を踏まえ研ぎ澄まされた戦略性を涵養すべき。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.12	内部統制の充実・強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ						
指標等	達成目標	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。	海外事務所 25 か所	8 か所	7 か所 (※1)	5 か所	0 か所 (※2)	(未実施の残りは 6 か所)
	国内附属機関 2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	1 か所 (※2)	(未実施の残り無)
	国内支部 1 か所	1 か所	1 か所	0 か所	1 か所	(未実施の残り無)

※1 うち 1 か所は平成 29 年度分と重複

※2 3－2. 業務実績（4）参照

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 （2）内部統制の充実・強化 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。 また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。
【中期計画】 イ 内部統制の充実・強化 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。 また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。 そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。 また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【年度計画】

イ 内部統制の充実・強化

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。

また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。

そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。中期目標期間中に全ての海外事務所および国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受けることとなるよう、海外事務所の実地監査を着実に進める。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【主な評価指標】

【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。

3-2. 業務実績

(1) 統制環境の整備

業務方法書に基づき整備した関連規程等を含む各種内部統制の内規に従った業務遂行に加え、理事会をはじめ、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、契約監視委員会、情報セキュリティ委員会、情報システム委員会等での課題の共有や方針の審議活動を通じて、各種の内部統制活動を行った。

また、以下の例のような規程の見直しや運用改善を行ったほか、内部統制委員会を年度末に開催し、令和 2 年度中の内部統制に関する取組全体についての点検を行なうとともに、年度終了後の監査においてもチェックを行った。

ア、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」に基づく情報セキュリティに関する各種規程の改訂を行った。

イ、新たな本部業務の内部監査プランに基づき、新方式の内部監査（助成案件監査、契約・支出案件監査等）を開始し、監査報告を作成した。

さらに、すべての役員と部長等が出席する内部定期会議（運営検討会議）、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会等で、理事長や役員から職員に対し、職務の基本姿勢、職員の心構え等についても指導を行う等、内部統制の基礎となる適切な統制環境の醸成にも努めた。

(2) リスク対応

令和 2 年度にはリスク管理委員会を 2 回開催し、新型コロナウイルス感染症への対応を令和元年度に引き続いて検証及び検討したほか、令和 2 年度の重点事項の実施状況を確認するとともに、業務上のリスクを見直し、令和 3 年度に向けた重点事項を策定した。

(3) 周知の徹底と内部監査

内部統制に関する指示や命令・情報についてリスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ委員会や運営検討会議、部長会等の内部会議を通して管理職が把握するほか、グループウェアを通して随時共有・周知をした。また、令和 2 年度は、コンプライアンス上の各種の重要事項や注意点を解説した『コンプライ

アンス・ガイド』を冊子化し、全従業員向けに配布・掲示するとともに、職員研修やコンプライアンスの指導にも活用した。

一方、監査室では、以下（４）にもあるとおり法令・内規の遵守状況、業務の適正性（例：コロナ禍での在宅勤務制度、情報セキュリティ対応、資金運用、海外事務所・国内附属機関等の管理事務等）をチェックする内部監査を行った。

（４）海外事務所、国内附属機関・支部に対する内部監査・会計監査人の実地監査

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地による監査が困難な状況となったが、監事、監査室及び会計監査人が有機的な連携を図ることにより、以下のとおり監査を実施した。

ア．海外事務所

（ア）監査室による書面監査（監事監査の補佐業務として実施） 25 か所

（イ）会計監査人によるリモート監査 2 か所

イ．国内附属機関・支部

（ア）監査室による書面監査 2 か所

（イ）会計監査人による実地監査 2 か所

（５）内部統制に関する研修

内部統制の向上のための職員の知識及び意識の涵養のために、以下のような職員対象研修を実施した。

ア．総務・システム・会計等実務研修（決裁・文書実務、情報公開・個人情報保護、安全管理、会計事務等の指導

イ．新入職員や海外赴任予定者対象のコンプライアンス研修・指導

ウ．ハラスメント防止や労働安全衛生管理のための研修

エ．情報セキュリティ研修

（６）事業評価

事業評価については、独立行政法人通則法に基づき、令和元年度業務実績等報告書（自己評価書）を作成し、外務大臣の評価を受けた。また、主要な事業について、事業の目的意識の明確化と目的に沿った事業成果と改善点の確認徹底に取り組むとともに、コロナ禍の中で新たに組み込んだオンライン事業についてもノウハウの部署横断的な共有等に努めた。さらに、令和３年度プログラム編成に当たっては、令和２年度に引き続き、PDCAサイクルをプログラムレベルでも機能させるため、令和２年度各プログラムのねらいに対する成果を確認するとともに、今後の方向性を検討した結果、従来のプログラムの一部について新設、統合、終了等の再編を行った。

３－３．指摘事項への対応

<前年度評価結果>

昨年度の指摘を受けて監事体制の改善、強化に取り組んだ点は評価できるものの、以下有識者意見のとおり、一般的な業務管理という観点からのみではなく、国際交流基金の個別事業に即した形でのリスク及びその対応の明確化が必要。次期中期計画策定に向けて、特にこの点を念頭に国際交流基金の内部統制強化に向けた取り組みを進めていくことを期待。

<前年度評価結果反映状況>

令和２年度は、上記の指摘を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が組織の事業と運営に大きな影響とリスクを及ぼしている状況に鑑み、コロナ禍に対応するため導入された在宅勤務制度の整備状況につき監査を行うとともに、近年、個別の事業において発生し、大きなリスクとなっている情報セキュリティ・インシデントに関する要因分析と対応状況に関する監査を実施した。

また、令和３年度の事業計画を各部署が作成する際には、各主要事業の実施において想定されるリスクについても併せて検討・共有することとした。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 B

根拠：

内部統制の取組については、業務方法書に基づき、リスク管理委員会を含めた各種委員会にて課題の共有や対応方針についての議論を進めた。それらの議論も踏まえて、具体的には令和元年度第4四半期から発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取組状況を中心に検証し、勤務体制の変化等により国内外において発生しうるリスクへの対処等について検討を行った。

また、冊子版『コンプライアンス・ガイド』を全従業員向けに配布・掲示し、研修・指導にも活用する等、コンプライアンス全般に関する意識向上を図っている。

監査室は、業務の適正性をチェックする内部監査を行い、特にコロナ禍において大きなリスク要因となりうる在宅勤務制度の整備状況等、緊急度の高い事項につき監査を実施した。

海外事務所及び国内附属機関・支部に対する実地監査（【指標 14】）については、コロナ禍により、実地による監査が困難な状況となったが、監事、監査室及び会計監査人が有機的な連携を図ることにより、全海外事務所 25 か所を対象に書面等による監査を実施するとともに、国内附属機関・支部 2 か所を対象に書面（会計検査人は実地）による監査を実施した。

事業評価についても、令和元年度業務実績報告書を適正に作成するとともに、主要な事業の成果及び改善点の確認と次年度のプログラム再編を進めた。また、コロナ禍の中で新たに取組んだオンライン事業についてもノウハウの部署横断的な共有等を進めた。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【課題と改善方策】

令和元年度第4四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、在宅勤務制度のリスク要因分析や実地検査に代わる書面等による監査を実施するなど、状況の変化に応じて適切に監査が行われた点は評価できる。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することも予想される中で、個別事業に即した形で具体的にリスク評価を行い、その対応を明確化することを含め、引き続き内部統制強化のための実質的な取組の継続が期待される。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 内部統制＝コンプライアンスではなく、コンプライアンス概念を包括するより大きな概念である。最大のポイントは「リスク評価と対応」であり、これにより独立行政法人の中期目標の達成を阻害するリスクへの評価と対応が明確になり、有効な業務実施が可能となる。

基金における最大のリスク要因は、コロナ対応以外では、海外展開している事業関係者の安全確保とのご回答であり、それに対しては様々な対応がされていることは、以下のNo. 13における記載をみても理解できる。

そのような認識であるならば、事業報告書の「8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」に明確にそ

これらの内容を記載すべきである。そもそも、独立行政法人の事業報告書は昨年度から大幅に内容が変更されており、事業報告書の「８．業務運営上の課題・リスク及びその対応策」は民間企業の有価証券報告書における「リスク情報」に対応するものである。これらの記載の在り方を、他の独立行政法人の事業報告書の優良事例などをもとに再検討すべきである。

また、この部分の記載において「業務方法書」への参照の旨の記載があるが、業務方法書では一般的な内部統制システムのことが記載してあるにすぎず、「法人が識別しているリスク評価と対応の具体的な事項」は一切記載がないので、業務方法書を参照することで記載を省略することは適切ではない。

イ 内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会など、必要に応じた対応がなされており、『コンプライアンス・ガイド』を冊子化し、配布するなどの措置がとられており、所期の目標は達成されていると判断し、自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	事業関係者の安全確保
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年度	令和 3 年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 (3) 事業関係者の安全確保 天災や突発的な事件・事故等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）も踏まえながら、海外治安情報の収集及び共有の体制整備、緊急時における行動規範の整備及び遵守徹底、危機発生時の体制整備及び事前の研修・訓練の徹底等を図り、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。
【中期計画】 ウ 事業関係者の安全確保 海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、安全管理に係る組織体制の整備、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と共有の体制強化、外部の専門家やコンサルタントの活用による安全対策の点検やマニュアルの整備、日本国内外における外務省・在外公館や関係団体との連携・情報交換の強化、基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練の実施等の取組を進める。
【年度計画】 ウ 事業関係者の安全確保 国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のための取り組みを進める。具体的には、平成 29 年度に設置した「安全管理室」を中心に、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と基金内での共有の継続、外部コンサルタントの活用により作成した「海外安全対策マニュアル」等にもとづき基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練を実施するほか、安全対策の点検を引続き行う。加えて、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス策について、可能な限りの情報収集を実施し適切な対応を行う。 「たびレジ」登録の徹底を継続して行い、また日本国内外において、外務省・在外公館や関係機関との連携・情報交換の強化に努める。

【主な評価指標】

【指標 15-1】安全対策に関わる体制の整備・強化の取組状況（安全対策に特化した部署の設置、情報収集と共有の体制整備、オンライン研修の導入等）

【指標 15-2】職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底（「たびレジ」登録を、規程・契約書等に明記してルール化）

3-2. 業務実績

平成 29 年度に設置・整備した「安全管理室」と関連規程類を軸として、リスク情報配信サービスや「たびレジ」等による脅威情報を収集するとともに、実際に基金関係者が直面したリスクについてもグループウェアや会議にて共有を進めたほか、職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録徹底を進めた。平成 30 年度に制定した「海外安全対策マニュアル」及び「安全対策の手引き」に基づき、国内各部署における個別のマニュアル類の点検・整備・見直し等を行った。

また、従来は国内一般職員向けのみであった海外安全管理研修については、オンラインで海外事務所関係者も参加が可能な形で実施し、新型コロナウイルス対応を中心に、事業関係者の海外派遣及び自身が海外出張・赴任をするに当たっての重要ポイントを周知した。

さらに、「国際協力事業安全対策会議」や「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の会合に引き続き参加する等、外務省や関係機関との情報交換を行った。

令和元年度第 4 四半期に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に際しては、政府が発令した 2 度の緊急事態宣言を受けて、理事長を本部長とする緊急事態対策本部を立ち上げて基金内部での各種対策について決定し、関係者への周知を行ったほか、緊急事態宣言が発令されていない時期においても総務担当理事を筆頭とした対策連絡会議を随時開催して様々な対策を検討、実行した。具体的には、関係者の安全確保と感染拡大防止を最優先し、以下の対策を実施した。

- ア. 新型コロナウイルス感染症が流行する中での事業実施方針策定イ. 感染拡大の可能性のある国内外の事業の中止・延期
- ウ. 海外在住の関係者の一時帰国
- エ. 職員の時差出勤、シフト勤務並びに在宅勤務に向けての環境整備及びその励行
- オ. 事務所内の衛生管理強化及び基金内部関係者に対する感染拡大防止のために実施すべき対策に関するグループウェア等を通じての情報共有

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

新型コロナウイルスの感染拡大における事業関係者の安全確保対策は、これまで国際交流基金が想定していた事態とは異なる方向性での安全確保対策ということもあり、状況に即応した体制の整備、措置の実行が必要であった。令和元年度第 4 四半期時点では、即応性が特に求められたものの、当面コロナウイルス感染拡大への対応が続くことが想定されるため、より長期的な措置を想定した上で、現在の安全確保対策の有効性を再検討するとともに、今後感染症対策という観点でのマニュアル整備が必要と考える。

<前年度評価結果反映状況>

コロナ禍においても、関係者の安全に配慮しつつ事業を実施できるよう関係者の渡航及び事業実施に係る方針を策定し、同方針に基づいて各種事業が行われている。今後は現行の「事業継続計画」の内容を精査した上で、現状に合った安全確保対策の検討に努める。

3-4. 自己評価
＜評価と根拠＞ 評価 B 根拠： 平成 30 年度に制定した「海外安全対策マニュアル」及び「安全対策の手引き」に基づき、国内各部署における個別マニュアル等の点検・整備・見直し等を行った。従来は国内関係者のみを対象として行っていた海外安全管理研修に関しては、対象者を海外事務所関係のスタッフに拡大する形で実施し、海外及び国内における安全管理に関する共通認識形成に寄与した。 加えて、令和元年度第 4 四半期に発生した新型コロナウイルスの感染拡大に際しては、2 度発令された政府の緊急事態宣言発令に迅速に対応する形で、理事長を本部長とする緊急対策本部を設置し各種対策を実行したほか、緊急事態宣言が発令されていない時期においても、総務担当理事を筆頭とした対策連絡会議を随時開催して様々な対策を実行した。 上記のとおり、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のために着実に体制の整備・強化に取り組んでいることから、所期の目標を達成していると自己評価する。 【課題と対応】 引き続き脅威情報の収集・共有を行い、また研修を実施することで、安全管理に関する体制の強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先課題として体制の整備及び必要な措置を引き続き遅滞なく実行する。

3-5. 主務大臣による評価
＜評価と根拠＞ 評価 B 根拠： 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 【課題と改善方策】 引き続き安全管理に関する基本体制を効果的に機能させるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化することも見据え、勤務形態の多様化等に対応した「事業継続計画」の見直しも含めた安全確保対策の強化が期待される。 【その他指摘事項】 主な有識者意見の概要は以下のとおり。 ア 従来は国内関係者のみを対象として行っていた「海外安全管理研修」を海外事務所関係のスタッフに拡大して実施し、安全管理に関する共通認識の形成に努めているなど、安全確保のための体制整備・強化に取り組んでいることから、所期の目標を達成していると判断し、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	情報セキュリティ対策
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年度	令和 3 年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 (4) 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。
【中期計画】 エ 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年度版）（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かす事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。
【年度計画】 エ 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かす事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。 また、次世代 IT 環境として、セキュリティを強化し、且つ利便性を向上させた国内・海外拠点で共通の情報基盤システムを構築・導入するための、調査および要件定義・仕様策定を実施する。
【主な成果指標】

3-2. 業務実績

- (1) 情報セキュリティ対策推進計画に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じた。ア. 平成 30 年度に実施された外部監査指摘事項についてすべて対応を完了した。
- イ. 高度サイバー攻撃等への対策導入計画（平成 30～令和 3 年度）につき、令和元年度中に要対応事項への対応を完了、その他についてはセキュリティと利便性を大幅に向上させる次世代 IT 環境の構築計画を踏まえて、同導入計画を部分変更した（各種の不正通信遮断機能は実装済みのところ、監視機能については、次世代 IT 環境で実現する）。
- ウ. 新たに発見されたソフトウェアの脆弱性に係る対策は、外務省、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）及びコンピューター技術会社等から情報が届き次第、その都度、速やかに関係部署に事情聴取及び指示の上、必要な措置を講じた。
- エ. 関係規程及びマニュアルの整備については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）を踏まえ、特に CSIRT（コンピュータセキュリティインシデント対応チーム）体制の見直しと関連規程等の改訂、並びに関係者への周知を行った。
- オ. 役職員向けの情報セキュリティに関する教育については、経営陣対象及び情報セキュリティ委員会委員対象の研修、新入職員対象の基礎的研修、標的型攻撃メール訓練を実施した。また、例年の自己点検に加え、CSIRT 中心メンバーが CYDER 研修（実践的サイバー防御演習）等を受講した。
- (2) 平成 30 年度から令和元年度にかけて、海外事務所を中心に情報インシデントが頻発したところ、研修や情報セキュリティ意識の周知徹底等の対策を講じた結果、令和 2 年度の発生件数が減少した。発生した情報インシデントについては以下のとおり。
- ア. 攻撃、ウィルス等（平成 30 年度：3 件、令和元年度：6 件、令和 2 年度：2 件）
- イ. 業務上の情報漏えい（平成 30 年度：8 件、令和元年度：8 件、令和 2 年度：4 件）
- (3) 最高情報セキュリティ（CISO）アドバイザーとともに現状の再確認を行い、改善策について協議し、順次対応に着手した。
- ア. 国内外すべての情報セキュリティと利便性をともに大幅に向上させるべく、ゼロ・トラスト・アーキテクチャをベースとする次世代 IT 環境の構築準備を計画どおりに進めた。
- イ. すべての海外事務所の情報セキュリティ調査を行い、事務所ごとの現状と対応策、並びに全体の状況と対応策を報告書の形にまとめた。令和 3 年度初めに各事務所へフィードバックを実施。
- ウ. 情報システム調達ガイドラインを整備し、調達に伴う情報セキュリティを強化した。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策として政府一丸となつてのテレワーク推進の呼びかけがなされる中、次世代 IT 環境稼働までの暫定措置として、新たにテレワーク環境を構築し、事業継続計画を実現する際にも、情報セキュリティの確保を最優先課題として万全なものとし、情報インシデントを防いだ。その上で、情報セキュリティに十分配慮しつつ、テレワーク環境を段階的に改善した。

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果> 世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ICT を活用したリモートワークの普及が加速しているところ、情報セキュリティの脅威に晒される機会が増え、対策の重要性がこれまで以上に増している。こうした社会情勢の変化も踏まえ、早期に次世代 IT 環境を構築することが望まれる。
<前年度評価結果反映状況>

次世代 IT 環境構築は、組織全体の基盤システムの大規模かつ抜本的改築であり、国際入札を含めて然るべき準備・構築期間を要するところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の最中にもかかわらず、ほぼ当初計画どおりに準備を進め、予定どおりの令和 4 年度第 3 四半期の稼働を目指している。並行して、同稼働までの暫定的な措置としてのリモートワーク環境やオンライン会議・事業のインフラ構築について、情報セキュリティを充足しつつ、段階的に整備・構築を行った。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 B

根拠：

一昨年度の厳しい評価を踏まえて、前年度の情報セキュリティの一層の強化を継続し、必要な情報セキュリティ対策を万全に実施するとともに、CSIRT の見直し等 CISO アドバイザーとともに積極的対策を行った。さらに、情報インシデントに対して迅速、的確かつ抜本的な対策を講じた結果、情報インシデント数の減少を達成できた。

また、未曾有の危機であるコロナ禍を引き金として、暫定的なリモートワーク環境構築をはじめとする諸々の対策を講じるに際しても、情報セキュリティを確保することができた。

さらに、利便性と情報セキュリティの大幅な向上を目的とするゼロ・トラスト・アーキテクチャをベースとして構築する次世代 IT 環境について、コロナ禍にもかかわらず当初計画どおりに準備を進めることができた。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

情報セキュリティ強化と利便性の向上を図る国内外事務所を統一した次世代 IT 環境構築を着実に進めるとともに、海外事務所の情報セキュリティ調査結果を踏まえた対応を、各国・地域のコロナ感染状況に配慮しながら、各事務所に促すこととする。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【課題と改善方策】

取組の効果が情報インシデントの発生件数の減少という形で現れているところ、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務等の拡大が、セキュリティ・インシデントのリスク増要因となることが考えられる。加えて、国際交流機関がサイバー攻撃の対象となる可能性も念頭に置きながら、引き続き、実効性のある対策強化が求められる。

今後、業務の電子化・デジタル化を進める上では情報セキュリティ対策を一層強化する取り組みが重要であり、次世代 IT 環境の構築を着実に進めるとともに、稼働前においても十分な対策を行うことが必要。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 最高情報セキュリティ（CISO）アドバイザーと対応していること、および、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）の外部監査指摘事項への対応をすべて完了していることなど、情報セキュリティ対策は他の独

立行政法人と比較しても、評価できるものと判断する。

イ インシデント件数が減少している点を評価したい。基金の自己評価は妥当と思われる。

ウ 過去の情報セキュリティのウィルスの攻撃やウィルス感染、情報漏洩などのインシデントを教訓として、コンピューターセキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）体制の見直しや最高情報セキュリティのアドバイザーによる改善策の実行などが行われたことは評価できる。また、ゼロ・トラスト・アーキテクチャーのモデルに基づく次世代 IT 環境の構築などを目指している点も今後に期待でき、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)